

令和 5 年 第4回定例会

自 令和 5年12月 1日

至 令和 5年12月20日

松 川 町 議 会 会 議 録



松 川 町 議 会

令和5年

第4回定例会

令和5年 第4回 松川町議会定例会

会 期

令和 5 年 1 2 月 1 日

21日間

令和 5 年 12 月 21 日

目 程 表

[illegible]

月日	曜日	日 程	頁
11	月		
12	火		
13	水	再 開 令和5年12月13日（水曜日） 午前9時30分 開議宣告 議事日程の報告 日程第 1 一般質問（8名） 散 会	75
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		
20	水	再 開 令和5年12月20日（水曜日） 午後1時00分 開議宣告 議事日程の報告 日程第 1 議案審議（12件） 議案第7号～第13号 議案第16号～第20号 日程第13 請願・陳情の審査（1件） 陳情4 日程第14 議員提出議案（1件） 発議第1号 日程第15 継続審査・調査について 日程第16 町長あいさつ 閉 会	159 170 171 173 174
21	木		

付議議案および議決結果一覧表

《 議案審議 》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
議案第 1 号	松川町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12 月 1 日	12 月 1 日	可 決	16
議案第 2 号	松川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12 月 1 日	12 月 1 日	可 決	17
議案第 3 号	松川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12 月 1 日	12 月 1 日	可 決	21
議案第 4 号	特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12 月 1 日	12 月 1 日	否 決	28
議案第 5 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12 月 1 日	12 月 1 日	否 決	
議案第 6 号	令和 5 年度松川町一般会計補正予算（第 8 回）について	12 月 1 日	12 月 1 日	可 決	44
議案第 7 号	令和 5 年度松川町一般会計補正予算（第 9 回）について	12 月 1 日	12 月 20 日	可 決	159
議案第 8 号	令和 5 年度松川町国民健康事業保険特別会計補正予算（第 2 回）について	12 月 1 日	12 月 20 日	可 決	
議案第 9 号	令和 5 年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について	12 月 1 日	12 月 20 日	可 決	
議案第 10 号	令和 5 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）について	12 月 1 日	12 月 20 日	可 決	
議案第 11 号	令和 5 年度松川町水道事業会計補正予算（第 4 回）について	12 月 1 日	12 月 20 日	可 決	
議案第 12 号	令和 5 年度松川町下水道事業会計補正予算（第 4 回）について	12 月 1 日	12 月 20 日	可 決	

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
議案第 1 3 号	令和 5 年度松川町信州まつかわ温泉清流苑事業会計補正予算（第 4 回）について	12 月 1 日	12 月 20 日	可 決	159
議案第 1 4 号	第 5 次松川町総合計画〔改訂版〕の計画期間の変更について	12 月 1 日	12 月 1 日	可 決	67
議案第 1 5 号	辺地に係る総合整備計画の変更について	12 月 1 日	12 月 1 日	可 決	68
議案第 1 6 号	松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	12 月 20 日	12 月 20 日	可 決	163
議案第 1 7 号	松川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	12 月 20 日	12 月 20 日	可 決	165
議案第 1 8 号	令和 5 年度松川町一般会計補正予算（第 10 回）について	12 月 20 日	12 月 20 日	可 決	166
議案第 1 9 号	松川町固定資産評価審査委員会の委員の選任について	12 月 20 日	12 月 20 日	可 決	168
議案第 2 0 号	南信州広域連合が処理する事務の変更及び南信州広域連合規約の変更について	12 月 20 日	12 月 20 日	可 決	169

《 請願・陳情 》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
陳 情 4	松川町再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインの改定を求める陳情	12 月 1 日	12 月 20 日	採 択	170

《 議員提出議案 》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
発議第 1 号	県施設の整理統合が続く中で、地域の振興に資する施設整備等を求める意見書の提出について	12 月 20 日	12 月 20 日	可 決	171

一 般 質 問 の 質 問 事 項

令和5年12月13日

順 序	発言通告者	質 問 事 項	頁
1	米 山 義 盛	1 町内の河川水質検査の結果から見えること 2 「ゼロカーボン社会」への町の取り組みについて	75
2	川 瀬 八十治	1 少子化に対して町の施策は	83
3	松 井 悦 子	1 どうする、高齢者福祉、障がい者福祉	97
4	星 野 光 洋	1 生東グランドにある体育館「リズム室」のこれからについて問う	108
5	米 山 郁 子	1 入札業務の標準化と改革は進んでいるか	115
6	塩 沢 貴 浩	1 地方都市の活性化に向けて	126
7	間 瀬 重 男	1 町長の政治姿勢を問う	131
8	加賀田 亮	1 自治会や区に対する町の認識を問う	141

令和 5 年 松川町議会 第 4 回定例会
(第 1 日 目)

令和5年第4回松川町議会定例会会議録 (第 1 日 目)

令和5年12月1日（金曜日）

午後1時00分 開議

開会宣告

議事日程の報告

日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 町長あいさつ

第 4 議案第 1 号 松川町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

第 5 議案第 2 号 松川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関
する条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第 3 号 松川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

第 7 議案第 4 号 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

第 8 議案第 5 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

第 9 議案第 6 号 令和5年度松川町一般会計補正予算（第8回）について

第10 議案第 7 号 令和5年度松川町一般会計補正予算（第9回）について

第11 議案第 8 号 令和5年度松川町国民健康事業保険特別会計補正予算（第2回）に
ついて

第12 議案第 9 号 令和5年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）につ
いて

第 13 議案第 10 号 令和 5 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）について

第 14 議案第 11 号 令和 5 年度松川町水道事業会計補正予算（第 4 回）について

第 15 議案第 12 号 令和 5 年度松川町下水道事業会計補正予算（第 4 回）について

第 16 議案第 13 号 令和 5 年度松川町信州まつかわ温泉清流苑事業会計補正予算（第 4 回）について

第 17 議案第 14 号 第 5 次松川町総合計画〔改訂版〕の計画期間の変更について

第 18 議案第 15 号 辺地に係る総合整備計画の変更について

第 19 議長の報告

請 願 4 松川町再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン
の改定を求める陳情

散 会

出席議員 11 名
(別表のとおり)

欠席議員 1 名

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

開会宣告

○議長（中平文夫） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和 5 年第 4 回松川町議会定例会を開催いたします。

議事日程の報告

○議長（中平文夫） 議事日程の報告であります。本日の日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

本日の会議に説明者として理事者、各課長、局長、館長の出席を求めています。

株式会社チャンネル・ユーのケーブルテレビ生中継の許可をしてあります。

なお、米山俊孝議員より欠席する旨の届け出が出されておりますので、ご報告いたします。

=== 日程第 1 会議録署名議員の指名 ===

○議長（中平文夫） 日程第 1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第 126 条の規定により 4 番、加賀田 亮議員、5 番、米山郁子議員を指名いたします。

=== 日程第 2 会期の決定 ===

○議長（中平文夫） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮らいたします。

本定例会の会期につきましては、本日から 12 月 21 日までの 21 日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 12 月 21 日までの 21 日間と決定いたしました。

=== 日程第 3 町長あいさつ ===

○議長（中平文夫） 日程第 3、町長あいさつであります。

北沢町長。

○町長（北沢秀公） 12 月議会に際しまして、あいさつを申し上げます。

大変お忙しい中、21 日間にわたります定例議会、大変にお世話になりますがどうぞよろしく願いいたします。

今朝から豊丘村では、山火事が発生しておりまして、ヘリによる消火が今も行われていると思います。火災の多い時期になってまいりますので、消防団とも連携を図る中で、予防消防に努めてまいりたいと思っております。

さて、先日 27 日には、松川町町長表彰をさせていただきました。個人 7 名、団体 2 団体、企業 1 企業の皆様に対しまして改めて敬意を表するとともに、長年の功績とそれぞれの力が我が町にとって大変大きな強い力、活力、活性化の源になってきたのだと改めて感謝するところであります。

次に、一般社団法人「グリーンみらい」が、10 月 17 日に設立いたしました。先日オープニングイベントが開催されました。今は亡き、森谷岩夫議員が当初より「くだもの里である松川町を未来につなげるために法人の設立を、研修できる環境を」と都度言われておりましたことを思い出します。その思いがようやく形にできたと報告するとともに、まだスタートしたところでありますので、今後松川町にとって絶対的に必要な、なくてはならない法人となるよう、努めてまいりたいと思っております。

28 日には、商工会の産業懇談会が開催され、24 項目という大変多くの検討課題を頂戴いたしました。経済状況を含め、地域での課題を地域で解決することが困難になってきているケースが区・自治会・消防団と同じく、非常に多くなっていると思いますし、町として仕組みや解決策を一步踏み込む中で検討しなければいけないときが来ていると考えております。その中でも非常に活発な意見交換ができ、町への期待を強く感じましたし、私自身その思いに応えてまいれるよう邁進してまいりたいと思います。

さて、12 月議会定例会におきましては、まず 12 月 2 日に閣議決定されました経済対策としての重点支援地方交付金、低所得世帯に対する 1 世帯当たり 7 万円の生活支援臨時給付金を本年中に支給するため、本日、一般会計第 8 回補正予算にて緊急でお願いするものであります。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

一般会計補正予算（第 9 回）としましては、人事院勧告に基づく人件費補正を中心としてお願いしてまいります。以外としましては、リニア対策事業による福与河原圃場事業整備において、上下水道設計積算業務・物件調査業務・天竜井取水施設建設事業設計業務として 5,783 万円、前河原道路測量設計業務として 760 万円、計 6,543 万円を 100%満額 J R による財源といたしまして上程をさせていただきます。

この件につきましては、関係者との調整を実施する中で、いよいよ具体的にスタート

ができることを心より感謝申し上げるとともに、安心安全な工事と未来に向けた事業とし、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

農業振興におきましては、最適農地利用総合対策事業として、モデル地区としまして、令和元年より上片桐大沢地区において「人・農地プラン」を活用し、検討がされてきましたが、実情に即した農用地保全を推進し持続可能な農業を実現するため、財源として国の交付金 500 万円を活用し、計画の策定及び計画達成に必要な資機材等の整備を行ってまいります。

続いて、生涯学習課関係におきましては、図書館・資料館屋根外壁改修工事として 1 億 1,550 万円、総合グラウンド・テニスコート LED 改修として 5,360 万円でございます。

その他、特別会計・企業会計における補正予算をお願いするものであります。

議案第 3 号から議案第 5 号におきましては、8 月よりご提案、ご相談及びご協議いただきまして、チャンネル・ユーなど情報発信に努めてまいりましたが、11 月 29 日に報酬審議会において答申のありました、職員・特別職の給与、議会議員の議員報酬についてでございます。この件におきましては、これまでの減額に至った経過・年数、さらには類似団体等の比較を鑑み、また、次世代を担う皆さんのためにも、今後の日程等を検討する中で上程させていただくものであります。また、来年秋には、町会議員選挙も控えております。多くの町民の皆さんが町政に関心を持ち、少しでも安心して関わっていただけるための土台づくりをするためには、このタイミングしかないと判断をしたものであります。

そしてこの中にあります私自身の町長職に関するものでありますが、今回、私がなぜ就任直後にこの業務に取りかかったといえますのは、先ほど言ったとおりであります、自分自身の報酬を上げるためのものではありません。さらに、この 4 月に就任し、まだ 7 カ月しか経過していません。この期間で自分自身の報酬を上げることは当然ありえないと考えていますので、方針としましては、この任期中での私の報酬について改定はしない。よって、令和 9 年 4 月より施行と考えております。この件に関しましても後ほど上程させていただきますが、よろしくお願いいたします。

また、最終日に向けましては、企業版ふるさと納税によりフォレストアドベンチャー運営会社よりいただきましたのでその用途について、旧老人福祉センター改修設計についてお願いをしてまいりたいと思います。

3 つ目としまして、国において 29 日に補正予算が決定になりました。追加の物価高騰

による経済対策が急遽決まってまいりましたので、この点につきましては、事前情報の下、町としましても前もって検討をしてくる中で、8月の際には、事業者向け支援をしてまいりました。現在の経済状況から、物価高騰・燃料高騰は大変厳しいものがありますので、個人向けの政策として考えており、詳細は委員会、全協にて説明させていただき、最終日にお諮りしたいと思っております。

結びになりますが、いよいよ師走に入り大変忙しさを増す中、12月定例会にて大変にお世話になります。多くの案件につきましてご審議いただきますが、よろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

=== 日程第4 議案審議 ===

◇ 議案第1号 松川町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中平文夫） 日程第4、議案第1号、松川町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

下井まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（下井昭二） よろしく申し上げます。

= 議案第1号 朗読・説明 =

○議長（中平文夫） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

米山義盛議員。

○3番（米山義盛） 説明も全協でいただきましたけど、ちょっと聞き漏らしたこともありまして、ちょっと改めてここで質問させていただきます。

新たに4号棟・5号棟・6号棟という形で移住促進住宅に使えるということでございますが、これで促進住宅の受入れ戸数は何世帯ぐらい入ることができるのか、ちょっと確認させていただきたいと思って質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（中平文夫） 下井まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（下井昭二） はい、ご質問いただきました。

既存の1号から3号までは、それぞれ3世帯が入れるかなと思っております。今回、

追加させていただきます4号棟から6号棟につきましては、全部で15室が可能になります。全部で18世帯がマックスで入るような形でなろうかと思います。

よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○3番（米山義盛） はい、ありがとうございました。

こういう形で促進住宅が確保されるということは、松川町への新たな移住者というのを呼び込む上で、非常に優れた期待できる政策だと思います。いろんな形でPRしながらするというのを期待したいと思います。

以上です。

○議長（中平文夫） よろしいですか。

○3番（米山義盛） はい。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 異議なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決を行います。

議案第1号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立10名）

○議長（中平文夫） 全員起立であります。全員賛成であります。

よって、議案第1号、松川町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

◇ 議案第2号 松川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中平文夫） 日程第5、議案第2号、松川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

米山総務課長。

○総務課長（米山政則） それでは議案第2号をお願いいたします。

＝ 議案第2号 朗読・説明 ＝

○議長（中平文夫） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） はい、お聞きします。

情報は変わりましたんで、それに対する法改正、条例改正だということで、そう理解しておりますので、それは結構だと思いますけども、実際の事務でマイナンバーの照会ができるわけですね、これからね。それに関して、例えば町でセキュリティポリシーであったりとか、いわゆる権限、誰が、どの責任において、それを閲覧することができるのかとか、そういういわゆる情報セキュリティの管理体制は、その辺も同時に考えられていると思いますけど、その辺はどうなっていますか。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 情報セキュリティ、これが適切に運用されているかということにしましては、町にあります情報公開個人情報保護審査会の条例がございますので、その中で適切に施行されているかというところが、審査をされる部分になるかというふうに思っております。

○議長（中平文夫） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） そのことは承知しておるんですけども、いわゆるオペレーションの話です。実際に職員が個人情報のデータベースにアクセスして、個人情報との照会を行うわけであって、そこで悪意を持ってというわけではないですけども、漏洩するリスクはあるわけですよ。そこでね、十分ね。ですので、例えば一定の権限を持った人とか、その人の権限においてやるとか、例えばもうそれはアクセスできる人を決めて、その人のアクセス履歴は全部ログを取って、というふうな話を、実務の面での情報漏洩リスクに関してどのようにお考えなのかなということをお聞きしているわけでございますので、よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） はい、システムに入る際には、特定の職員が扱うとして権限が与えられておりますので、そのパスワードによってでしか入ることができませんので、そう

した権限の中で実際は運用されていくことになろうかというふうに思っております。

○議長（中平文夫） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） はい、3回目になりますのでね。ぜひお願いしたいんですけども、マイナンバーっていうのは、非常に個人情報の塊みたいなものであって、その情報自体にも非常にセンシティブというか丁寧な取扱いが求められるわけです。

やはりちょっとした想定もしなかったずさんな管理で漏れていくということが大体で常でありますので、意図的に漏らそうということはほとんどないんで。ですので、そこはきっちりと、操作マニュアルであつたりとか、権限マニュアル、それから、いわゆる記録を残す、ログを残すっていうやつですけども、これのきちんと責任の所在。それで漏れたときには、どういう初動体制で誰がどういうふうなことで防ぐのかとか、そういうふうなきちつといわゆるマニュアルというのは変ですけども、そういったものっていうのはきちんと整備しておかないと、いざ漏れたときにもう後手後手になっちゃって、いろんなものですね。そういうふうになっちゃいます。

ですので、ほかのことでもあると思うんですけど、こと、このマイナンバーに関しては、今回で一つ穴が緩むわけですよ、保健事業のことで。ですので、その部分をきっちりとパッチを当てるようなマニュアルとか、そういった整備をこれからだと思しますので、ぜひ整備をお願いしたいと思います。

既存の部分はあるっていうのはちょっと聞きましたけども、この部分また新しく穴が空くんで、そこの部分をどう詰めていくのかという、既存の部分にプラスして何かするのも結構ですし、そういうふうな検討をぜひお願いしたいと思っているんですが、どうですか、この考えは。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） はい、セキュリティに関する規程は既にございますので、その中にこの今回新たに加わるものについて、記載が必要だということになれば、またそこは見直してまいりたいと思いますし、こちらにつきましては、厳格に事務のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。お願いいたします。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

米山義盛議員。

○3番（米山義盛） マイナンバーカードの普及率、松川は全体で7割ぐらいかなというふうな認識はしていますが、新たにこの紐付けする情報に健康保険情報というのは加わることですが、健康保険情報のどういった点に加えられるのかという説明をいただき

たいというのと、もう1つ、マイナンバーカードを持ってない方についての対応というか、マイナンバーカード使えないわけですので、それはマイナンバーカードとは関係なく対処されていると思うんですが、その現状はどのようになっているのでしょうか。

お願いします。

○議長（中平文夫） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 福祉医療の担当の保健福祉課としてお答えをいたします。

今回の改正していただく特殊利用については福祉医療の事務でございまして、現在申請用紙を提出していただく際に、健康保険証のコピーを頂戴しまして、加入されている保険者がどこの保険者であるかということを確認をしております。

令和6年の秋に予定されております保険証の原則廃止に伴いまして、この保険証のコピーを持たない人が出てくるということでございますので、その方々をこのシステムを使ってネットワークにアクセスして、保険者の情報を引き出すというのが今回の利用をするということの条例の改正になります。

反対に、マイナンバーカードを発行せずに保険証がマイナンバーに紐付けられない方については、資格者証というものをそれぞれの保険者から発行されるようになってまいりますので、その資格者証のコピーを頂戴するようになるというふうに想定しております。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○3番（米山義盛） はい、保険証がマイナンバーに廃止されるというふうに向けての取組とどうか対応だというふうに理解はできます。

そもそもマイナンバーカードそのものになかなか十分入らないという、マイナンバーカードに対する危険性から非常にやっぱり不安を持ち、マイナンバーカードを持ってない方々への行政の対応という形では、そのマイナンバーカードのある、なしに関わらず行政はこういった個人の生活サービスについて対応せざるを得ない、するべきだというふうに思いますが、そのほうはどのようになっているかということちょっとお聞きしたいんですが、分かりますか。

○議長（中平文夫） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 重ねてのお答えになりますけれども、マイナンバーカードをお持ちにならなかった方には、保険者の証明書、資格者証が出ますので、それで対応いたします。

そもそもマイナンバーカードというのは国の政策でございますので、町は推進すると

いう立場でございますから、持ってらっしゃらない方については、引き続きお持ちになるような促しということはあるかと思えますけれども、この改正に対しましては、持っていない方に対してもちゃんとした対処方法を想定しておりますので、大丈夫でございます。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決を行います。

議案第2号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立10名）

○議長（中平文夫） 全員起立であります。全員賛成であります。

よって、議案第2号、松川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

◇ 議案第3号 松川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中平文夫） 日程第6、議案第3号、松川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

米山総務課長。

○総務課長（米山政則） それでは、議案第3号をお願いいたします。

＝ 議案第3号 朗読・説明 ＝

○議長（中平文夫） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(中平文夫) 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決を行います。

議案第3号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立10名)

○議長(中平文夫) 全員起立であります。全員賛成であります。

よって、議案第3号、松川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◇ 動 議

○5番(米山郁子) 議長、動議。

○議長(中平文夫) 米山議員。

○5番(米山郁子) 議案第4号と第5号は、特別職の職員等の給与とそれから議会議員の報酬になっております。

これにつきまして、これは報酬審議会から答申がございました提出された同一審議でございまして、できたら日程上一緒にやっていただきたいと思いますので、動議いたします。

○議長(中平文夫) ただいま米山郁子議員から、日程第7、議案第4号の特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び、日程第8、議案第5号の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件について、報酬審議会でも同一に扱っている議案である。したがって、一緒に審議をしていただきたいという動議がありました。

それについて、そのようにしてよろしいかどうかを議会運営の方に議会運営を開いていただいて決定したいと思いますけど、ご異議ございませんか。

加賀田議員。

○4番(加賀田 亮) 異議あります。

動議は、動議に賛成する6分の1以上の賛成があつて初めて動議が成立します。その手続きを抜きにしてやるというわけにはいかないと思います。6分の1以上あつて動議が成立で、その動議を受けて話合う。その手続きをお願いします。

○議長(中平文夫) ただいま、そのようなご意見がございましたので、取扱いについて議会

運営委員会に諮りたいと思いますけれど、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（中平文夫） それでは、暫時休憩をとりまして、議会運営委員会で今の件についてご議論を結論を出していただきたいと思います。

暫時休憩といたします。

ただいま加賀田議員の言われる6分の1ということに関して、私のほうから「ご異議ございませんか」という問いかけに対して「異議なし」というのが大多数でありましたので、そのようにしていきたいと思っております。

じゃあ、別室でお願いします。

休 憩 午後 1時35分

再 開 午後 1時44分

○議長（中平文夫） 暫時休憩を終了いたします。

それでは、ただいま議会運営委員会で協議したことについて、本日、米山俊孝委員長が欠席でありますので、川瀬副委員長よりご報告をお願いします。

川瀬副委員長。

○議会運営副委員長（川瀬八十治） それでは、議会運営委員会、ただいま別室において協議した内容についてご報告いたします。

まず動議、米山議員のほうから出ました。それについては、6分の1以上の賛成が必要とするということについて、加賀田議員のほうから意見が出ました。それによって先ほど議長のほうから報告があったときにまだ答弁がございましたので、それについてもう一度議長のほうから賛成かどうかを確認をしていただきたいと思いますというところをお願いをしたいと思います。

以上であります。

○議長（中平文夫） ただいま川瀬副委員長の報告のとおりであります。

それでは、改めまして米山郁子議員の動議について賛成の方の挙手。

○13番（松井悦子） 質問があります。

○議長（中平文夫） 質問の前に今の動議に関しての議決をしたいと思いますので、その後にしてください。ちょっと待ってください。

進行はこちらでやりますので、そのように指示に従っていただきたいと思います。

それでは、米山郁子議員の先ほどの動議に対して、賛成の方は起立をお願いします。

○4番（加賀田 亮） 動議の上程についての採決ですか。

○議長（中平文夫） そうです。

（起立6名）

○議長（中平文夫） 6名であります。賛成多数であります。

よって、先ほど動議を提出されました米山郁子議員の日程第7、議案第4号と日程第8、議案第5号について、一緒に協議するかについてを議会運営に諮りたいと思います。議会運営で別室で協議をお願いしたいと思います。

暫時休憩をとります。

休 憩 午後 1時47分

再 開 午後 1時57分

○議長（中平文夫） それでは暫時休憩を解きます。ただいまから再開いたします。

ただいま別室にて議会運営委員会を開催いたしました。その結果について報告をお願いします。

川瀬八十治副委員長。

○議会運営副委員長（川瀬八十治） それでは、ただいま議会運営委員会を別室にて開催いたしました。その内容についての報告と結果を報告いたします。

まず、内容の詳しく説明でございますけれども、議案第4号につきましては、理事者側の賞与分、また給与分が一緒になっているという部分であります。議案第5号につきましては、同じように議員の報酬と給与の部分についてになっておることから、審査する中では、全く違うものであるというのが、給与につきましては人事院勧告に基づいての先ほど一般職員の部分をやりましたけど、全く同じ同等の部分ということになりますので、それはそれで話をすると。

また、給与の改正につきましては、4号・5号、一緒に併せて説明を聞きたいと。それで審議をしたいということの内容でございます。

なかなか理解苦しいかと思っておりますけれども、もし内容理解できない部分がありましたら、この後、質問を受けたいと思っておりますけれども、よろしく願いをいたします。

以上であります。

すみません、追加で報告いたします。

給料の部分についてと賞与の部分でございますけれども、賞与の部分については人事院勧告の関係しているもの。また、給与の改正につきましては町単独のものということでありますので、今の第4号・第5号については分けて協議するべきだということでもありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） ただいま、議会運営委員会の副委員長から報告のあったとおりで、先ほど米山郁子議員から提案されました、議案第4号と議案第5号についての、まず説明を求めて質疑を一緒にやりたいということで、議運のほうで話をさせて話題となったところであります。

皆さんにお諮らいたしますけれど、議案第4号と第5号の説明を一緒にしてもらうことにご異議ございませんか。

○4番（加賀田 亮） 質疑があります。

○議長（中平文夫） はい。

○4番（加賀田 亮） いいですか。

○議長（中平文夫） はい。

○4番（加賀田 亮） 採決の前に質疑ができるはずなので質疑をさせていただきます。

よく分からなかったんで、今の質問いたします。

米山郁子議員の動議は、4号と5号を一緒に採決するってわけじゃなくて質疑を一緒にして採決は別々っていう理解でよろしいんですかね。

分かりました。

それで議案の第4号に関しては、賞与分と給料分を別々に、つまり議案第4号も2つに分割すると。同じ理屈で議案第5号も2つに分割すると。そうするとこの議案2つは全部で4つになるっていうことですね。そうしたいって話ですね。

それがそれだと、議案4号・5号でいいのかな。ちょっとよく分かんないんですけど、しっかりと法に諮って正しくやってほしいと思います。このちょっとよく分かんないですけど、今までなかったケースだと思いますし、その議案を分割していくときにはその議事日程とかそういったものもどうなるのかなってのも分かりませんし、それをやる、やらないの採決も必要だと思います。

ですので、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（中平文夫） 川瀬八十治議員。

○議会運営副委員長（川瀬八十治） ただいま質問ありました。

おっしゃるとおりでございますして、第4号の中でも、先ほど言ったように賞与と給与

分の改正の部分に要するに、賞与は理事者と議員のほうと一緒にやらないとずれてしまいます、内容は。今言うように、その4号と5号を分割すると非常に大変な部分もあるかと思いますが、今日これからどうするかということを報告・説明の後、質疑をして検討するべきだという方向で進めたいと思っております。

それで答弁になりますか。

○議長（中平文夫） 加賀田議員。

○4番（加賀田 亮） すみません。進め方でもう1回教えてください。

内容は分かりました。だから議案4号を4号のA、4号のBに分ける。議案5号を5号A、5号Bに分けて全部で4つになると。

そのそういうやり方をやっていいのかどうかを今から議運で決めるってことでいいんですかね。

これを何か議会で採決してやるようなものでもないと思うんで、あくまで議運と執行者側の中での話し合いで、議案はどういうのを出してこようかっていうのを決めるべき話だと思うんで、こちらの議会で議案4号をAとBに分割しろっていうのは、これだって町にしか提案権ないですよ。議案の提出権はね。こっち側から提出権ないですよ。町にしかないですよ。だからまずこっちは議会在全員で賛成したって、議案提案権は町にあるんだから、どういう進めんのかな。ちょっとその辺も併せて教えてください。我々が多数決で4をAとBに分けろっていったって、その効力ないと思いますよ。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） ものの本には、今、加賀田さんが言われたように、今日もう上程されていますから議案は、上程した町側の手を離れてこれは議会のものなんです。議案っていうのはね、今、既に。それで、ただし、だといって議会だけのものではない。

なので、例えばこれ今、加賀田さん言われたように2つに分類させるということであれば、それは町側が議長宛てに早く言えば分離しますよと、条例案の再提出っていう形で分離した条例案をもう1回提出をすると、そういうことではないですかね。議会が加賀田さん言われたように、賛成だからどうというものではないというふうに思います。

そのところは分離させるのは道理にはかなってると私も思います。確かに一緒くたで、非常に可決したときの日にちを考えてもいろいろと事務手続きも大変でしょうし、一緒くたにする内容ではないと思いますが、ただ、その手続き上、間違わないようにしていただきたいなと、そんなふうに思います。

○議長（中平文夫） ほかに今の件で何か皆さんのほうからご意見ありますか。

川瀬議員。

○6番（川瀬八十治） 今、お二方のほうからご意見いただいておりますので、まずは、第4号・第5号についても、当然、説明が必要かと思います。その中で答弁をいただきながらじゃあどうするかというところを決めるのが、一つの手じゃないかなというふうに思っておりますので、なかなか今言われたように提出権は行政にあるっていったことになりますけれども、一番議会として懸念しているのは、賞与分と給与改正案が一緒になってるんでどちらかが否決になる可能性があったときには両方駄目になっちゃうんで、分離したほうがいいという考えだというふうに思っております。

ですからこれについては、これから説明を受け、質問をしていただくということでもよろしいかと思いますが。

○議長（中平文夫） ほかに。

加賀田議員。

○4番（加賀田 亮） どちらにしても、町側と協議して、議運でこの12月の定例会やると決めて、議案はこうだということまでは決まってやってるわけですから、出されたものは出されたもので審議するだけだと思います、我々は。

ただ、今言ったように部分的に、ここは認めたいけどもここはちょっと異論があるぞっていうときには、議会には修正権がありますんで、修正案を出すなり何なりすればいいだけの話なんで、ちょっとよく分からないですね。質疑を同時にしたいっていうのは別にいいと思います。ただ、その分ける、分けないの部分に関しては、議会のほうで今言ったように修正案出せば済む話なんで、それでいいんじゃないかなっていう感じがしますけども、何も話をややこしくする必要もないし、今まで既にやってきたことだし、そういうことはね。ですので、その方法が一番いいような気がしておりますけども、これもきちんとあれに則ってやっていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） ほかにご意見ありますか。ないですか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） はい、それでは私のほうから、今、皆さんのご意見を聞きまして、こういうふうにしたいということをお話したいと思いますけど。

まず、4号と5号に関して執行側のほうの説明をまず聞くと。次に、質疑も行うというところまでは一緒にやっていきたいなというようなことを考えておりますけれど、この件に関して皆さんのほうからご意見ありますか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） はい、それでは、日程第7の議案第4号と日程第8の議案第5号について、執行部側の説明をしていただきたいと思います。その後に、討論のところでどういうふうになるかについては、また皆さんのほうのご意見も聞きながらやっていきたいと思いますので、そのような進め方をやっていきたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（中平文夫） そのようにさせていただきます。

◇ 議案第4号 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中平文夫） それでは執行部側から、日程第7、議案第4号、特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第8、議案第5号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明を求めます。

米山総務課長。

○総務課長（米山政則） それでは、まず議案第4号をお願いいたします。

＝ 議案第4号・議案第5号 朗読・説明 ＝

○議長（中平文夫） 説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑に入るときには、議案第4号か第5号かについて明記して質疑をお願いしたいと思います。

それでは質疑のある方はどうぞ。

塩沢議員。

○2番（塩沢貴浩） すみません、議案第4号のほうについて質問をお願いいたします。

国会においても、総理大臣をはじめ大臣の報酬が上がる条例が可決されております。大臣等におかれましては、国庫に返納するという形をとっております。国民の不信を抱かないために返納という対応をとっております。

当町においては、そのような対応をされる考えがあるかお聞きしたいと思います。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） ただいまの質問でございますけれども、あいさつでも申し上げましたとおり、またこの第2条の5にございますとおり、私の分についてはこのとおりでございます。ほかの特別職に関しましては、このとおりで進めてまいりたいと思っております。

○議長（中平文夫） 塩沢議員。

○2番（塩沢貴浩） はい、ご答弁をいただきました。

町長は給与は上がらないということで、町長の決意は伝わってまいります。どちらの対応もきっと間違いではないと思うんですけれども、今回の報酬の増額につきましては、デフレの完全脱却と民間への給与アップの呼び水になればということで説明を受けております。今回、町長をはじめ、給与を上げますので、民間の会社を営んでいる方に、行政としてもこれだけ上げたのでぜひ民間のほうでも給与アップをお願いしたいというPRが大事になってくるかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） このことに関しましては、以前、全員協議会の中で「やはりそういった町の考え方を情報公開をしていくべきではないか」というご指摘を頂戴いたしまして、私もチャンネル・ユーを通じましてこの報酬のアップということにつきましては、ご説明をさせていただいたところでございます。その中でのご説明を、再度ちょっとこの場でさせていただきたいと思っております。

2023年の春闘では、30年ぶりの高い賃上げ率となったということでございまして、これは政府が目指す賃上げ方針、最低賃金を2030年代半ばまでに1,500円引き上げるなど、政府の目指す賃上げ方針の影響もございます。

20年前と比べますと、消費税の税率アップや社会保険料も増加しておりまして、仮に20年前と同じ賃金水準であれば、可処分所得というのは大幅に減少しているというふうに思われます。

そうした中で、特別職、それから議員報酬につきましては、20年近く前から本則から減額をされて現在に至っているという中で、こういった方針を見直してこなかったということにつきましては、議論を避けていたということでもございまして、議会議員につきましては、特にボランティアに依存してきたというふうにも言えるところだというふうに考えているところでございます。そうしたことから、地域への波及、そういったようなことを考えますと、今回見直しをするタイミングではないかというふうを感じる

ところでございます。

○議長（中平文夫） 塩沢議員。

○2番（塩沢貴浩） はい、ご答弁をいただきました。

ぜひ民間のほうにも波及するように呼びかけと、また、周知等をお願いをしたいと思っています。特にパートで働かれている皆さん、年収106万の壁とか130万の壁とか、整備上の不備といたしますか、ございますけれど、それに対応する税制優遇も整備されておりますので、ぜひそういった点も含めて、民間の方の給与も上がるよう、町長以下PRをしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） 答弁のほうはいいですか。

○2番（塩沢貴浩） はい。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

米山郁子議員。

○5番（米山郁子） 第4号の特別職の件でございます。町長の給与月額の特例というところでございます。

この町長の給与に関しましては、以前から何回か私ども全協において説明をしていただいております。しかしながら、この定例会の議事日程で初めて特例があるということをついこの間、知ったわけでございます。全協の説明も、そのときはうやむやな報告をされてましたけど、このようにきちんと条例に載ってきたのは目にしたのは、本当についこの間です。私もびっくりしました。なぜ、今、町長はこの特例を出されたのか、その理由をご説明してください。

あと、議員報酬の件でございます。議員報酬のところで第1条中でございますけど、20万9,000円を23万8,000円、19万5,700円を23万8,000円で同額となっておりますよね。以前は差がついておりました。ですよね。20万9,000円と19万5,700円。ところが、報酬を上げるにあたって差をつけてない。この点についての理由をご説明ください。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） まずは私の部分について回答させていただきたいと思いますが、当初より私の中では、自分の分については上げないということで考えておりましたし、その点については、私の分については上げるつもりはないということは言ってきたかと思いますが、こういった形になぜ今回載せてきたかということでございますけれども、報酬審議会の答申を受けて、それで正式にこういった条例のところで載せてい

ただいたというところでございます。私の気持ちの中では当初からこうですけども、報酬審議会の答申に合わせて今回上程させていただいて、その中で上げさせていただいたものでございます。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 2つ目の質問でございます。

まずは議員の報酬につきましては、現行の額よりも3万8,000円引上げて22万8,000円とする。ここが最大の基準になっているという部分でございます。そのほかの議長・副議長・常任委員長につきましては、職務の重さ、バランス等を考慮しまして、設定をさせていただいたものでございます。常任委員長につきましては、やはり委員会審議の中で委員会等を運営する中で相当な役割を担っていらっしゃるというようなこともございまして、ここは副議長と同額でもいいんじゃないかということで提案をさせていただきまして、この額につきましては9月・10月・11月の全員協議会で額を示させていただいておりますが、特にここについてのご意見頂戴しておりませんでしたので、今回もこの額で上程をさせていただいたところでございます。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○5番（米山郁子） 答申を受けて、特例としてここに載せたということでございますけれども、私、4年間、町長、据え置くっていう必要はないと思うんですよね。町民もそれは望んでないと思います。ただ、半年、まだ半年たってない1年たってないというところだけなんですよ。

やっぱり全国的に上げなきゃいけないんですよ。それを町長1人、上げませんって、4年間上げませんって、それもやっぱりおかしい話なんです。いや、おかしい、おかしいというかやる必要がないことで、これをするんだ、特例をするんだったら最初から出してこないんですよ。それが筋っていうもんですよ。やるんならやる。きちんとそのまんまで。

4年後にはこの上げた給与でいくわけですから、特例が4年後になくなって令和9年の4月1日からは。だけど、それでは4年も据え置きちゃやっぱりいけないと思います。仕事のりもやっぱりやるべきことをやっていただかないとならないし、世の中のやっぱり物価上昇で給与も上げていかなきゃいけない流れっていうものがあるんで、それを独断で決めてしまわれたっていうのは私は非常に残念だと思うんで。

また、副町長も教育長もなんでそこで言わないのかって。きちんと三役で協議してくださいよ。「町長、ほいだったら俺たちもやめる」とか、「町長それを待ってくれ」とか、

「1年にしてくれ」とか、もう三役できちんと力を合わせなきゃどうするんですか、松川町は。こんなてんでばらばらなことをやって。質問になってないんで申し訳ないんですけど、その点のことをちょっとお聞きしたい。なんで4年なのか。その点。

それと今、職務のバランスでこういうふうに決めたと。それは行政側の判断ですよ。私たちが副議長は仕事してない、委員長と同等で副議長の重みがないって言ってるようなもんですよ。それは違いますよ。議長のサポートをしなきゃなんないのは副議長なんですよ。委員長も仕事ありますよ。でも、やっぱり責任の重大さって違うんですよ。ちゃんと議長に相談されたんですか、この給与について額を。相談もなく勝手に行政で決めて、それはひどい話ですよ。ましてや議員の職務に、同じだと。この仕事とこの仕事同じかどうかどう判断されたんですかね。お聞きしたいと思います。私たちは一生懸命やっているんですよ。その職務で責任差っていうのはやっぱり違うんですよ。その辺のところをちょっとお聞きしたいです。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 4年間の据え置きについて、そういったご意見をいただくことは本当にありがたいなと思っております。

また、この三役におきましても、また管理職の中でもこの4年間の据え置きというのはまずいということで、散々私も指導もいただきましたし助言もいただきました。た

だ、前々から言っているとおり、私は次の世代の皆さん、それから議員になられる方たちがあいさつの中でも述べたとおりで、町政に関心を持っていただいて、少しでも安心して関わっていただけるための土台づくりとして、今回この時期に来年の秋を見据えてやらなければいけないという中で、今回上げさせていただいたものであります。

私のことに関してはもう当初から分かっていたことでありますし、この部分については多くの方からも助言いただきましたけれども、私の判断としてはこのようにさせていただきたいなと思っております。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） はい、確かにこちらの報酬単価については、私どもで検討をした内容でございます。

決して米山議員おっしゃるように、副議長の職務を軽く見ているというわけではなくて、逆に私どもは常任委員長としての職務をもう今回は尊重させていただいたという部分がございます。

そうした中で3回にわたって提案をさせてきていただいている中で、特にそうしたご

異論、意見がなかったということから今回その額で上程をさせていただいておりますので、もしそういった異論がもしあれば、もう3回提案してきているわけですから、その中で頂戴したかったというふうに考えております。

○議長（中平文夫） いいですか。

ほかにございませんか。

川瀬議員。

○6番（川瀬八十治） お願いします。答申書の件でお願いしたいと思います。

まず、この特別等審議会、報酬審議会、11月21日で議会の日と全く重なっておったわけですね。当初から副町長、また総務課長いなくて説明については後からだったんですが、実際に、この審議会、何名構成、また、どのぐらいの出席で決定されたのか、そこら辺についてまず1点目お聞きします。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） まず11月21日の報酬審議会につきましては、議会全員協議会の日程がまだ確定をしている段階ではないうちに、こちらでも早くその日程調整をしなければならぬということもありまして、両方が同時で走って行ってしまったという部分からたまたま重なってしまって、大変これは議会の側に対しましても失礼を申し上げたというふうに反省をしているところでございます。

なお、報酬審議会の委員につきましては、現在7名の方を委嘱してございます。ただ、当日はたまたまコロナに罹ってしまった等々の理由、それから職務の関係でというようなことで3名の方が欠席をされまして、当日出られた方は4名ということでございます。規定上では過半数の出席があれば開催ができるということでございましたので、実は4名の方にお諮らいを申し上げまして、今回の答申を頂戴したところでございます。

○議長（中平文夫） 川瀬議員。

○6番（川瀬八十治） 4名出れば過半数だということでもありますけれども、当日やっぱり都合悪いのは事前にもうお知らせしておるわけなんで、当日、今コロナの関係は分かりませんが、都合が悪いということになれば、日程をずらすなり、時間をずらすなり、そこら辺の考え方は非常に大事じゃないかなと思います。

要はこれ結局、みんなが今回は新聞報道やチャンネル・ユーで出ておりますけれども、もういきなり諮問した月に答申があった。チャンネル・ユーや新聞で記載されております。もういかにも外堀を埋めて通ったような感じに来ております。これ非常に問題があるかなというふうに思っております。

先ほど町長のほうも同じ質問になりますけれども、3年間、実際は今回の条例からいけば3年間ですけども、やっぱり3人がやっぱりトロイカ方式じゃないけどセットで、言い方おかしいですけども、やっていただかないとまずいなというふうに思っております。「私は給料いいでこのままでいいよ」って、全くおかしい問題で、逆に、副町長、教育長は聞かないけど、プレッシャーはないのかなと思って。町長は「いいよ」って言うけど「私たちは上がったままでいいよ」と、そういうふうに思っておるのか、これは聞きませんが、ここら辺に対しては非常にプレッシャーがかかるんじゃないかというふうに思っております。

それから、今、町長が答申をいただいて、3カ年いいというようなことで答弁いただきましたけれども、それは本当に事実なのかどうなのか。当然、休まれた方3名ですよ。その方たちにはもう事前に話してあるのか。「当日、答申を受けてから決めた」って言っておりますけど、当日はそれらしき内容で話は行ってるんじゃないかというふうに思っております。行ってるっていうのは、町長、3年間今のままでいいよと。そこら辺については、明確にしていかないとまずいかなというふうに思っております。

議会のほうも、11月21日のときには、匂わしで言われたかもしれませんが、総務課長の説明のときはしっかりとしたこういうことはありませんでした。当然、この議案に載っていきなり出てきたっていうのは現状であります。ここら辺についてはもう一度答弁を求めます。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） この特別職等の報酬審議会11月21日ということに関しましては、病気といいますか、そういうことで急遽出られないという方がいらっしゃったことは事実で、じゃあ、これを日程をそこで調整するかっていうことになりますと、後ろへ送るしかないで、そうしますともうこの議会のほうに間に合わないということがございましたので、過半数いただけるのであれば、もうこれでもう審議するしかないということで、この日を設定をさせていただいたところでございます。

なお、先ほどちょっと触れませんでしたけれども、お二方は、既に仕事等の関係で出られないということでお話が1週間ほど前にございましたので、資料については1週間ほど前に送っておりまして、書面にて「原案に賛成」というような内容の書面をいただいております。もうひとつ方は、その病気の関係で「一任します」というような電話連絡をいただいたところでございます。

町長の適用時期を送るということに関しましては、そのような考えを持っているって

いうことは、報酬審議会の中では私のほうから口頭ではご説明をしてございます。その上で、令和6年4月1日が適当であろうということは全体の中では答申をいただいたところでございます。

○議長（中平文夫） 川瀬議員。

○6番（川瀬八十治） 最後になります。

議案第5号の関係で議会でありますけれども、この報酬改正については、9月から始まって議会改革推進会議の中で今まで定数も含めて検討されてきたわけですね。9月に正副議長、また議運の委員長3名が行政側へ行って、17期については、「今のままでいい」ということを言っているかと思えます。これについてもきちっと報酬委員会の審議会のほうに言われているかどうか問題です。そうでないと、出てる数字が妥当だっという答弁しかない。

議員のなり手不足に考えてみたら、当然18期については、議員の方々大勢の方が上げるべきというような考えを持っているのではないかというふうに判断しておりますけれども、ここら辺について、何も説明なしにどんどんどんどん進んでいくということでもあります。それについては、本当もう少し協議する内容があったのではないかというふうに思っております。

最後になります。本日の答申を11月30日かな。チャンネル・ユーで出たのは、町長の発言として最後に「本日の答申を受け、12月の議会へ上程する」と「その後については、議会の中でもお話をさせていただく」という最後の締めの言葉がありましたけれども、この「その後について」というのはいつなのか。やはり議会側と先ほど行政側とのお金の関係はこれが妥当かどうかというのも含めて、調整する話を協議をする場が必要だと思うんです。その点について最後にお聞きします。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） まず1つ目の議長・副議長と議運の委員長が理事者と話合いをした中で、現行のまま据え置くというお話は頂戴をいたしました。

このことについては、私の説明の中で「そういった議会からも提案がありました」ということは申し添えております。

お願いいたします。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 答申を受けお話をさせていただくその後のその後ということでございますけれども、本日のこの中で話をさせていただくということでございます。

何度も申しますけれども、答申を受けるまではこのことというのはある意味言ってはいけないことだろうということで私も進んでまいりました。その中で検討をさせていただいてきたわけですが、今日この中で議員の皆様のご意見を頂戴する中で決まっていくなと思っておりますので、そのつもりで私はチャンネル・ユーのほうの取材は受けたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

米山義盛議員。

○3番（米山義盛） この特別職の報酬についての審議会、21日に行ったということで、21日の様子等をこの21日の全員協議会のときに報告ありました。委員の中には「上げ額についてはどうか」というふうな意見もあったというふうな声を聞きました。

今回提案された金額そのものは、全く修正されないまま出たわけですが、そういった委員の声を聞くというふうなことはなかったのでしょうか。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） はい、おっしゃるとおり上げることにに関して、今の経済情勢から考えると上げることにに関しては異論がない。ただ、この上げ幅が果たして妥当であるのかどうかというところのご意見は頂戴いたしました。ただ、やはりこれは個々の市町村が判断するべきところでありましたので、そうした中でその上げ幅がそれじゃあいくつになれば妥当なのかというところの基準は、やはりその類似団体等の額を参考にしながら、今回提案をさせていただいたということでご説明を申し上げたところ、その中に、「では、報酬に見合った職務の遂行をお願いしたい」というご意見がありましたので、額につきましては、提案をさせていただいたとおりの額で今回上程をさせていただいたところでございます。

○議長（中平文夫） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） ないようであります。

先ほど、私のほうからここまでのお約束はしてありますので、この後については討論に入ってくるわけでありますが、時間が2時40分という形になっておりますので、一旦ここで休憩をとりたいと思いますけど、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 異議なしと認めます。

あちらの時計で今 14 時 41 分ですから、15 分間 14 時 55 分まで暫時休憩といたします。

休 憩 午後 2 時 41 分

再 開 午後 2 時 55 分

○議長（中平文夫） 時間になりましたので、会議を再開いたします。

確認いたします。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） ないようでありますので、質疑を打ち切ります。

それでは討論に入りますけれど、議案ごとに討論を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

日程第 7、議案第 4 号の特別職の職員の給与等に関する条例を一部改正する条例の制定についての討論を行いたいと思います。討論のある方は挙手をお願いします。

米山郁子議員。

○5 番（米山郁子） 特別職の職員等の給与に関する条例の一部ということでございます。私は反対とさせていただきます。

町民の皆様の意見もございますし、本当は上げるべきところはやっぱりこの世の中の情勢として必要だと思えますけれども、町民の皆様のご意見もございますし、またこのような特例を設けたという点についても私はいかななものかと思えます。だったら最初から提出すべきではなかったというふうに思っておりますので、そういう点で反対とさせていただきます。

○議長（中平文夫） ただいま反対の意見がありましたので、賛成の方の意見を求めます。

加賀田議員。

○4 番（加賀田 亮） 悩んだんですけども、本当に賛成の立場で討論させていただきます。

いろいろ問題はあるのは分かります。ただ、今回一番情報が遅かったのは、やはりこの町長が約 3 年間アップしないで今のまま据え置くというのが入ったことだと思います。これに関しては、新しい次の代の町長が上がるのがきちんと保証されてるというふうな意味合いにも考えられると思えますし、北沢町長の個人的な信念なのかなというふうに受け取ることもできるかなと思います。

おそらくですけども、当初1月1日からのあれだったので、12月の定例会でっていうことであつたと思うんですけども、そこでお互いにちょっと話合う部分がひょっとしたら少なかったのかもしれない。今回のやつもこういうことであれば、例えば、前もって議運でもんでおけば、こういうトラブルもなかったのかなと思います。

ただ、給与の部分に関しましては、住民の皆様いろんな意見をお持ちなのはよく承知しておりますが、議会と語る会では、概ね好意的な意見しかなかったです。否定的な意見が一つもなかったっていうのもありますし、もう3カ月以上、議会にもずっと提示されてきた問題なので、やはりこれに関して、今さら異議を唱えるというのはちょっと違うかなというふうに思っております。

特例に関しまして、また町長のほうでお考えいただいて、またこの規定の額に戻すというのも今後あり得るかなと思っておりますんで、それはそれで別にいいのかなというふうに私も思わんでもないです。それもいいかなと思っています。

そういった意味でも、この議案には非常に悩みましたが、賛成の立場で採決に臨みたいと思います。

以上です。

○議長（中平文夫）　ただいま賛成の意見がありました。反対のご意見はありますか。

大蔵議員。

○7番（大蔵 洋）　採択には反対の立場で討論いたします。

報酬審議会に諮問したのが11月21日で、答申が出てきたのが29日、我々に議案出されたその前にもうアップの形で議案が出されているということで、あまりにも出来レースだなと感じております。

それと町長のこの特例についても、町長に何かあった場合には、次の町長もこれを適用されるわけですよ。そうした場合、そこでまた改定するかそういうのが見なくちゃならない。こういうのは特例で設けるべきではないと。

政府においても、総理大臣それから政務三役、自主返納という形をとっておりますので、そういう形で十分だと思います。

当初、これ9月にこういう話が持ち上がったときに「1月1日から改定したい」と。今回4月1日ですよ、これを適用するものが。十分検討する必要があると思うんですよ。

町長も前に言われたように、隣の上伊那に比べると下伊那地区は非常に給料が安い。長野県の職安のあれでも南信が一番安いんですよ。そこら辺の実態を見る必要もあるし、隣町は住民感情を考慮して2カ年にわたっての報酬のアップを考えていると。そういう

ようなところも考慮すべき必要があると思うんですよね。

そういう点で採択には賛成いたしかねます。

○議長（中平文夫） 次に、賛成の方の討論はありませんか。

じゃあ、両方の討論でどちらでも結構ですので、討論ある方はお願いします。

坂本議員。

○9番（坂本勇治） どちらかというとは反対の意見ということでお願いしたいと思いますが。

今回、先ほどからご意見いただいておりますけれども、そもそもこの一議案に対して賞与の部分、人事院勧告に則ったものと、町が独自で決められる給与の部分というのが同時に出ること自体が問題だと思っております。特例として町長の給料の特例というのも、私はどうしても納得いきません。

そこら辺も加味した中で、もう少し協議をする、議会との協議の場が欲しかったかなと思っておりますので、その点考慮して、今回は否決のほうに回り、反対の意見したいと思います。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

米山義盛議員。

○3番（米山義盛） 私も今回のこの改定には反対という立場で意見させていただきます。

報酬審議会、この特別職、議員、町長・副町長・教育長等のこの報酬の提案というのは確かに9月にお聞きして、その後、それについての意見、金額についての修正とかそういうことについて十分議論できなかったところは確かにあるかと思います。報酬審議会というのはそういう場なのかなというふうにも捉えられる部分もありますし、その本審議が開かれたのが、11月27日と、もう本当に12月の定例会が迫った時期でもあり、29日にその答申が出たという、こういう形で住民にもチャンネル・ユーを通じて説明したというふうなことで、町民の中にも「これはどうなんだ」という意見が非常にやっぱりその金額を初めて知って、いいのかどうかということが今、議論されてる中ではないかなあというふうに思います。

そういった意味から、9月に提案して今回というふうなその金額の修正等をまだまだ議会決められる、その修正する何かしらのやっぱりそのチャンネルというか、そういった機会というのがない。報酬審議会がもう少し早めに決めたり来たり決めたりするとかそういったようなことも考えてもらえれば、もっともっと議論をしながら、金額等も修正できる部分があったのではないかというふうに思いまして、今回においては、反対ということで討論させていただきます。

以上です。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

松井議員。

○13番（松井悦子） 私は反対の立場で申し上げたいと思います。

まず、この一連の提案ですね。それについて町長が10万円、それから副町長が6万円、教育長が5万円でしたかね。非常に町民の皆さんは驚いております。驚いているというのは「ありえないよね」と、そういうことを多分町長の耳にも入っているんじゃないかと思いますけれども、どうして皆さん驚いたり「ありえないよね」、「そんなことひどいよね」というのかというと、やはり町民の皆さんが今、非常に苦境の中におられます。次の町長だとか、それから民間を先導する立場だとか、そういうことはこじつけの理屈で実際的には、所得を町長・副町長、三役の所得を上げるというただそれだけの単純なことなんです。それについて賛成ができないという気持ちは町民の皆さん当然だと思います。その町民感情を無視して賛成をするわけにはいかない。

350万円です。1年で三役の上がり幅の合計は。10年で3,500万、非常に大きな事業ができる金額が個人の懐に入ってしまうという、そういったことですね。そういった町民の皆さんの思いは当然のことだと思いますので、町民の立場から町民の代表として出させていただいている議員の立場では、とても賛成をするというわけにはいかない。そういうふうに思います。

10万円というとパートの女性の1カ月分の給料なんです。約。それをいとも簡単に1カ月引き上げるという、そしてまたおまけにこの特例も、先ほどどなたか言われましたけれども、「報酬審議会の答申を」と言いますけど、答申より先にこの議案書は出ますよね。言ってみれば、突然に考えたことだと思えない。報酬審議会の答申より前に議案書が出てるんですから、この間10日間のうちぐらいに考えられたんじゃないかと思うんですが、こういった取り繕ったような考え方は姑息だと思いますね。もうちょっときちんとしたものをまたもう1回出し直していただく、そういうことがいいのではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

間瀬議員。

○12番（間瀬重男） 私も今回この議案が出されたということの中で、やはり答申を踏まえた中でやはり議会と議論をして、それから出していただくのが妥当だったかと思います。

なぜかという、今まで議会改革でも、もちろん来年度の選挙について、やはり議員の報酬についても議論する中で、議員のなり手のあれで報酬を上げていただくというのは今回大変ありがたかったわけでありすけれども、やはり内容にもちょっと不備もあるようなところもありますし、そういう中で、議会としては据え置くとか、そういうことも持っていったわけですが、それはなぜかというやはり報酬審議会等でも審議していただいた後の中でやはり報酬を上げるとか、そういう形をとるのが妥当という思いでおりました。しかしながら、今回、昨日の今日のような29日の、それから今日のような形の中でそういう機会がなかったということでもあります。

そういうことで今、松井議員が申されたように、もう一度やはり仕切り直しをしていただいて、議会ともしっかり協議していただいて、このことについて進めていただきたいと思うわけであります。

以上です。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） ないようでありますので、討論を終結し、採決を行いたいと思います。

議案第4号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立3名）

○議長（中平文夫） 賛成3名です。起立3名でありますので、起立少数であります。

よって、議案第4号、特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については否決となりました。

続きまして、日程第8、議案第5号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論をしたいと思います。これについて討論のある方はお願いします。

加賀田議員。

○4番（加賀田 亮） こちらも前議案と同じで、賛成の立場で討論させていただきたいというふうに思います。

いろいろ問題点が指摘されていますし、それはもうごもっともだなあと、一理あるなというふうには感じております。ただ、町が決める報酬と人事院勧告で直す賞与の部分っていうふうなことにに関して、こういうやり方であってもさほど、ものすごい大きな影響がないような感じがして私はしております。厳密には「分けたほうがいい」というふうなご意見もあるので、そうなのかなあと私は思うぐらいで、そこまでやんなくても大

丈夫じゃないかなというのがちょっと正直なところですよ。甘いといえば甘いんですけどもね。

それからこの金額についての多寡についていろいろとご意見ありましたがけれども、これは先ほど総務課長がおっしゃったように、もう3月も前からこの金額で提示しているんで、もう今さらここここが同じでどうだとか、職務の重さがどうだとかっていう議論はもう済んでるんじゃないかなという感じはいたしております。先ほどの議案第4号ですけども、ことお金のことなんで人によって感覚が違ったり、みんな高い、安い、ちょうどいいとワーワーそれ言います。でも行政は最後は決めなきゃいけないんで、この金額っていうのをパシッと出してピッと提示するってやっぱ仕事だと思います。そういうことをこうやって出していただいたんで、これについて粛々と議論すべきかなと思っておりますので、これに関しては賛成に回りたいと思います。

先ほど申し上げたように、議会と語る会では、批判は全くなかったところか、「このくらいでいいのか」とっていうふうなご意見もいくつかありました。ただ、やはり手前味噌と言われることも覚悟の上で、報酬に負けない仕事をやはり自分に課していかなきゃいけないというふうに思っております。

それから先ほどから来、日程の件もいろいろあります。3月の定例会に出してもいいのかなっていう感じもしないこともないですね。先ほどの第4号議案もですけども、ただ議案の提案権に則ってこうやって出してきた以上、我々はイエスかノーかで審査をしなきゃいけないので、そういった意味では3月に出されようと今、出されようとイエスかなというふうに思っております。

いろいろと報酬審議会との兼ね合いとかっていろいろ日付の前後とかっていうのもあるかと思いますが、行政にもいろいろ都合はあると思いますし、今年の2月だったかな、もう1年近く前になりますけども、2月28日に後援会で話して「続投しない」と言っていた町長が3月に令和5年度の予算案を平気で出してきて常任委員会も開いたと。一般質問のときにそれを表明したということでありますので、それを我々議会も結果的にはそれを認めてきたという経緯がありますので、なかなか、それとはちょっとレベルが違いますけども、いろいろと都合もあるのかなということを斟酌して、賛成に回りたいと思います。

以上です。

○議長（中平文夫） ただいま賛成の意見がありましたので、反対の意見の方ございませんか。

米山郁子議員。

○5番（米山郁子） 私、議会改革推進委員をしております。また、今回の議員の報酬に関しても非常に勉強をして他町村の調査もしてまいりまして、できたら本当は上げたいのが本心でございます。

しかしながら、先ほど町長はじめ、副町長・教育長の給与に対しまして、反対とさせていただきますましたので、ここは痛み分けということで反対にさせていただきます。

できましたら、もう少しきちんとやはり行政が議会と調和をとって、改めて仕切り直して提出していただければというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） 両方出ておりますので、あと何か皆さんのほうで討論がありましたら。坂本議員。

○9番（坂本勇治） 私は反対の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほどの4号議案と同じです。やはり議員の報酬の場面と、賞与に関する人事院勧告に準ずるという部分が同じ議案の中に載ってきているということが、私は納得できません。当然、人事委員勧告に準ずるほうについては、別に出していただければ、当然賛成になるかと思ひますし、基本的に議員報酬を上げるっていうのも、先ほど質問の答弁の中で「3回も提案してきたけども、意見がなかった」ということでありましたけれども、そのときにもいつから上げるかっていうところも問題になっていたかと思ひます。「17期を上げない」っていう意見もあったかと思ひますし、4月1日というところもまだきちんと協議できてない。元々1月1日だったので急いでいたのかなとは思ひますけれども、今回、4月1日からということになれば、臨時会でも3月議会でも間に合うかと思ひますし、今回はもう少ししっかりと我々議員と調整しながら協議する中で決めていくべきだと思いますので、今回は反対意見といたします。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

米山義盛議員。

○3番（米山義盛） 私も今回は反対ということで、討論をさせていただきます。

来年11月が議会議員の改選のところでございます。新議員が来年11月末には誕生するわけですので、それから適用というふうな形で、あわせてこの金額についてももう一度、再検討として考えていくべきではないかと思ひまして、反対いたします。

以上です。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） ないようですので、討論を終結し、採決を行いたいと思います。

議案第5号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立2名）

○議長（中平文夫） 起立2名であります。はい、結構です。賛成少数であります。

よって、議案第5号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、否決されました。

◇ 議案第6号 令和5年度松川町一般会計補正予算（第8回）について

○議長（中平文夫） 続いて日程第9、議案第6号、令和5年度松川町一般会計補正予算（第8回）についてを議題とします。

説明を求めます。

黒澤副町長。

○副町長（黒澤哲郎） それでは提案させていただきます。

＝ 議案第6号 朗読・説明 ＝

○議長（中平文夫） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

加賀田議員。

○4番（加賀田 亮） はい、お聞きします。

歳出4ページですね、費目のところ、説明のところの下から2番目委託料、代行プリント他委託料220万についての説明を求めます。

同時に、今回この給付金は、振込で行われるんじゃないかなあと思うんですけども、マイナンバーの情報を使って公金受取口座を使ってる人にはそこに流して、そうじゃない人にはまた口座を確認してやるとか、そういった点の手続きもちょっと詳しく教えてください。というのは、いかに効率的にやっているかということが聞きたい。そこだけを教えてください。

○議長（中平文夫） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） ご質問いただきました。

今回の給付金は、11月2日の閣議決定で低所得世帯に7万円というものでございます。

まず、ご質問いただきました委託料につきましては、代行プリント等ということで、このうち短期間での給付を目指すということで、12月の末の27日に給付をするという

ことを考えておまして、それまでの手続きでそれぞれの皆さん、該当者の皆さんに該当の通知を送ったりとかそういうことがあるんですけど、その通知をプリントアウトインナーとして封緘までしていただく作業を想定しておりますので、通常の給付金、今までやってきた給付金に対しての委託料よりも多い金額で見込んでおります。

実際には、今日成立させていただけた後、契約をいたしまして、12月の第2週の頭から作業に入っていくということで、12月の中旬に通知をお出しして、中旬のうちに変更がある場合だとか、そういうマイナンバーの情報で変更がある場合には、申し立てをしていただきまして、最終日に間に合うように振込をするという予定でございます。

議員おっしゃるように、マイナンバーの情報を大いに活用させていただくという予定でございます。もう決まっている方にはプッシュ型として12月中にお出しできるように、また申し立てがいる方については、もう少し遅いところで行うように準備しておりますが、国の要綱等がまだ出揃っておりませんので、今まで行ってきた給付金の要綱を準じて行うということで、今は要綱もそれで準備しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中平文夫） 加賀田議員。

○4番（加賀田 亮） 私が聞きたいのは、まずお金の振込み事務はうんと効率的にやれるんですよねっていう話をしているわけですね。

これ1,300件分かな。1,300ですよ、7万であるとね。1,300件をマイナンバーの紐付き口座使ってばワースとまいて、それから事前に町で今、登録してもらっているのかな、そこを使ってワースとまいてっていうふうなことなんで、うんと合理的にできると思います。

それがまず聞きたかったのと、今言ったこの代行プリントのやつですね。何を送るんだろうって感じもしますし、何の作業って感じがします。何か手紙を送るっていてもプッシュ型の人には送りますよっていう通知だけでいいんですよ。ハガキ1枚で済むのかな。よく分かんないですけども。その申請は要りますかっていう人ぐらいかなと、手紙というのは、そういうふうなものだと思いますけれども、そうすると何件くらいになるのかなと思ってます。全体で1,300のうち、プッシュで送れるのがどのくらいあって、代行プリントっていうか、要は手紙づくりに220万かけるっていうのがちょっとよく分かりません。これ何件分の話をしているんですかね。

それから今言った内容なんですけども、何とかこれ、もっと簡略化できないんですか。せっかくですけども、その辺ちょっと教えてください。

○議長（中平文夫） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） まず、プッシュ型の方については、候補になってますということと送れますということで、もう既に今年3万円をお配りした方々が900人ぐらいいるんですけど、その900人の方々と、それから今の情報ですと、非課税世帯の中に所得割の非課税世帯が含まれる可能性が出ているということを伺ってまして、その方々を含めて1,300人という想定をしております。

加賀田議員がおっしゃるように、ハガキみたいな形でできればいいんですけども、こちらのフォーマットがありますので、郵送でお送りするのは支給ができますよということと、登録されてる口座でよろしいですかということを通じたものです。

辞退ということを想定されますので、一定の日付までに辞退を届けていただく方にお出ししないということで、辞退をするまでの通知というふうにお考えください。辞退と、それから口座を変更する場合は、この口座の指定の通知が最初に送られる通知になります。それが出てこなかった方、町に届けなかった方についても、まとめて12月のうちに口座に金額を振り込むという予定になっております。

この220万の金額なんですけれども、これから契約をしていくんですけども、この予算を計上した時点ではまだ見積もりが届いていないので、今後の作業の精査をして、必要のない作業については削っていくらになるかということで、最大限必要と思われる220万になっておりますので、契約の際には必要最低限の業務、それから代行プリントのものと、それからシステムの改修もありますので、そのシステム改修部分合わせて最大に必要なものとして220万を想定しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） 加賀田議員。

○4番（加賀田 亮） はい、答弁いただきました。

もしよろしければ、町長でもいいんでお答えいただければいいと思うんですけども、コロナの給付金ぐらいからかな、10万円配ったときぐらいか忘れちゃったけども、3年ぐらい前になるのかな。毎回、毎回こんな感じですよ。国が丸ごと金出してくれるやつには、ポロポロポロポロ委託金やシステム改修がもうボンボンボン付けて、それが何年も使えるかといったら使えない。毎回、毎回そのたんびに。それを国からもらうから町の財布は痛まないっていう理屈は分かりますけど、結局は我々の税金なんでね。国に払った税金はぐるっと回って返ってきているだけなんで、毎回、毎回言ってるじゃないですか。「こういうシステムをこれからはあるかもしれないんで、町できちんとしたシ

システムを構築して、そういうふうなものに頼らないでできるようなことできないか」っていうふうな話をしていると思うんですけども、この話がちょっと外れちゃうんで控えますが、こういう業務っていうのを、多少いわゆる給付金とかいわゆるお金を配るとか、そうしたら町がこれから町独自で何かお金を、例えば何かの給付金とか補助金とかを配るときだって使えるじゃないですか。そういうふうなシステムをつくって、こういうふうなわずか 200 万って言われるかもしれませんが、こういったものをなんかきちっと誰が担当しても毎回こんなことを挙げなくて済むようなことには、何かできませんかね。どうでしょうか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 議員おっしゃられるとおりかなと思っておりますけれども、ただ、町の職員にここの部分までできるシステムの改修であつたりとかっていうところはなかなか自分たちはできない部分もございます。そして、自分たちでつくったシステムが 100% 正しいシステムとして動くのかどうかという心配もございます。

その中で国の予算がついてくるので、これ実際のところできるわけなんですけれども、その辺りにつきましては、また議員の得意分野でもあると思いますので、ご指導いただく中で、ご助言いただく中で、また検討してまいりたいと思っております。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決を行います。

議案第 6 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立 10 名）

○議長（中平文夫） 全員起立であります。全員賛成であります。

よって、議案第 6 号、令和 5 年度松川町一般会計補正予算（第 8 回）については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 7 号 令和 5 年度松川町一般会計補正予算（第 9 回）について

◇ 議案第 8 号 令和 5 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）について

- ◇ 議案第 9 号 令和 5 年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
- ◇ 議案第 10 号 令和 5 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）について
- ◇ 議案第 11 号 令和 5 年度松川町水道事業会計補正予算（第 4 回）について
- ◇ 議案第 12 号 令和 5 年度松川町下水道事業会計補正予算（第 4 回）について
- ◇ 議案第 13 号 令和 5 年度松川町信州まつかわ温泉清流苑事業会計補正予算（第 4 回）について

○議長（中平文夫） 続きまして、日程第 10、議案第 7 号、令和 5 年度松川町一般会計補正予算（第 9 回）について、日程第 11、議案第 8 号、令和 5 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）について、日程第 12、議案第 9 号、令和 5 年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について、日程第 13、議案第 10 号、令和 5 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）について、日程第 14、議案第 11 号、令和 5 年度松川町水道事業会計補正予算（第 4 回）について、日程第 15、議案第 12 号、令和 5 年度松川町下水道事業会計補正予算（第 4 回）について、日程第 16、議案第 13 号、令和 5 年度松川町信州まつかわ温泉清流苑事業会計補正予算（第 4 回）についてを一括議題といたします。

説明を求めます。

黒澤副町長。

○副町長（黒澤哲郎） それでは、議案第 7 号からお願いをしたいと思います。

＝ 議案第 7 号・第 8 号・第 9 号・第 10 号・第 11 号・第 12 号・第 13 号 朗読・説明 ＝

○議長（中平文夫） 説明が終わりました。

これより議案第 7 号から議案第 13 号まで、一括して質疑を行いたいと思います。

なお、7 号から 13 号までは、各委員会へ付託予定でありますので、自分の担当以外のところで質疑をお願いしたいと思います。

それでは質疑のある方、手を挙げてください。

米山義盛議員。

○3 番（米山義盛） 一般会計の補正予算の予算書の 13 ページ、総務費の企画費にあたります。

定住対策費の若者住宅取得祝金増ということで 570 万補正されています。これ、今年度当初から来て年度末に向けて、執行状況等、増えてるということは、それだけ若者は

新しい住宅を造るということが増えているということで、そういったことの状況の説明をお願いいたします。

もう1つは、清流苑への観光費、清流苑の補助、24ページです。すみません。観光費、商工費の観光費に入ります。24ページ。清流苑事業への支援事業384万ということで、新たに加えられるということで、大改修とは別の支援事業だと思いますが、内容についてお願いいたします。

○議長（中平文夫） 下井まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（下井昭二） ご質問いただきました。

13ページの企画費、定住対策費の若者住宅取得の祝い金の増570万円の説明をさせていただきます。今回補正させていただく分につきましては19件の祝い金の分を見込んでございます。この19件につきましては、10月末で該当になる方が建築が完了しておる部分が19件ということで、まだ建築中の方もいらっしゃるかとは思いますが、今回の補正のタイミングで一旦まとめさせていただきまして19件分ということでございます。

既に当初予算で盛ってある分につきましては、15件の450万円が既にもう申請をいただいて完了、お支払いをしておりますので、そんな向きで合わせていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（中平文夫） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） 24ページの商工費の観光費で清流苑支援事業ということで384万円を計上させていただいてあります。これは清流苑会計への繰出金ということで、内容的には人事異動に伴います人件費でございます。10月1日付の人事異動で清流苑のまつかわの里のほうに1名、人事異動になりましたので、その人件費を盛ってあります。

清流苑会計企業会計のほうを見ていただきますと、その金額が丸々収入支出のほうに載っているというような状況であります。

申し上げます。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○3番（米山義盛） 答弁いただきました。

若者定住が当初15件だったのが19件プラスさらに半年分入れるということです。この間、今年度及び昨年度、コロナ禍を経過しまして、コロナの中、非常にやっぱりこういったこともいろんな困難があったかと思います。コロナの前とコロナとそれから今年度と少し数的な経緯をご紹介いただければと思いますが、お願いできますでしょうか。

清流苑のほうについては了解いたしました。

以上です。

○議長（中平文夫） 下井まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（下井昭二） ご質問いただきました。

過去の数字ということでございます。令和4年が33件、令和3年が47件、令和2年
が21件、平成31年が23件、平成30年が23件ということで、徐々に数字としては伸
びてきておるかなと思います。

よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

星野議員。

○1番（星野光洋） お願いします。

一般会計補正予算の19ページのところです。私、1年目ですので、12月の補正予算
いろいろ見ますと、人件費等に予算が割けられているのはこの時期的なものなのかなあ
というふうに予想しますけれども、この中で保育所の職員の人件費について伺いま
す。ちょっと昨年の補正予算のものを拝見いたしましたところ、この一般職であるとか
保育所の保育士さん等の報酬の金額が多く盛られてるなというふうに感じます。この金
額が増えているというところに関して教えていただきたいと思います。

あともう1つ、同じ29ページ部活動地域移行コーディネーター、先日、部活動のほう
が新しく移行するということで、このコーディネーターができるのかなというふうに想
像するんですけれども、どんな方をお願いされて、どのくらいの期間、また業務の内容
等を教えていただきたいと思います。

○議長（中平文夫） 中村こども課長。

○こども課長（中村昌彦） 1つ目の19ページの保育所に関わる人件費についてのご質問につ
いてであります、18ページの説明の1つ目にあります、保育所職員人件費というのは
622万円につきましては、正規職員に関わる人件費になります。また、19ページの説明
2の保育所費の1つ目の報酬から4つ目の共済費にかかる経費851万5千円につきまし
ては、会計年度任用職員に関わる経費となっております。

今回、増えている要因につきましては、主に人事院勧告に伴います基本給の増と期末
勤勉手当等の増に伴いまして、増えております。保育園の職員、ほかの部署よりも職員
数が多い関係で、金額がちょっと伸せているように見えるかと思いますが、大きな
要因としては、人事院勧告に伴います人件費の増ということでご理解いただければと思

います。

○議長（中平文夫） 高根生涯学習課長。

○生涯学習課長（高根竜二） はい、ありがとうございます。

29 ページの部活動地域移行のコーディネーターの件であります。令和7年度末までに地域移行を進めよというような話が出てきておりまして、町としてもこの課題について対応していかなきゃいけないということで、今回お願いするところではありますが、まず業務の内容としては、近隣町村との連携や部活動の関係の近隣町村との参加調整、また関係者との準備会・検討委員会の開催・運営、推進計画の策定や受け皿的な地域クラブの組織について制度設計を検討していただきたいと思います。移行期にありますので、中学校との連携が不可欠でありまして、教育関係者にお願いする予定で考えております。

今回の補正の内容としては、コーディネーター委託料3カ月分今年度分ということでお願いしておりまして、また、来年度以降もどのようにやっていくか検討を併せてしていかなきゃいけないと思っておりますけれど、3カ月、月4万円の業務を委託して3カ月で12万ということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中平文夫） 星野議員。

○1番（星野光洋） 地域コーディネーターのほう伺って分かりました。ありがとうございます。

保育士のほうですけれども、会計年度の職員が増えるということは、正規の職員の見込みがないというか、会計年度で職員をとということなんですよね。正規の職員さんっていうのが今のところ考えてないのか、あまり募集しても来ないということなんじゃないかな。そこら辺は、何か正規でずっとやられる職員の保育士の方が少ないというふうな見込みっていうことなんじゃないかな。ちょっと間違っていたらごめんなさい。

○議長（中平文夫） 中村こども課長。

○こども課長（中村昌彦） 保育園もいろんな職種があります。保育士ですとか栄養士、給食調理員、様々な職種があります。その職種の業務内容ですとか職責に応じまして、正規職員が担う業務と、また会計年度任用職員として任用して業務を行っていただく業務と、大きくくりですが住み分けをして業務に当たっていただいております。

正規職員につきましては、例えば一クラスのクラス担任を持ってもらうですとか、会計年度任用職員につきましては、その補助的な意味合いでクラスに入ってもらったり、また未満児保育などを守ってもらったり、ケース・バイ・ケースですけれども、基本的

には正規職員と会計年度任用職員、内容・職責によってそれぞれ体制を整えている状況であります。

現状で言いますと、充実している体制とはちょっと今言いづらい状況であるのは確かかなと思っております。

なかなか4月に計画しておりました正規職員の体制が、実は今年の3月に急に2人、退職届けが出てきまして、当初、思い描いていた体制で正規職員はスタートすることは当初できませんでした。9月補正で人件費の補正を人事異動に伴ったときに、その2名足りない分を減額補正ということでさせていただいた経過もあります。そんな中で1名、会計年度任用職員として10月から募集かけたところ、中途採用で今の職員1人、会計年度任用職員として勤めていただいている状況であります。

また、来年度からのちょっと体制の状況なんですけども、正規職員の募集をかけましたところ3名の応募がありまして、今の採用の試験中でありまして、そういった方が手を挙げていただいて応募して、今そんなところで状況であります。

よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

塩沢議員。

○2番（塩沢貴浩） はい、お願いいたします。

星野議員と被るところもあるかと思いますが、ご了承願います。29ページの部活動の地域移行の準備検討委員会について、質問をさせていただきます。

部活動が先生が教える形から地域に移行するということで大改革だと思います。本当に自分もどういう形が一番いいのかがなかなか想像がつかなくて、もし差し支えなければ、この会議の内容ですとかどういった形が今、出ているのかを教えていただければと思います。

○議長（中平文夫） 小平教育長。

○教育長（小平順一） 塩沢議員の質問に私のほうから答えさせていただきます。

部活動の地域移行については、国の方針であり、今、先生方の働き改革もありますけれども、基本的に今まで部活動を先生方に依存してきたものを、スポーツや文化芸術活動に関して全て、これは日本の制度を見直して、もっと子どもたちの多様な要望やニーズに応えていくというのが趣旨であります。

実際に、これを今まで先生方におんぶにだっこしてきたものを移行するということについては大きな課題があります。まずは指導者をどう確保するか。子どもたちのニーズ

にどう応えていくか。そしてその指導者の方たちの報酬をどうするのか。安全面はどう確保していったらいいのか。本当に様々な課題がある中で、実際に、まず地域で受入れている方を確保する必要があると思いますし、まず松川としては今のところきちっとした組織をつくって、それぞれの部活動の地域移行して受け皿になるところを確保していく、指導者を確保していくってことがあると思います。そこでどういう仕組みをつくっていくのか。お金は費用はどうするのか、子どもたちのほうから集める費用はどうするのか。それから、松川でまずできるものは何かってことを見極めていかなきゃいけない。それをまず協議会というか委員会の中で協議をしていってもらいたい。受け皿になる方たちを探して、それでも駄目なものについては北部5町村で考えていきたいと思っていますが、まずは松川として何ができるかを協議をしていただくために、まず規約をどうするか、それから報酬をどうするか、それから部費をどうするのか、時間をどうするか、そして練習試合や会場確保をどうしていくかってことを全て今まで先生方におんぶしていたものを、今度は全部その委員会で協議会で細かいところを決めて、実際にそれを事務局として教育委員会の中で受入れてやっていく必要があるかなというふうに今のところ思っています。

いずれにしても、膨大な作業が必要になりますし、専門的な立場から指導していただける方にご指導いただきながら、少しずつ段階的に地域に移行していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（中平文夫） 塩沢議員。

○2番（塩沢貴浩） はい、ご答弁をいただきました。

現在、週末、飯田市との連携で希望者がいろんなスポーツに挑戦しているというようなことも聞いております。まずは松川で、という話をお聞きしました。

先ほど生涯学習課長も言われましたけど、松川と広域と、また先日は中部伊那の会合でも話題がありましたけれど、広域よりもう少し大きな範囲でも必要になってくるかと思えますけれども、本当に保護者としても考え方を変えていかなければいけないなと思えますし、また広域になった場合のその親としての心配が多分送り迎えと、教えていただける方は本当にいい方なのかっていうのが心配になってくるかと思うんですけど、そういった見極めというか、まだこれからだと思うんですけど、もし基準等あれば教えていただければと思います。

○議長（中平文夫） 小平教育長。

○教育長（小平順一） まだまだその辺をこれから協議会の中で検討していくことだと思いますが、松川町の現段階の方針とすれば、長野県のスポーツ活動の指針、それから文化芸術活動の指針というのがあります。それを遵守していただける方、その方針に則っていただける方をお願いをしたいというふうに思っていますし、松川町でじゃあどういう具体的な指針をつくっていくのか、そこもまず一からになると思いますので、それを踏まえたその中で、協議会の中で検討をして、その方針に沿ったことを理解をして進めていただける方をお願いをしたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（中平文夫） 塩沢議員。

○2番（塩沢貴浩） はい、ご答弁をいただきました。

先ほど聞いただけでも膨大な仕事量だと思います。そのコーディネーターの方、次年度も継続していただけるということでもありますので。また、時期が多分もう1年ぐらいで移行を始めないといけないという話も聞いておりますので、ぜひいい形で生徒にとって一番いい形で始まるように要望をしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） 要望でよろしいですね。

ほかにございませんか。

加賀田議員。

○4番（加賀田 亮） それではお聞きします。

まず、一般会計17ページです。一番下にあります介護の給付についてです。一般会計からの繰出しが1,020万ということで、行って来いで900万ぐらいですか、このぐらいは繰出しになると。それで財政安定化から5,000万ですかね、ずいぶん今回大きなお金を借りるなあという話なんですけども、この前、全協でお話あったというところでご質問しましたが、その辺は大丈夫ですかね。と申しますのは、いわゆるその返済計画、それが今後どうなるのか。それからこの慢性的に負担割合は増えていくのかということになると、財政安定化基金から借りるだけじゃ済まなくなるんで、保険料値上げも検討していくというふうなことがあったと思いますけども、今ここで答弁するのは難しいと思いますが、どうでしょうかね、来週の社会文教常任委員会にはきちっとした資料を出していただいて、できれば我々総産建にも資料だけでもいただければありがたいなというふうに思っておりますが。

今、社会文教常任委員会に出ている資料はこのタブレットに見えますんで、それを拝

見した限りだと、大まかな計画とかビジョンは書いてあるけども、私は一番気になるのは、金繰りの話です。金がどのくらい出て、どのくらい入って、どのくらい足りないとか、そういうのがピシッと分かる一覧表みたいなものがきちっとあればいいのかなと思っています。要は金の心配をしたくないんですね。そこだけをこういうふうな計画で回すから大丈夫だよっていうふうな資料が出せますでしょうか。そこがまず1点でございます。

2点目です。19 ページです。

保育園の関係、真ん中辺です。19 ページのちょうど真ん中辺、12 番、委託料、保育委託料増 467 万 4 千円とありますけども、これってあれでしたっけ、町外に預ける人たちのやつですよ。こんなに増えたんすか、これで 460 万も。sonだけ町外に流出しているってことか、町外に預けてるお母さんお父さんが多いのかな。ちょっとその辺詳しく教えてください。

それから3点目です。28 ページです。

中学校の経費の関係であります。中学校のお給料のところ、2 番、給料で「英語 I C T 支援員増」って書いてあります。これは人が増えるのか、それとも何か給料がアップしたから 14 万 2 千上がったのか、その辺をちょっと詳しく教えてください。

以上、3点お願いします。

○議長（中平文夫） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） はい、加賀田議員からご質問いただきました。

もうアップしてあります。12 月 6 日の日のこの資料について、そこに保険料の金額までは載せてありまして、この金額で3年間やっていけるという考え方でおります。今回、県からの借入れを行う 5,000 万として、介護会計には載せてございますけれども、このお金は次期の介護保険計画の9期の3年間でお返しするものでございますので、そのお返しするに当たっては、やはり皆さんの保険料から捻出していくということになりますので、この間の全協でもお話したとおり 20%前後の増額というふうに考えております。この3期3年間の第9期が終了したところで、今まで繰越金もほぼなくカツカツできておりますので、少し繰越金が出せるような計画でいきたいというふうに考えております。

質問の趣旨である収支計画が出せるかどうかということだと認識しておりますけれども、この介護保険計画で示してきたということがありますので、係員とどこまでのものが出せるか、21 日にお示しした資料までしか出せない可能性もありますので、その辺りちょっと係の者と調整させていただいて、12 月の最終日の午前中に行われる全協で、ど

ここまで出せるかちょっと検討させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） 中村こども課長。

○こども課長（中村昌彦） はい、2つ目のご質問にありました、19ページの保育料委託料増の467万4千円についてでありますけれども、6月補正時点で20名でした。今回そこから2名増えまして合計22名の町内のお子さんが、事情によりまして町外の保育園に預けている状況でありまして、改めて3月までお子さんを預け続けた場合にということで総額を出しまして、現在の予算から差し引いて必要な費用につきまして、今回計上させていただいております。

3つ目の28ページの英語ICT支援員の増の14万2千円についてでありますけれども、こちらについてはフルタイムの会計年度任用職員のICT会計年度任用職員さんのお給料が、先ほども正規職員と会計年度任用職員そうなんですけども、給与改定、人事院勧告に伴います給与改定の増に伴いまして、増額をさせていただく内容となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） 加賀田議員。

○4番（加賀田 亮） はい、答弁いただきました。

じゃあ、まず介護保険からですね。そんなに難しい資料じゃなくていいです。いわゆる資金繰り表ってやつなんでざっくりとした、将来のことなんでそんなギチギチなんてことはできないと思うんで、もう100万単位とか乱暴な数字で構わないですよ。

要するに、今回5,000万、一般会計から約1,000万の繰入れを行って、何とかトントンで回しましたと。次期からは毎年1,700万返さなきゃいけないと。月にならせば100万ちょっと返さなきゃいけない。ってことは事業の中で、プラス100万以上の浮きがないと返済原資がないわけですね。だから事業がざっくりでいいですね。入ってくるお金はこのぐらい、出ていくお金がこのぐらい、差し引き300万ぐらい余るから100万は返済に回せる。そういうふうな、それを月単位でずっと返済の3年間分書くんですよ。それだけです。どうせどうしてもいろんなことがあって狂ってきますんで、それは構わないんで、今の要因でパーッと中身を見たときに3年間無事に返せて、介護保険料も少し高めに2割アップすれば、まあ何とか回るよなっていうふうなその程度のことなんです。

そういうふうなことであまり難しく考えないでください。細かい細目なんか要りませ

るので、要はその部分でショートしないかってところが見たいですよ。ちゃんとずっとお金、現金ある状態で回っていけるか、黒字で回っていけるのかっていうことです。そうしないとまた町から一般会計だとか、県から金借りるとか、そういう話になっちゃいますんで。

今回一般会計からお金を 1,000 万ぐらい借りたんで、全体が介護は 10 何億でしたよね。いわゆる法定割合負担っていうのは、その以来なんですかね。あれ 12.5%でしたっけ。そうですね。あれ以内で間違いないんですかね。その法定割合負担の母数を私、知りませんので、何に対して 12.5%で 1,000 万なのか、900 万か 1,020 万か、それなのかっていうのが、今じゃなくてもいいんで、来週の社会文教常任委員会できちっと示せますかね。いわゆるその法定内繰入れを守ってない自治体が結構あるって話をよく聞きますんで、うちそれだったらちょっとそこまでしてっていう気持ちがあるんですけど、その辺について説明してください。

はい 2 点目です。保育園の委託のやつなんですけども、外に出ていった人がそれだけいるということなんで、22 人名分で 460 万ってことなんですけれども、いろんな事情で町外に行く人もおると思うんですけども、前も前回の全協で言いましたけど、ああいう請願が出て通りましたんで、何とか保育園のキャパシティを増やす努力はしてほしいなと思います。新しい保育士さんも入ってきたと。出た方もいるみたいなんですけども、人事の運営には苦勞されると思いますけども、ちょっと現場の担当者の声とか、あとお母さんたちの声とか、そういったことを聞いて、どっちも言い分があると思うんですね。現場は現場でそれは見る人数少ない方が子どもの安全云々とあるし、今、預かってるお母さんにしてみればそのほうがありがたいですよ。できればマンツーマンのほうがもっとありがたいですよ。でも、待機しているお母さんからしてみれば、その家庭だけなんでそんな贅沢な保育を受けてうちは入れないのっていう話になっちゃいますんで、その辺はちゃんとやっぱりバランスの取れたものを模索していくべきだと思うんですね。どれが正しいってわけじゃないと思うんですよ。ただ、現行が正しくてっていうのはちょっと 1 回ちょっと置いといて、いろんなところから話を聞いてみて、どれがいいのかなって。思うように人も集まらない、保育士さんもバンバン来るわけでもない、待機児童もちょこっといるとか、そういうふうなことを考えて、どれが一番いいのかなっていうのを現役の保育士さん、それから現役の今、預かっている保護者の方々、待機している保護者の方々、いろんな人たちの意見を聞きながら調整してほしいと思うんですけども、その辺はいかがですかね。

それから3点目です。

英語支援員っていうのは、ちょっと私うっかり忘れちゃっててすみません。ICT支援員、英語支援員っていうのはあるんですけど、別に英語支援員というのがあるんですね。すみません。

はい、じゃあこれはベースアップ分というふうな形で見ていいんですね。

分かりました。

ちょっとその英語の支援員に絡めてなんですけども、ALTの先生はあれですよ。この中には入っていないという認識でよろしかったですかね。

分かりました。

それじゃあ、またALTの先生については、ちょっとこの予算から外れてしまいますんで、今回は質問を控えます。

以上、2点お願いします。

○議長（中平文夫） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） まず、この一般会計の繰出金、17ページにある介護保険の繰出金1,000何がしなんですけども、こちらは法定内繰入れの金額になります。今回、介護保険の給付費も伸びておりまして、給付の部分で12.5%のものと、それから包括的な部分で19.25%という法定繰入れで町が負担すべき金額ということで、今回はこちらは法定内の繰入れでございます。

5,000万円を県からお借りするという決断に至ったのは、法定内繰入れでなくて、法定外の繰入れを町の一般会計からしていただくかどうかということを検討していただいたんですけども、現在の町の会計からはやはり今の状態では出せない。やはり法定ではないので、法定で決められたことをきちんとやっていこうというふうに考えておりますので、この介護保険で会計がうまくいかなかったときは、県から借入れるというこの従来、本来しなければならない資金繰りということを考えております。

よろしくをお願いします。

○議長（中平文夫） 中村こども課長。

○こども課長（中村昌彦） 保育士の現場の体制については悩ましいところではありますが、加賀田議員のおっしゃるとおり、今の現役の保育士もそうなんですけども、特に保護者、預けている保護者もそうですけれども、お待ちになられている保護者につきましても、そういった声を聞くような機会をまたちょっとつくることができれば、また何かいい方法とかもあるかもしれませんので、またちょっとどういう持ち方がいいのか、も

しまたご指導いただければ、そういった機会もつくっていききたいなと思います。

ありがとうございます。

○議長（中平文夫） 加賀田議員。

○4番（加賀田 亮） はい、それぞれ答弁いただきました。ありがとうございます。

まず、介護保険に関しては、何か書類作ってください。これ間違いなく法定内だよねというのが分かるのが、分母がこれで12.5%でこの金額だっていうのが、それは社会文教常任委員会に出していただければいいと思いますんで、そこだけお願いします。

それから教育委員会のほうも、ありがとうございました。また、ぜひそういうふうな形で前向きにやっていただければと思います。

町長にもお願いですけども、これ請願で採択された事案ですので、町長のほうでしっかりとリーダーシップを執ってですね、ぜひ何らかの解決に結びつけるような動きを、スピード感持ってやっていただければというふうに思います。

そういうふうな考えを持っていますか、それぞれコメントがありましたら、お答えいただければと思います。

○議長（中平文夫） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 介護保険の予算を組む段階で、こちらで準備する計算の式がございますので、こちら出せるかどうかちょっと係と確認して、出してまいりたいと思います。

○議長（中平文夫） 中村こども課長。

○こども課長（中村昌彦） 来週、理事者と今の保育現場について話をちょっとする予定であります。また、それも踏まえまして、進められるところから進めていきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 請願にありました件、それから待機児童の件につきましては、解消していかなければいけない事案だと思っておりますので、担当とも話を進めておりますので、早急に進めてまいりたいと思います。

○議長（中平文夫） ほかにございますか。

そうしましたら、ちょっと時間が来ておりますので、ここで休憩をとりたいと思いますけど、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（中平文夫） あの時計で4時半まで。

休 憩 午後 4時20分

再 開 午後 4時30分

○議長（中平文夫） 時間になりましたので、会議を再開したいと思います。

先ほど松井議員より挙手がありましたので、それでは松井委員。

○13番（松井悦子） お願いします。

一般会計の10ページです。この歳入繰入金についてですけれども、基金繰入金の4番、減債基金の繰入金が7,100万という結構な金額で繰入れておりますけれども、歳出のほうを見ると減債基金の意味合いとしては、起債の償還ということに充てるということで積立てておるんだと思いますが、それがちょっと見当たらないので、どういうふうなのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） はい、減債基金の繰入金、それからそれに伴う支出につきましてご質問を頂戴しております。

まず、31ページをお開きいただければというふうに思います。31ページの公債費の元金のところになりますけれども、償還金利子及び割引料の中の町債繰上償還元金7,174万円でございます。こちらにつきましては、元気センターの建設が中止となりまして、それに伴いまして、これまで予定していた施設へかかった費用の起債として借入れていた部分、それにつきましての繰上償還ということになります。これが7,174万円。それからそれにかかる手数料といたしまして、その下の役務費の中で3万3千円を計上してございます。

この元金の部分について減債基金のほうから繰入れを行いまして、繰上償還をするという内容でございます。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） ありがとうございます。分かりました。

それでこの7,140万円、元気センターに関してですけど、内訳をちょっと知りたいです。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） はい、内訳でございます。全部で3口ございまして、まず1つ目が

用地の取得にかかる部分になります。こちらの借入額が3,010万円ございまして、そのうちの2,069万円を繰上償還いたします。

それからもう1つが、解体設計アスベスト調査にかかる借入れということでございまして、260万円の借入れに対しまして195万円の繰上償還でございます。

それからもう1つが、解体工事に関する借入れでございまして、こちらが4,910万円を借入れておりましたけれども、まだ償還が全く行っておりませんでしたので、同額の4,910万円、これを繰上償還いたします。

合計いたしまして7,174万円ということでお願いいたします。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） これについては、繰上償還をするということは今すぐ償還をしなければならないということではないと思うんですね。

その点、全部にこの解体の費用もということですが、こういったものについて期限はどういうふうになっておって、今ここで慌てて繰上償還をしなければならないものなのかどうか、その辺りをお願いします。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） この当該事業が中止をしたことによりまして、既に繰上償還の日がもう来ております。用地取得に関しては、1月12日に償還をするということになっておりますし、残りの2つ目、3つ目のものにつきましては3月24日に償還をするということで、直ちに償還をするという内容で、今回計上をさせていただいたものでございます。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

加賀田議員。

○4番（加賀田 亮） それじゃあ、2回目お願いします。

一般会計30ページです。図書館の改修であります。1億1,000万ということで管理も合わせて1億1,550万という大きなお金で、いよいよ着工ということになると思いますが、この工事に一緒についていうわけじゃないですけども、せっかくあちこち手を入れて、中を見たりとかそういうこともすると思うんですけども、それと同時にもしあれでしたら、要望の多い土足の話ですね。この前も商工会の懇談会でその話がありまして、課長がお答えになっていましたけども、相変わらずその話を聞きます。床暖房があるからっていうことが大きな理由になっていると思います。それは分かりますけども、何かこの工事しながら何かそういうところで、そうは言っても、床暖房も入っている中でうまくやる方法で安く抑えられる方法っていうのを何か模索できないかなと思うんですけども、

今回のこの屋根・外壁は外側なんであまり関係ないかもしれませんが、この工事にかこつけて、そういった調査とかそういったことはできないもんですかね。その辺をまずお聞きしたのが1点です。

それから2点目です。2点目は多岐にわたっているんですけども、一般会計で言えば15ページの上のほうです。戸籍住民基本台帳費ということで、また基本台帳のシステム改修に約97万4千円、コンビニのシステム改修215万6千円。それから国保会計のほうですか、国保会計のほうもシステムありますね。4ページに歳出のところの一番上、委託費のところで税制改正システム改修委託48万9千円。それから後期高齢者のほうでもありますね。4ページですか。こちらは標準システムの撤去作業分減ってことで8万8千円とありますね。金額は小さいですね。それから介護会計のほうですね。介護特別会計のほうで7ページですか。こちらにも上のほうに一般管理費のところに介護報酬改定支援システム改修費増82万とあります。

先ほども質問しましたが、こうシステム、システム、システム、システムでいろんなお金がポロポロポロポロかかっているというふうな状況で、先ほど「人材もいなくて難しい」というふうなことを町長、答弁されていました。それは現実ではそうなんだろうなと思うんですけども、ちょっとこのまま放置できないような気もしています。もう毎年毎年こういったものがどんどんどんどんかかっていく状況なので、どうですかね、思い切ってその人材計画が何かをきちっと立てて、職員の誰かをそういう人材に育成するとか、もしくは外部の人材を採用するとか、いろんな方法あると思うんですけども、なんか思い切った大なたを振らないと、もうこの先3年・5年ずっとこのシステム費がどんどんどんどんかかる一方だと思っていくんですね。外注すれば当然一番高いです、それがね。そういった方法でも財政圧縮、それから町長普段からおっしゃっている財源の捻出というふうな意味でも貢献すると思うんですけども、この辺に関してはいかがですかね。どのようなお考えをお持ちでしょうか。

以上、2点お願いします。

○議長（中平文夫） 福島館長。

○図書館・資料館長（福島俊美） 図書館・資料館の屋根外壁改修工事に伴いまして、土足の検討というか、やることはできないかということで、ご質問いただきました。

土足の件につきましては、令和4年の9月の議会の全員協議会の際にもご返答させていただいた部分がございます。

その件につきましては、その後、令和4年度、住民の皆様からもアンケート等をとら

させていただく中で、やはり図書館については、現在の「上履きというか、靴下で上がれるスタイルが望ましい」というご意見を多数いただいております。

その中で、やはり図書館協議会とか資料館運営委員会等にも、資料館のほうにつきましては2階ですからそんなに関係ないといえれば関係ないかもしれませんが、やはり同じ建屋の中のアンケートをしまして、やはりその委員の皆様からもやはり同じような意見をいただいております。

ただし、全ての委員の皆様という中ではないんですけども、やはり今後は議員おっしゃられるように多種多様な対応も考えられることから、やはりそういう議員のおっしゃられた土足の関係についても、「やはり今後検討は必要ですね」というご意見もいただいております。

その中で、やはり議員おっしゃられましたので、そのことについてもやはりこの改修計画は改修計画の中でも進めてはまいりますけれども、土足につきましても、これからのやはり継続した課題として検討はしてまいりたいと思っておりますので、そんな形の中で全然検討していかないということでございませぬので、これからまた議員の皆様ともご相談させていただく中で検討してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 資料館・図書館の件につきまして補足ですけれども、今、館長言っておりますけれども、今回の工事の中ではなかなか難しいかもしれませんが、今後LEDのことであったりとか、内装のことも出てまいりますので、その中で検討していくことも一つかなと思っております。

それからシステムの関係ですけれども、やはり議員おっしゃられるとおり、たくさんのシステムの改修が毎年のように出てまいります。このことについては本当、私も同感でございますけれども、さて、これをどうやって行って無駄なくやっていくことが必要かなということを考えたときに、すぐに代案が出てこないのもこれが本当のところであります。現在、電算の共同化ということも進める中で進んでおりますけれども、全てにおきまして、大ナタを振るというよりは、どういう形でシステムを持っていくのか、様々なシステムがある中でどうやって統一していくのかということも一つあるかと思えます。

この点については、実際のシステムの業者であつたりとか、それこそ議員、先ほども言いましたけれども、得意分野でありますので、またご助言いただく中で進めていきたい

いなと思います。

ということで、当面に関しましては、この改修をやっていかないと先に進めませんので、この点についてはご理解いただきたいなと思っております。

○議長（中平文夫） 加賀田議員。

○4番（加賀田 亮） 図書館の改修に関してはよく分かりました。

私が聞きたかったのは、要は外壁なのであまり関係ないかなと思いつつも、工事していたらいろんなところをめくって見ていろんなことが分かるだろうから、そこでいわゆる土足論の一番のネックになっている床暖房をどうのこうのってやつですね。そういうのを何かいい解決策が見つからないかなという意味でお聞きしました。

ひょっとしたら、床暖の機能を維持しつつ、土足でもOKな何か図書館に隠れた骨組みだとか資材だとかあったりしたら面白いなと思ったんで、その工事のときにそういうことをお願いできるのかなという意味で聞きましたけれども、当然、外壁の工事、発注した工事が最優先ですんで、それできたらということである。

その検討に関しては、今回の議案ではありませんので、ちょっと質問しにくいので、課長から「検討してもらえ」と言っていたきましたんで、大変ありがたいことだなと思っておりますが、そういう意味でお聞きしましたんでね。ちょっと無理かもしれませんが、もしコメントありましたらお願いします。

それからシステムのほうに関して言いましては、要はこういうことです。建築に例えると例えば良くないかもしれないですけども、我々システム屋の世界は、いわゆるマネージメントできる人という職種の人、建築で言うと例えば建築士さんが近いのかな、一級建築士とかで、エンジニアはその職人さんたちですね。内装のプロだとか、配管のプロだとか、電気のプロだとか、そういうふうなイメージですね。エンジニアの人はいいいんですけども、エンジニアの部分は外注できるんで、そのマネージメントできる人っていうのがやっぱり必要なのかな。だから建築で言うと、建築士さんだったら素材のことも分かるし、工法のことも分かっているし、どこに発注かければ安くなるかっていうことも分かっているし、っていうので、そういう人をきちっと明示して、やっぱり募集をかけてみるっていうのはやっぱりその予算も必要ですけどもね。そういうのを何か国の支援金を使いながらとか、デジ田なんか使いながらとかできないかなっていうのがやっぱり必要なと思います。

できればそういう人を呼んできて3年契約かなんかで若い人を育ててもらおう。その人に先生になってもらって、職員の若い人で、できれば自前でそういう職員がいたほうが

私はいいと思ってます。ですので、そういうふうな形での取組が一番いいんじゃないかなと。

こうあちこち毎回毎回、補正予算のためにシステム改修、システム改修っていうのを見ていると、なんかもったいないなという感じがいたしますんで、そういうふうな活用の仕方はどうかなというふうに思っています。

それについてはお考えがありましたら、お聞かせいただければと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（中平文夫） 福島館長。

○図書館・資料館長（福島俊美） 床暖房とのそこの併用ということで、議員のほうからいいご意見をいただいております。そんな今も町長のほうからもありましたけども、今後、内装面等もやってく中で、やはりそういうところも検討していく必要もあると思いますので、そんな形の中で今後また住民の皆様、図書館の利用されている皆様、常々声をお聞きする中で、また議員の皆様からも提案をいただいておりますので、そんな形になってまたご相談をさせていただければありがたいかなと思います。

また、よろしく願いいたします。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 要検討をさせていただきたいなと思います。

まさにDXの世界だと思いますので、そこを管理、それから設計していく人材がいればこんないいことはないと思います。

ぜひ、ご意見等まだいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

川瀬議員。

○6番（川瀬八十治） すみません、時間も押し迫っているところ。

全般的でございますが、人件費等を書いてありまして、一般職員の増だとか耳に入っております。

実は、今回は6月1日から組織が変わっているにも関わらず、まだ報告は受けておりません。今回、12月の常任委員会等には、もし係長等、異動があったりしたときに困りますんで、現実には今日異動があるようなことも言われておりますし、そこら辺については組織表を出していただけるのかどうか、1点。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 職員の異動につきましては、その都度毎月お出しをしております。

議会への情報共有というような形の中でお出しをしております。一覧表については作成したものがございますので、またレターケースのほうに入れさせていただきたいと思っています。

お願いします。

○議長（中平文夫） 川瀬議員。

○6番（川瀬八十治） すみません、総務課から出てるやつ月々のやつが出ているってことで、それは確かにいただいております。まとめたのを、例えば3カ月に一遍でも結構ですし、もし出していただけるなら、最もペーパーレスを考えておるのについてということもあるかもしれませんが、全体的にタブレットへ落としてもらっても結構かと思いますので、全体図を出していただければと、これはお願いです。よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） はい、そうですね。ペーパーレスに入ってきておりますので、異動があった都度、そういった一覧表のほうはデータでまたお送りをさせていただくようにいたします。

お願いします。

○議長（中平文夫） ほかにございませんね。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） それでは総括質疑をこれで打ち切りたいと思いますけど、ご異議はございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 異議なしと認めます。

それでは、ただいま提案のありました令和5年度各会計の補正予算案につきましては、審議を各常任委員会に付託したいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 異議なしと認めます。

それでは令和5年度各会計補正予算案につきましては、担当の常任委員会において審査していただき、最終日に報告をお願いします。

ただいま4時50分になります。今日の議題が若干まだ残っております。5時を過ぎるかと思いますが、今日のうちに議題を審議したいと思います。したがって、5時を過ぎることになると思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（中平文夫） それでは、5時を過ぎても審議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

◇ 議案第14号 第5次松川町総合計画〔改訂版〕の計画期間の変更について

○議長（中平文夫） それでは、日程第17、議案第14号、第5次松川町総合計画〔改訂版〕の計画期間の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

下井まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（下井昭二） よろしくお願いします。

＝ 議案第14号 朗読・説明 ＝

○議長（中平文夫） 説明が終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

米山義盛議員。

○3番（米山義盛） 今、提案ありました。

前の全協でもそういうふうな趣旨の説明いただきまして、1年繰り延べるということですが、令和5年度までを期限として執行や行政をやっている中で、それを1年延ばすということによって、何かしら支障というか出てくるんじゃないかなということは、ちょっと具体的によく分からない部分もありますが、そういった問題はないのか。各部署でそれぞれ5年度までの計画で進めてきた中で、6年度に延長するということに伴って、何かしら修正とか、どんなことがやっぱり今、1年延ばすことにことよる、メリット、デメリット等どんなものかお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（中平文夫） 下井まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（下井昭二） ご質問いただきました。1年間延ばすことで総合計画に必要なものが出てくるかどうかというご質問かと思えます。

令和4年度まで進めてきましたこの総合計画につきまして、まとめの機会を行わせていただきました。行政評価委員会等でもんでいただきまして、結果、総合計画の進捗についてまとめたところでございます。

1年間延ばすことで、今まで事業が終わっているもの、また継続して進めるもの等いろいろ区分けができておりますので、それに基づきまして令和6年度、来年度、早めに精査をしまして、計画を盛り込みながら、この第5次総合計画の改訂版の計画も一緒に

進めながらという部分で、同時進行になろうかと思いますが、そんな向きで進めてまいる予定であります。

現時点で支障になる部分につきましては、ちょっと把握ができておりませんが、随時、把握、支障になる部分ありましたら、またそれぞれ課内で協議をさせていただきまして進めてまいるところであります。

よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○3番（米山義盛） 答弁いただきました。

令和6年度という来年度になるわけで、今年度末、ないしは7年度の初め、早急にやっぱり何が総合計画の中でまだ未達成なものなのかというふうなことを、各課部署で提示しながら、また提案していただきたいと思います。

以上です。

○議長（中平文夫） よろしいですか。

○3番（米山義盛） はい。

○議長（中平文夫） ほかにありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第14号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立10名）

○議長（中平文夫） 全員起立であります。全員賛成であります。

よって、議案第14号、第5次松川町総合計画〔改訂版〕の計画期間の変更については原案のとおり可決されました。

◇ 議案第15号 辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（中平文夫） 続きまして、日程第18、議案第15号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

米山総務課長。

○総務課長（米山政則） それでは議案第 15 号をお願いいたします。

＝ 議案第 15 号 朗読・説明 ＝

○議長（中平文夫） 説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 15 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立 10 名）

○議長（中平文夫） 全員起立であります。全員賛成であります。

よって、議案第 15 号、辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

=== 日程第 19 議長の報告 ===

◇ 陳 情 4 松川町再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインの改定を求める陳情

○議長（中平文夫） 日程第 19、議長の報告であります。今定例会に陳情 1 件が提出されております。

内容について、事務局より説明させます。

佐々木議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木 保） それではお願いいたします。

＝ 陳情 4 朗読・説明 ＝

○議長（中平文夫） 説明が終わりました。

ただいまの陳情については、担当常任委員会へ審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 異議なしと認めます。

それでは陳情４、松川町再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインの改定を求める陳情については、社会文教常任委員会へ審査を付託いたします。

散 会

○議長（中平文夫） 以上をもちまして、本日の会議は全て終了しました。

これにて散会いたします。

なお、一般質問は、13 日午前 9 時半から行います。ご出席をお願いします。

午後 5 時 0 1 分 散 会

令和5年 松川町議会 第4回定例会
(第 13 日 目)

令和5年第4回松川町議会定例会会議録 (第 13 日 目)

令和5年12月13日(水曜日)

午前9時30分 開議

開議宣告

議事日程の報告

日 程

第 1 一 般 質 問

1. 米 山 義 盛

2. 川 瀬 八十治

3. 松 井 悦 子

4. 星 野 光 洋

5. 米 山 郁 子

6. 塩 沢 貴 浩

7. 間 瀬 重 男

8. 加賀田 亮

散 会

出席議員 12名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

(別表のとおり)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

一 般 質 問 の 質 問 事 項

令和5年12月13日

順 序	発言通告者	質 問 事 項	頁
1	米 山 義 盛	1 町内の河川水質検査の結果から見えること 2 「ゼロカーボン社会」への町の取り組みについて	75
2	川 瀬 八十治	1 少子化に対して町の施策は	83
3	松 井 悦 子	1 どうする、高齢者福祉、障がい者福祉	96
4	星 野 光 洋	1 生東グラウンドにある体育館「リズム室」のこれからについて問う	108
5	米 山 郁 子	1 入札業務の標準化と改革は進んでいるか	115
6	塩 沢 貴 浩	1 地方都市の活性化に向けて	126
7	間 瀬 重 男	1 町長の政治姿勢を問う	131
8	加賀田 亮	1 自治会や区に対する町の認識を問う	141

開議宣告

○議長（中平文夫） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年度第4回松川町議会定例会を再開いたします。

議事日程の報告

○議長（中平文夫） 本日の議事日程につきましては、お手元の配布のとおり一般質問であります。

本日の会議に説明者として理事者、各課長、局長、館長の出席を求めています。

株式会社チャンネル・ユーのケーブルテレビの生中継の許可をしています。

=== 日程第1 一般質問 ===

○議長（中平文夫） それでは日程第1、一般質問であります。

一般質問は、本日8名の議員より通告をされております。通告の受付順序により順次発言をお願いします。

なお、発言者、答弁者ともに簡潔に答弁、質問をお願いしたいと思います。

それではただいまから一般質問を行います。

◇ 米 山 義 盛 ◇

○議長（中平文夫） 議員番号3番、米山義盛議員。

○3番（米山義盛） おはようございます。

3年目になりましたけど、1番の質問っていうのは初めてでございまして、緊張してますが、通告に基づきまして一般質問させていただきます。

画面を見ていただきますと、先だって10月20日の「南信州」の記事を紹介いたします。「河川・水路、水質検査改善の要望」ということで、1975年から旧青年学級、松川町の公民館活動の中で行ってました青年学級の取組の中で、河川の水質検査を50年、75年からずっと続けてきているということで、今は青年学級ではなくて青年学級OBの方々がこの水質検査を継続してきて、聞くところによりますと毎年3月に何か所かの町内の河川の水路の検査をしているということで、こういう検査がずっと取り組まれているということが全国的に見ても稀有なケースだということで、非常に評価を受けていま

す。この検査に取り組んでる方々が、町に対してその水質検査のデータに基づいて要望したことで、町側のほうにも要望書が伝わっているかと思います。

まず、簡単にこの取組について、町長のお考えを最初にお聞きいたします。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 改めましておはようございます。

ただいまの質問にお答えさせていただきますけれども、先日、青年学級のOBの皆様お越しいただきまして、内容等をお聞きする機会を設けていただきました。このことに関して私の意見をということでございます。

50年にわたりましてこのような活動がされているのは、全国でも非常に稀だと聞いております。その中で、下水道の整備がされたことにより水質が格段に改善された数値も改めて見させていただきました。こここのところの状況を見ますと、安定はしているものの、場合によっては数値が変動しているということがございます。下水道の加入率を高めることでこういったことも改善されるのかなと思いますし、また別の分野で汚水等が出ている可能性もありますので、こういった取組というのは非常に稀でもございますし、町としてもできるだけことを支援してまいりたいと考えております。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○3番（米山義盛） 答弁いただきました。

50年にわたってこういった調査が地道に本当に行われていたということを、私も2016年の公民館の「地域を知る講座」で、この活動があるということを知らされましてそのときは驚きました。

これを担当してこられた公民館並びに生涯学習課のほうに、この検査の具体的な方法ですとか、水質の箇所、経過とかの説明をいただければと思いますが、お願いいたします。

○議長（中平文夫） 高根生涯学習課長。

○生涯学習課長（高根竜二） 青年学級の現状と経過のような内容だと思います。よろしくお願いたします。

先ほど、町長からもお話がありましたように、50年にわたり取り組んでおられる町の公民館活動としても、誇るべき活動の一つであろうかと思っております。

昭和40年に公民館の中で青年学級というのを開設して、様々な学習を進めるということでやってきたということで、当時の公民館報に載っておりますが、当時は様々な課題、婦人・家庭・母親など、そういった分野ごとの学級がありまして、町の自主活動の

一環として各学級が取組を推進してきております。

先ほどお話もありましたが、昭和 50 年には青年学級の水質調査についての公民館報にもそういった記事が出ておりまして、読ませていただきますと、「町内の河川 7 か所の水を採取して、専門機関に送って調べた」ということ。その中で「河川が家庭排水やごみの投棄などによって汚れている現状がありまして、住民のモラルの向上を考え直す、必要な重要な問題として提起された」とそういった記載があります。

その水質調査につきましては、専門機関にお願いして検査をこれまでずっとしているものであります。

半世紀の調査を振り返ってみますと、昔に比べますと全体としてはこの青年学級を取組や下水道整備などにより、水質の改善や維持が図られているものと思いますが、一方、調査の個別データを見ますと、年によって例えば大腸菌については高い数字が出たり、低い数字が出たりすることがありまして、調査時のそのときの環境などによって数字の変動があるということだと思います。継続的なこういった調査の必要性を感じているところであります。

この調査結果につきましては、毎年考察会で報告をいただいております、昨年の水質調査の結果を見ますと「一部で高い数字が出ている場所がある」と報告を受けております。この考察会には、住民税務課も参加しておりますので、庁内で情報を共有して対応しているところであります。

よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○3 番（米山義盛） 以上、生涯学習課長からの説明いただきました。

確かに年 1 回の検査ですので、その日の天気ですとか、あるいはいろんなことでデータの浮き沈みとか恒常的なものということではないかと思えます。そういう中で今、大腸菌の検査が出れば、住民税務課の環境担当とのデータの共有等も行われているということでございます。

その 1 回だけの調査じゃなくて、そういった汚染物が検出された場合には、それについてどのような対応をとってこられたのか、とる必要もあることをどう捉えているか、ちょっと住民税務課長さんのほうからお願いします。

○議長（中平文夫） 伊藤住民税務課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） 先ほどの青年学級の水質検査の結果と対応についてということで、質問をいただいております。

先ほど生涯学習課からも説明がありましたけれども、調査当初に比べると全体としては、下水道整備により改善が図られているところですが、調査時の採水したときの環境ですとかによって、年によって数値の変動が見受けられている状態です。

青年学級の水質検査の結果を基に、毎年講師の先生をお招きしまして考察会行われているんですけれども、そこに環境系のほうも参加して情報共有をさせていただいているところです。大腸菌やBODなどの数値の高い地点につきましては、原因究明のために青年学級の方々と合同で現地調査行ったり、町で定期的に水質検査を行ってのんですけれども、その採水地点を変えるなどして、原因究明に努めているところでございます。

よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○3番（米山義盛） ちょっと先ほど通告した順番を間違えてしまったかなと思いますが。

先ほどのデータの変遷でも、公共下水道の整備によって水質が改善されたということが述べられていました。

それに取り組んでいる建設水道課のほうとしては、松川町の下水道処理についての整備の経過ですとか、現状、今後の課題等、お願いできればと思います。

○議長（中平文夫） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 高広） 松川町では、住民の良好な生活と公共用水域の水質保全を目的に、公共下水道事業と農業集落排水事業を含めた下水道事業と合併処理浄化槽設置事業により、生活排水の処理を行っているところであります。

町では、平成元年度に松川町下水道計画基本構想を策定し、平成4年度から公共下水道事業を平成5年度から農業集落排水事業の整備に取り組んでまいりました。平成16年度までに公共下水道1処理区、農業集落排水5処理区について供用を開始し、下水道整備は完了しております。

また、下水道処理区以外の地区については、平成元年度から合併処理浄化槽設置整備事業により、生活排水の処理を行っております。

以上、お願いします。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○3番（米山義盛） 下水道の整備によって、この水質検査のデータ、長い間の一覧表のデータはちょっと私も入手できなかったものですからお示しできませんけれど、それを見て、その下水道が普及することによって、河川の水質検査が改善化されたということではあ

りますが、その普及率についてはこのデータがあります。水洗化率全体では 90%、公共下水道が 91.4%と、農業集落排水が 89.6%、それで浄化槽が 91.3%と 9 割以上の公共下水道処理の設備が整っているということで、地域によって差はありますが、これでこの下水道の普及率と併せて、そこに下水道の処理がしっかりと完備されていないというふうなところも若干はあるということで、そこへの対応というのにも必要になってくることだと思います。

大腸菌が出るということは、どこからか下水道処理をしないまま通常河川に流してしまっている、あるいは事業所のような活動から流されてるというケースもあることも予想されます。そういったことに対する対応、あるいはその下水道処理の向上を目指してどのような取組がなされているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（中平文夫） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 高広） 下水道の普及率につきましては、今そこに表が出ているかと思いますが、そのとおりでございます。

おおむね全体で水洗化率というのが 90.6%という数値となっております。このところの数値としては、頭打ちというような状態になっているかと思います。

今後の下水道への加入促進につきましては、町では広報、また町のホームページ等を通じて下水道加入促進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○3 番（米山義盛） はい、この表を見ていただきますと、今年 10 月 31 日現在のデータですが、新しい当月の加入戸数として公共下水道が 2 件、それからの農業集落排水事業が 3 件で合計 5 件の新しい加入者もいます。徐々にこういう形での新しい方が入っているし、当年度の加入戸数と言いますと公共下水道で 14 件、それから公共下水道と農業集落排水事業との合計で 30 件が新規加入ということで出ていますし、こういう点で広報されていることの効果として上がっておりますけれど、なかなか、例えばその公共下水道するにも結構な工事、公共の全体の大きな水路の幹線の水路に流すのに各家庭から工事する、あるいはそういう公共下水道が完備できていないところについては、合併浄化槽、そういったものを、合併処理浄化槽を設置する必要がありますし、そういったことに対する補助というか、そういった点では何かございますでしょうか。

○議長（中平文夫） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 高広） 公共下水道、いわゆる農業集落排水、あるいは公共下水道事業

についての補助というものは特段ありません。

合併浄化槽の設置に対しましては、その規模に応じて補助金を交付しています。設置後は、浄化槽の維持管理と修繕にかかる費用に対して補助金を交付しています。また、法定検査費用を町で全額負担しているという状況であります。

この合併浄化槽の設置に対する補助につきましては、下水道利用者と合併浄化槽利用者との費用負担の整合を図ることを目的とした制度となりますので、このような状況であります。

以上です。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○3番（米山義盛） 確かに合併浄化槽については、定期的な点検ですとか、そういった維持管理するためのメンテナンスのための検査、そういったようなことも必要になりますし、そういったものに対する補助、業者等とともに合併浄化槽設置者に対する補助というのもなされているというふうに聞きます。

こういったことが十分町民の中に伝えられて、合併浄化槽を維持して、水質の汚染をしないような形で取組をされてるところへの、やっぱり注意・啓発とかそういった浄化槽補助金についてのそういった取組があるということをぜひ知らせてほしいと思います。

あと、こういった青年学級OBによって行われてきた水質検査ですが、それぞれだんだん高齢化してきていますし、こういった水質検査をさらに続けていく業者へ委託して検査の分析等はしてもらってるということで費用もかかるようですし、河川のもう少しより充実したというか、充足した検査が検査体制をつくり継続するための努力といったものが、何か公民館のほうで考えられているのかお聞きしたいと思います。

○議長（中平文夫） 高根生涯学習課長。

○生涯学習課長（高根竜二） 青年学級の水質検査の関係であります。

先ほど申し上げましたとおり、約半世紀にわたって継続して検査をしているということでありまして、これも松川町の公民館の誇るべき活動の一つだと思っております。

継続的なこういった検査・観察を通じて、町のこれまでの水質を維持等してきた、そういった経過からも、引き続き公民館としてもこの取組をしっかり支援してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○3番（米山義盛） はい、今後とも今まで続いてきた水質検査をより拡充して、より町内の河川の水質検査等がより充実して、それが住民の中にもそのデータが活かされて、環境

や環境意識、安全安心な環境に対する住民の取組も当然関わって、汚染物を流さないための注意も喚起する必要もありますし、日頃の水っていうのは水田、耕作水路をはじめ、井水の組合とか農業の上でも重要なやっぱりものですし、そういったものの水質の維持、そういった点では、町を挙げて取り組んでいく必要があるかなということで、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、通告に従いまして2番目の「ゼロカーボン社会」への取組についてということで、あと質問させていただきます。

先だっの補正予算でゼロカーボン社会に向けての実態調査が進められるということで予算通りました。これ今の状況とこれからの見通しについてご説明いただきたいと思っています。

○議長（中平文夫） 伊藤住民税務課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） 「ゼロカーボン社会」への町の取組についてということで、ゼロカーボン社会に向けた町の取組の現状と、これからの展開についてということでご質問いただいたかと思います。

本年度、国の事業を活用しまして、町の温室効果ガスの排出量を推計したりですとか、基準年度を設けまして「2050年ゼロカーボン社会に向けた町の特性に合った地域脱炭素社会実現のための調査」を行っておるところでございます。こちらの調査結果を基に、来年度より具体的な脱炭素施策を検討しまして、国や県と協力しながら2050年の地域脱炭素を達成すべく進めてまいりたいと考えておるところでございます。

よろしくお願ひします。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○3番（米山義盛） 先だっ10月28・29日と「エス・バード」で「南信州環境メッセ2023」というイベントが行われていました。駐車場に様々な業者、ゼロカーボンとか、例えばチェーンソーのオイルも循環型で私も詳しくは知らないんですが、チェーンソーのオイルというのはまき散らしながらチェーンソーの動きをスムーズにするために油が、結局林野に木を切りながらまき散らされてされるということだから、自然に負荷をかけますので、そういった負荷、普通の化石燃料でない油で自然に優しい油があるという、そういう業者もありました。様々なそういった工夫が、それぞれ行政に行われている中での取組というのは、そういう紹介がありました。喬木村の環境の担当者も、手づくりで作った石鹸の売るブースを設けてやっていました。

松川町からは、こういった「南信州環境メッセ」への取組、参加というのはどうであ

ったのかちょっとお聞きしたいですが。

○議長（中平文夫） 伊藤住民税務課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） 「南信州環境メッセ 2023」についてのご質問でございます。

「南信州環境メッセ 2023」が 10 月 28・29 日に「エス・バード」にて開催されました。
町長をはじめ、自由参加ではありますが、私も参加してまいりました。

先ほど米山議員おっしゃるとおり、地域団体や企業の方々を中心としまして、環境技術ですとか、持続可能な地域づくり、また、ゼロカーボンにつながる事業や取組を、南信州地域の内外から来場された皆様に情報発信ですとか、例えば E V カーの試乗体験などしていただいたところがございます。

現在、町としましても、地球温暖化対策実行計画策定に向けた、先ほども言いましたけども、調査業務を実施しているところでありまして、来年度より具体的な脱炭素の施策等検討しまして、2050 年ゼロカーボン社会に向けまして積極的に取組をしていく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○3 番（米山義盛） その「南信州環境メッセ」で基調講演された、ラウパッハ・スミヤ・ヨーク立命館大学経営学部教授、ドイツ出身の方で日本語で話されてまして、その方の基調講演のタイトルが「地域連携を軸にして脱炭素経営」ということで基調講演されました。

地域の生活や生産活動を担う様々な生産活動や生活消費活動の人のやっばり協力も得ながら、ゼロカーボン社会へ向けての、2050 年ですので、まだ 25 年、四半世紀の先の目標年月ですが、今後それに向けての取組や方向性・方針が実態調査を踏まえて提案されて、それに対して町民の中でも生産活動、事業所や農業や生活の中に関わって、どういところで脱炭素社会実現、ゼロカーボン社会へ向けて取組ができるかということは、非常にやっばり町民も大いにやっばり関心を持っていく必要があるかというふうに思いますので、そういった点では町を挙げての取組、住民や環境係、行政の担当者の充実ですとか、そういった社会教育では公民館や図書館での資料提供、学習講座の計画とか様々なことを有機的に取り組みながら、町内での脱ゼロカーボン社会へ向けての取組を努めていってほしいなというふうに思いますが、そういった点で町長のゼロカーボン社会へ向けての方向性・方針ですとか、大きな意味での今のお考えをお聞きしたいです。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 町としましても、このゼロカーボン 2050 年に向けまして、もう待ったな

しの状況でございますので、今年調査をし来年計画を作成しまして、再来年度より実際の実施に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

このことにつきましては、もう日本だけではなくて世界中のことになってまいりますので、この松川町もしっかりこの点については取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○3番（米山義盛） 水力発電や太陽光発電、そういった再生エネルギーが松川町、ほかと比べて豊富ではないかというふうな思いもあります。

太陽光発電については、住環境の影響ですとか様々な問題はあるんですが、脱炭素社会に向けての太陽光発電の意義というかそういったものは、それなりに感じるものがあります。

また、小水力発電が松川ダムの下にできたり、福与の小渋えんまん発電所ができたりという点で、水力発電の稼働している町でもあります。古くは生田の福与の発電所がありますね。

そういう点で、水力や太陽光発電、その再生可能なエネルギーというのを町からも出すことも、住環境との環境景観や住民の理解も得ながら進めていくことは当然ですが、それをしながらやっぱり進めていくことが大事だと思いますので、今後とも「ゼロカーボン社会」へ向けての松川町独自の取組を進めていっていただきたいと思ひますし、最初のその中での河川・水路の水質検査も先ほど高根課長が言われたように、継続して取り組まれていくことを要望して、一般質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

○議長（中平文夫） 米山義盛議員の一般質問が終わりました。

◇ 川 瀬 八十治 ◇

○議長（中平文夫） 続きまして議員番号6番、川瀬八十治議員。

○6番（川瀬八十治） 改めまして、おはようございます。

今年も残すところあと2週間あまりというふうになりまして、年末に向けて慌ただしい日々が続くのかなというふうに思っております。また、暖かさのほうも季節の割には割合と暖かいように感じておるところであります。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。本日は、少子化対策にということで、質問をしたいと思っております。

まず初めに、町長就任から8カ月が過ぎたわけでございます。子育て支援の第1弾が

早速実行されまして、保育園・小学校・中学校の給食費の無償化が10月から実施となったわけでございます。

9月25日頃の報道、新聞にございましたけれども、少子化対策について、県内の首長アンケートの内容がありました。その中で、当町においては、「効果はまだはっきりしないが、手応えを感じている施策がある」との記事が掲載されておりました。

そこでどのような施策が持たれているのか、この件について町長にお聞きいたします。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 川瀬八十治議員の質問にお答えさせていただきます。

少子化や人口増対策の重点として、教育の充実を中心に魅力あるまちづくりを進めていく中で、この子育て政策という部分につきましても取り組んできております。

現在、取り組んでおります全ての事業が、この魅力あるまちづくりにつながっておりますけれども、ほかにどのような政策がという中で、具体的には一つは「ゆうき給食とどけ隊」から学校へ提供いただく有機給食として取り入れることで、子どもたちが健やかに育つ地域として進めてきております。

また、移住定住に向けた子育て世代の仕事づくり相談事業に取り組み始めまして、新しい働き方として、在宅ワークや短期間ワークができる仕事場づくり事業を行ってまいります。子育て世代の方へ、スキマ時間でも選択できる仕事を提供することが、子育て支援や少子化対策につながる取組だと考えております。

今後につきましても、財源の確保を行いながら、魅力あるまちづくりに向けて全課を挙げ取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） 川瀬議員。

○6番（川瀬八十治） 答弁いただきました。いくつかの施策についての今ご報告があったわけでございます。

移住定住につきましては、この後にもまた何点か質問をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

いずれにしても、すぐに効果が現れるというのは非常に難しいかなというふうに思っております。地道な施策が必要だなというふうに思っておりますので、今後についても、ただいま答弁いただきました内容については、期待をいたしたいというふうに思っております。

それでは町長にお聞きしましたので、今度全体的に、大局的にお聞きしたいなというふうに思っております。

まず「町を元気にするには」というような、いわゆる内容でございますけれども、町の活性化ということが非常にうたわれております。商業関係につきましては、「まつかわ・すたいる」、農業関係においては「グリーンみらい・まつかわ」が設立され、活性化に向けて動き出しているところだと思います。ほかに関係人口等を増やす一つとして、工場誘致、新たな企業を誘致することが、雇用の創出につながるのではないかというふうに思っておる一つでございます。

以前、松川インターの企業団地協議会が平成31年2月に発足されて、それから令和4年の5月までに3回までが協議されてきたところでございますけれども、この企業団地については、中止になって以来、全く今後どのようにあるかということは話は聞いておりません。そこで、今後新たに企業が松川町へ進出を考えたときに、企業誘致のために用地の確保はできているのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（中平文夫） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） 現在、町では、企業誘致のための工場用地を確保していないのが現状でございます。

議員ご指摘のとおり、町にとって企業誘致は、雇用の創出や税収増加など、町の活性化につながるものですので、産業団地の開発に向けて現在、役場内で理事者も加わるプロジェクトを立ち上げて、産業集積エリアの計画を練り始めているところでございます。

プロジェクトでは、総合計画、都市計画、企業誘致、建設・水道、農地林務担当者などが集まる中で、町長の企業誘致の方針や、これまでの経過、現状確認を行い、関連する法令の情報共有と意見交換をしております。一般的に産業団地の開発に要する期間は3から6年程度を要すると言われております。

また、産業団地の開発は、地方公共団体が実施する場合がありますが、近年は民間デベロッパーが独自で、または地方公共団体などと連携して実施する事例が増えております。

産業団地の確保には適地調査をして、開発場所の決定をし、基本計画、実施設計、地質調査、測量を行って、許認可手続きを進めながら、地権者説明、用地交渉、用地買収、さらに企業側との立地ニーズの調査、誘致活動を行って、ようやく造成工事、分譲、引き渡しとなっていきます。非常に時間とコストがかかる事業のため、民間によるスピード感のある意思決定と開発を選択する傾向が増えてきておるところでございます。

○議長（中平文夫） 川瀬議員。

○6番（川瀬八十治） 現在は、プロジェクト等を立ち上げての内容だということでござい

した。

具体的に申し上げまして、過去、町内のいろんな方面から松川沿いについては「非常にいい場所がある」と、「造成地については適した場所がある」というような意見もたくさんありました。実際、先ほど、企業誘致のことについては現在はないということでありましたけれども、こういった意見を大切にすべきではないかなというふうに思っております。過去に町内の企業の方が、移転を考えて場所を探したところが、町では提供するところがなかったというような残念な結果もあったところでございます。片桐松川沿いについて、本当まだ左右、右岸左岸、十分に土地的にはあるかと思えますけど、この点について先ほどの中では考えられているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中平文夫） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） 現在、プロジェクトでまず検討しているのが、片桐松川沿線エリアであります。

既存企業や個人住宅が点在する中、誘致できそうな適地があるか現地調査を職員レベルでしております。また、企業進出にあたって重視するインフラ整備の面で道路、上下水道、雨水排水など現状と課題を出し合い、共有を図っております。このインフラ整備には、相応の経費と時間がかかりますので、財源の確保と計画的で迅速な事業実施が求められます。

プロジェクトでは話があったとき、短期に対応可能な場所と長期に固めていくエリアを2本立てで計画していこうとしています。

そのほか、片桐松川沿線エリアを産業集積エリアとするためには、総合計画への位置づけ、企業誘致の基本構想・基本計画の策定、用途地域や建ぺい率・容積率の見直し、売り手・買い手への優遇措置など、様々な方面から検討していかなければならないことと考えております。

以上です。

○議長（中平文夫） 川瀬議員。

○6番（川瀬八十治） 答弁いただきました。

いずれにしても、長期的には考えていかないといけないというところがあります。まず、今リニアの関係で残土の関係もあります。そういったものを利用して、早急に考えていただきたいというのはございます。

いずれにしても、計画的に立てる中では何年度ぐらいまでにはこのぐらいのこと

をやっていきいたいとか、そういった細部の計画も非常に重要になってくるのではないかなというふうに思っております。

企業誘致で果たして今のご時世、企業の方が来ていただけるかどうかというのは非常に微妙なところでございますけれども、熊本県の菊陽町については、世界トップレベルの半導体のメーカー台湾のTSMCが進出ということで、非常に話題になっております。従業員も含め何千人という方が台湾から来られるし、また2月に開所というふうに新聞も載ってございましたけれども、その中でも雇用の創出が生まれるというようなことで、非常に活気ある町ではないかなというふうに今感じておるところでございます。

当町、そのレベルまでは達しなくても、いつでも企業が進出できるような体制だけは十分にとってほしいなというふうに思っておるところでございます。

それで次の質問になりますけれども、先ほど町長もおっしゃいました、移住定住というところでありますけれども、当町ではマイホーム取得補助金、または空き家利用改修の補助金、他町村と比べて十分かどうか、そこら辺、数字が明示できれば併せてお願いしたいというふうに思っております。

○議長（中平文夫） 下井まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（下井昭二） ご質問いただきました、移住定住における住宅等への支援のご質問でございます。

若者定住住宅取得祝い金や空き家情報バンク制度、空き家家財道具処分補助金が現在当課でっております。空き家利用に関する改修などの補助金は現在持っていません。また、住宅取得への支援につきましては、近隣町村に比べて最大40万円の差があるというのは確認をしております。

子育て世帯、UIターン、空き家情報バンクへの制度の利用につきまして、いずれ該当であれば加算となりますけど、「移住者への手厚い内容になってない」などというご意見をいただいております。

今後につきましては、魅力あるまちづくりとして「住んでみたい」「住みたい」につながるような、移住定住促進など制度拡充について検討をしてみたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（中平文夫） 川瀬議員。

○6番（川瀬八十治） ただいま答弁いただきましたけれども、金額については先ほど他町村に比べて40万というようなことはありましたけれども、当町においても今回12月の補

正予算で 30 万円の補助金が足らなくて増額というようなことで上程されているわけでございます。

やはりこの中でもどうしてもやっぱり住宅地、必要な部分があるかと思います。高額な家を建てにやならないときに、少しでも補助金を踏まえたことがあれば非常にいいかなというふうに思っておりますし、金額の面でちょっと 40 万ということであったんですけれども、お隣の町村についてはどのぐらいかなっていうところを正直言ってお聞きしたわけでありましたが、実際、その制約の中での金額でございますので、一概にこれが金額が正しいかどうかというのは分かっておりませんが、飯島町だと 200 万、豊丘村は 190 万とかいうような数字もちょっと資料的に正しいかどうか分かりませんが、声も聞いておりますので、ここら辺については先ほども補助金制度もありましたけれども、具体的に今後もっともっと見直しができるかどうか、その点について質問したいと思います。

○議長（中平文夫） 下井まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（下井昭二） 今後の制度の見直しの部分につきまして、ご質問いただきました。

次年度、令和 6 年度の予算編成に向けまして、現在調整をしてきておる現状、検討してきております。どこまで増やせるかっていう部分は、また理事者、また財政と協議しながら、なるべく移住者の皆さんが住んでもらえるようなそんな制度になるべく近づけてまいりたいかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） 川瀬議員。

○6 番（川瀬八十治） はい、ぜひそういった補助金制度も見直しして、移住定住によりなるような施策をとっていただきたいなというふうに思っております。

それで、今、住宅の件でお話をいたしましたけれども、やはり土地もやっぱり高いんですね。100 坪で今 500 万以上とかいうような部分もございますし、実際はできるかできないか分かりませんが、町には土地開発公社っていうのがございます。これ長年ずっとそのままで何も活用しておりません。以前は、リニアが来るときには非常に大事だということでそのまんまになっている公社でございます。ぜひ、こういうところも利用する中において、町の遊休というか空いている土地、ここら辺を利用して宅地にして造成にして分譲するというようなお考えはあるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 今、土地開発公社の活用というようなことの観点でご質問を頂戴し

ましたけれども、まず最初に、私からは町が所有しております、普通財産についてご答弁を申し上げたいというふうに思います。

普通財産として管理している町有地で、今後利用する見込みのない土地につきましては、移住定住のために土地を払い下げたり、または貸付けをすることは可能というふうに考えております。

直近では、旧生田の駐在所跡地ですとか旧生田の診療所跡地について、一般競争入札によりまして募集をかけまして、生田の駐在所跡地につきましては払下げが完了したところでございます。

一方で、住宅用地等で貸付けを行っております町有地は、現在 35 筆ございまして、12,748 平米となっております。新規で貸付けを希望される方につきましては、貸付料ですとか条件をお示しする中で、双方が合意をすれば貸付可能ということで許可をしております、基本的には3年ごとで更新を行っているという状況でございます。

昨年 12 月の全員協議会の中で、町有財産の保有状況と今後の管理及び処分についてということで町の考えをお示したところでございまして、この中では今後の利用の見込みがなく、職員が単に維持管理のみを行っている土地については、「優先的に処分をする方向で考えている」ということでお話ししたわけでございますけれども、現在もその考えに変更はないところでございます。

お願いします。

○議長（中平文夫） 川瀬議員。

○6 番（川瀬八十治） 答弁いただきました。

払下げ、また貸付等も含めて、できる限り可能な限りはお願いしたいなというふうに思っております。先ほども申しあげましたように、本当、土地を含め、住宅地は非常にお金がかかるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで1点お聞きしたいのは、上片桐の専用側線の跡地について質問をしたいと思ひます。

この土地についてですが、平成 24 年にアンケートをとった調査をとったと思ひます。その後、あと利用の検討委員会を立ち上げて検討されてきたわけでございますけれども、これについてどのような内容で、もう 10 年以上たっておりますけれども、この利活用について町側のお考えはあるのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（中平文夫） 下井まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（下井昭二） ご質問いただきました、上片桐の専用側線の今後の考え

方をご質問いただきました。

今年度の上片桐の町政懇談会でも同様なご質問、要望をいただきまして、お答えをしてきておる内容と同じになってしまいますが、議員さん申されるとおり、平成 24 年にあと利用の検討委員会の中で、アンケートだったり協議をしてきております。平成 28 年の 5 月でございますが、上片桐区のほうから現状の利用方法である更地の継続を要望という要望書に基づきまして、町では建物等の建設については考えてきておらないのが今までの経過でございます。

今後につきましては、町として改めて地元の地域の皆さんのご希望を伺いながら、活性化につながる土地利用の施策を一緒に考えてまいりたいと思っておりますので、またご協力いただければと思います。

よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） 川瀬議員。

○6 番（川瀬八十治） ただいま課長のほうで答弁の中では、上片桐区会からの更地のまま継続ということ。これも先ほど上片桐区の町政懇談会の中からお話があって「2 年同じ答弁だったよ」というようなことを聞いております。

やはり、もう 10 年たっております。この「建物を建てないでください」って言ったのは、私もう何回も申し上げてくどいようですけれども、町側が建てようとした部分の建物とそのアンケートも含めた地域の人たちが「こういうものをほしい」って要望したものと合致してなかったために、私が区長のときでありましたけれども、「そういった建物については建てないでくれ」という要望書を出した経過がございます。しかしながら、そこからですね、もう 7 年・8 年たっておるわけですよ。実際はもう今、課長の答弁にありましたけど、「地元の方とあと利用については検討したい」ということでございますので、もう 10 年たっております。しっかりと協議していただきたいなというふうに思っておりますが。この件について、早い段階でできるかどうかのお考えがありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（中平文夫） 下井まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（下井昭二） 今後の検討のスケジュール的なものをご質問いただいたかと思います。

早急に、上片桐区の皆さんや地域の皆さんとどんな形で進めていくのがいいのか、また、協議をさせていただく中で、なるべくスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えておりますので、またそういったときに、ご支援いただければありがたいかなと思います。

ます。

よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） 川瀬議員。

○6番（川瀬八十治） ありがとうございます。そういう答弁で結構かと思います。

やはり広大な土地でございます。あのまま10何年も放ったらかしにしておくのは、非常にもったいないなというふうに思っておりますので、ぜひ早急に対策できればお願いしたいというふうに思っております。

また、地元のほうでお話するときにお話ししかけていただければ、いくらでも仲介役になれるかなというふうに思っております。

それでは3番目の質問になります。教育関係ということでお願いしたいと思います。

保育園・小学校・中学校、一貫教育の推進についてということで話題に載っております。9月29日でしたっけ。新聞の中に、「松川町では、保小中一貫教育の推進として、町内の保育園・小学校・中学校を一つの学園として一貫性のある教育を目指す。小中学校の経験があり、教科担任制導入やスムーズな接続を企画・推進する教員を募る」とありました。

この件について、一貫教育、またそれに併せて教員の募集についてに質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） 小平教育長。

○教育長（小平順一） それでは、川瀬議員のご質問に答えさせていただきます。

川瀬議員の今、提出された新聞報道であります。これは特色ある市町村の教育を推進する教員の公募であります。これは加配にはならないんですが、通常の教員の異動に際して、手を挙げた、その公募に応じてくれた教員を優先的に配置をしてくれるという事業があります。

令和5年度末の人事異動では、残念ながら誰も松川に希望する方はいなかったんですが、昨年度はそういう先生がいらっしゃって、保小の連携、小中の連携を進める上で、ミドルリーダーとして現在少しずつ推進をしてくださっているところであります。

そうした中で、松川町としては保小中一貫教育を推進するために、それぞれが連携を強化して一貫性のある教育を実現するために、育てる子ども像や学校の教育ビジョン、解決すべき課題を地域全体で共有して、保育園と学校が協働的な活動を通して、まちぐるみで子どもたちを育てていきたいということで計画をしています。

そのための仕組みとして、松川町保育園・小中学校の運営協議会と、それから先生方

で組織をしている小中連携推進委員会があります。松川町保育園・小中学校運営協議会のほうでは、それぞれの学校の方針を確認したり、学校の課題について協議をしたりしてきています。具体的には、子どもたちの居場所について考えてきたり、不登校の問題について熟議をとおして深めてきたりしています。

その母体が中学生と語る会になったりとか、中央小のヤギの飼育、ヤギプロジェクトにつながったり、北小学校でもサツマイモづくりを上片桐区会や育成会、それからPTAの皆さんと一緒にあった取組につながってきています。

もう一つの小中連携推進委員会のほうでは、学力向上委員会と特別支援教育委員会と不登校支援委員会とキャリア教育委員会という4つの委員会を組織しています。この学力向上委員会のほうでは、小中が一貫して学力の向上のために、それまでのやらされる宿題ではなく、子どもたちが自ら進んで学ぶ自主学習を中心にした家庭学習にしていこうということで、「家庭学習の手引き」を発行して、連携して取り組んでいるところがあります。そのほか、それぞれの委員会のほうでも連携を強化しながら進めているところでもあります。

そうはいっても、なかなか保小中の一貫した連携という点では、まだまだ不十分なところがあります。飯田市でも既に10年取り組んできていますが、目に見える成果という点では、まだまだ課題があるかなというふうに思っています。ですが、今後は4つの特別委員会だけではなくて、全学校の職員を挙げて取り組むことを考えていきたいと思っています。

いずれにしても、子どもたちの課題が明らかになってきていますので、そのことに対する対策もこうした委員会を通してとっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中平文夫） 川瀬議員。

○6番（川瀬八十治） 教育に関してですけど、いろんな各種団体等も含めて、教育に方向性を向けて頑張っておるのかなというふうに思っております。

今、飯田市の件がお話ありましたけれども、先日、飯田市のほうも飯田市は広いんで、中学校を一つの区として、一貫をするというようなことでございましたよね。当然、地区に中学校があるんで、この間の新聞には「小中」というような形で載ってございましたけれども、当町においては中学校1校しかありませんので、そこら辺が一貫なピンとくるかどうかというところで非常に理解が苦しむところがあったと思いますので、今後については教育委員会でやることでありますので、勉強しながら見ていきたいなというふう

に思っております。中川村のこの間、東小また中というような新聞も載っておりましたんで、松川町もどうなるかってことを注視したいなというふうに思っております。

それで、建物の件でありますけれども、小学校・中学校については、北小は昭和 40 年かな、それから 58 年、中央小は築 56 年ということで非常に築年数が経過しております。文科省におかれては「50 年」というようなことがめどに新聞に載っておりましたけれども、そこら辺については、以前、教育長のほうは、「トイレの改修、LED 化等を含めて、長寿命化にはならないけれども、長いこと使いたいな」というようなことがありましたけれども、この北小・中央小が非常にもう 60 年近くなっているところでありますけれども、校舎の建替え等が今の一貫教育のことも含めてでありますけれども、考えられているのか、その点について質問いたします。

○議長（中平文夫） 小平教育長。

○教育長（小平順一） はい、ご指摘のとおり町内の小学校・中学校もかなり年数が経過しているのは事実であります。

令和 2 年 3 月に松川町学校施設等長寿命化計画というのが出されています。ここでは計画的に補修工事を行って 80 年使い続けるという見通しになっています。それは「建築物の耐久計画に関する考え方」という社団法人日本建築学会が提案する算定式や、そういうものに基づいてこの 80 年というのを出してきました。

そうは言っても、老朽化が進んでいることは事実でありますので、今後、建物の耐用性だとか快適性、それから省エネ性を確保するための長寿命化の改修を行ったり、改修というだけではなくて、新たに松川町にふさわしい校舎を建替えたりすることも踏まえて、町内の教育施設全体のあり方について協議をして、その中でこれからの学校のあり方、校舎の建築の進め方をどうしていったらいいかってことを検討していければなというふうに考えています。

以上です。

○議長（中平文夫） 川瀬議員。

○6 番（川瀬八十治） ただいまの答弁で 80 年というような形で説明をいただきましたけれども、やはり北小については、平成 22 年ですから今から 13 年ぐらい前に校舎耐震補強と大規模改修を工事したような記憶があります。

今、教育長言われたように、耐震も含めしっかりとしたことをやっていかないと、躯体自体が弱っている部分がありますので、大きな火災・地震等、起きたときに果たして耐えられるかどうかというところも踏まえて、当然、検討を今されるということであり

ますけれども、もうしっかりとした教育も含めたそういう建物の重要性、これはしっかりと検討していただきたいというふうに思っております。

最後に、その学校の関係でございますけれども、北小と中央小の今言うように踏まえた校舎を建てることも前提の中、いろいろありますけれども、現時点では統合があるかないのか、その点について1点お聞きします。

○議長（中平文夫） 小平教育長。

○教育長（小平順一） 平成20年6月に松川町小学校のあり方についてということで、町長宛てに提案書が出されています。その中では、将来的な展望としては「小中一貫教育の面も含めて、中学校と同一敷地内に新築し小学校1校とする」と、そういう提案がなされています。この提案書には「耐震補強事業完了後、おおむね10年後には統合について検討する。したがって、中央小と北小学校の統合はおおむね10年間には行わない」というふうに明記されています。

耐震補強工事が今、川瀬議員のお話のように、平成22年に行われていますので、それを踏まえてですが、この提案書を尊重しなければいけないというふうには考えていますけれども、既に10年が経過してしまっています。統合も含めて、学校のあり方については、今後検討していく必要があると考えていますが、それでも現在、北小学校は100名を超える子どもたちがいます。以前に予想した児童数の推移の中では、50名を切るのは15年後の2038年というふうになっていました。その見通しが今ここのところ持ち直していますので、今後の児童数の推移を見ながら、統合しなければ維持できないのか、そういうところを見極めていく必要があるかなというふうに思っています。

校舎の長寿命化とともにその学園構想の下、これについても検討していかなければいけない大きな課題だというふうに思っています。

あわせて、今、町長が推進している子育て支援へ一層の力を入れていく中で、特に教育委員会としては、これからのグローバル社会を生き抜くための英語教育に力を入れていきたい。また、松川町を愛し誇りを持てるような特色ある教育を行うことで、少しでも少子化に歯止めをかけ、それから子育て世代の移住者を増やすっていうことを考えていきたいというふうに思っていますし、現在、小規模特認校という制度があります。それからここ数年で学びの多様化学校という不登校特例校の制度も新設されてきていますので、そうしたことも含めて今後検討していく必要があるというふうに考えています。

以上です。

○議長（中平文夫） 川瀬議員。

○6番（川瀬八十治） 統合については、現時点では分からないっていうのは当然のことかと思えます。

今、教育長も言われましたように、子育てで子どもを増やさなきゃいけないっていうのに、子どもが減ったら統合しようとかというレベルの話は今のところは私、好きではございませんので、今は町長を含め、子育て、そして子どもを増やすという施策に邁進していただいき、50名云々も今ございましたけれども、当初は一時は200何名おったのが、もう10何年で半分の100名ぐらいになっちゃったのは現実でありますけれども、これから子どもさんを増やして、統合なんて考えなしに活気ある学校づくりをしていただきたいというのが私の要望でございます。

それでは、時間もございますので最後の質問になります。町長にお聞きしたいと思います。

他の市町村に比べて松川町は非常に遅れているということで、危機感を持っていることは、町長のご発言、また町民、それぞれの方が認識しておるところでございます。スピード感を持って進めていくことについては、十分全員の方が賛成できるというふうに思っております。

道路に例えますと、一般道・高速道路がございます。法定速度もございまして、それぞれの道でスピード違反にならない程度、また急ハンドル・急発進等がしないような安全運転も大事じゃないかというふうに思っております。

今まで停滞してきた行政、これをスピード感を持って進めることについて、私が今、発言したことを加味しながら町長のお考えをお聞きしたいというふうに思っております。お願いします。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 令和5年9月、今年度9月の一般質問においても、給食費無償化の取組から、今後とも積極的な行政運営をお願いしたいというその方針についての考えについて、ご質問をいただいております。

給食費無償化の取組は、私が町政を運営する中で思い描く松川町の未来の子育ての充実を図るための方策として、人口減少に歯止めをかける最優先事項として取り組んだ政策でございます。

議員が言われる点に、私の思いを少し触れさせていただくとすれば、少子化対策は一丁目一番地でありますけれども、同様にリニア・三遠南信が来るこの地域において、松川町がどう魅力的な町であるか、このことが関係人口の増につながり、ひいては移住定

住へ向かうと考えております。

その中で、インフラ整備、町の都市計画、また町のデザインをする中で、企業誘致を含め、ゾーニングを早急にしてまいりたいと考えております。

議員言われるとおり、大きく変化している今日において、この町が止まることなく、未来志向で前に進めるように、一步ずつ議会の皆様とともにオール松川でつくり上げてまいりたいと思っておりますので、今後とも一層のご協力をお願いしたいと思います。

○議長（中平文夫） 川瀬議員。

○6番（川瀬八十治） しっかりとした答弁いただきまして、ありがとうございました。

本当に町長やるべきことが多すぎて非常に大変かとは思いますが、今、私、感じたところ、町長の発言の中でやはり行政だけではなく、議会も含めてしっかりと協議に協議を重ね、いろんな意味での施策を遂行していくべきじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ協議する機会をたくさん持つべきだということを再認識いたしました。

また、今後もついて、議会も考えがあるかと思っておりますので、ぜひくどいようですけれども、しっかりと協議をしていきたいと思いますということで、私が生意気な言い方おかしいですが、しっかりと協議が大事だというふうに思っておりましたので、最後に発言をさせていただきまして、また再認識をしたところで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中平文夫） 川瀬八十治議員の一般質問が終わりました。

次に入りますと途中になってしまいますので、ここで休憩をとりたいと思っておりますけど、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（中平文夫） それではただいま 10 時 43 分ですから 10 時 55 分まで暫時休憩といたします。

休 憩 午前 10 時 43 分

再 開 午前 10 時 55 分

○議長（中平文夫） 時間になりましたので、会議を再開いたします。

◇ 松 井 悦 子 ◇

○議長（中平文夫） それでは続きまして、議員ナンバー13 番の松井悦子議員。

○13 番（松井悦子） それでは、質問させていただきます。

元気センターのハローミヤ跡地への建設撤回についてということと、福祉医療費の対象者について拡大ということについて質問をいたします。

まず、ハローミヤ建設の撤回がされたということについて質問いたします。

9月7日付けで元気センター再検証に関わる報告書によって、何年もかかって準備してきたハローミヤ跡地への元気センター建設を撤回するとの変更案が示されました。しかし、あまりにも強引な変更案には、数々の疑問を持つわけでございます。それで、いくつか質問をしたいというふうに思います。

まず、変更案について、町長は報告書の中で「納税者住民の理解を得る必要がある」というふうに言っておりますが、令和の世の中にこの「納税者住民」というのは一体どういうことなのかと。これは戦前の選民思想の言葉ですよ。松川町町長が住民を差別する、こういった考えを持っておられるのか、そこら辺が非常に疑問を持ちました。これは全協か何かでも議員からの指摘もございましたけれども、もしそういうことを考えておられるとしたら大変問題だというふうに私は思います。

まずこの点について町長の見解をお願いします。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 松井悦子議員の質問にお答えさせていただきます。

まずもってその前に、この公の場、この公の電波を使い、また平和憲法の下、行政、議会運営をされている中にありまして、「選民思想」という言葉を使われていることに関しましては、非常に残念だなと思っております。

その中でお答えをさせていただくのであれば、「納税者住民」という言葉を発しているわけではございません。検証チームの資料の中に使っている語句でありまして、さらに議員が言う「選民思想」なるものではないので、訂正する必要はないと考えております。

資料中の「納税者住民」とは、松川町町民のことを言う意味で使っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13 番（松井悦子） 今の町長の答弁ですけど、報告書の中で報告書が使ったと、報告書はだって町長が当然書いたものではないんですか。

町長が仮に書いたものでない、係の者も書いたとしても、当然町長が目をとおしてやるわけで、もし間違いがあればそれで指摘をするべきであるし、修正をされるべきであるし、その辺全く町長と役場職員が書いたものか、誰が書いたか知りませんが、全く別の機関で動いておるといふ、そういうことですか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） そういうことではなくて、この中の「納税者住民」というのは、松川町民という意味で使わせていただいております。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） 行政たる者、言葉遣いには非常に気をつけるべきだと、全て言葉で出来上がっておりますから、それが町民ということを指すということ、これはまた別にあるんですよ。「地域住民」とか「町民」という言葉が別にあって、「納税者住民」という言葉が別途に3つあったわけですね。だったら町民とか住民でそれで済むことなのに区別してあるわけですよ。納税者住民と町民と地域住民と3本立てで、これどういうふうにお考えですか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 納税者は、当然ながら全町民のことになりますので、そのことについてここで語句として使わせていただいているということでございます。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） いくら言っても仕方ありませんけれども、ぜひ町長もしっかりという書き方がいいのか、どういう表現がいいのかということについて、きちんとチェックをして間違いがあったら指摘をする。本来、町長もそういった考えがあるから、それを行政のほうでも担当者のほうでも敏感に察知して、そういった書き方をしたのではないかというふうに疑う見方もありますよ。しっかりこれから気をつけていただきたいと思います。

こればかり言っておっても始まりませんので、訂正もしないということですので、町民の皆さんも聞いておられますので、訂正はしないということで承りました。

はい、それでは次です。まず変更案についてですね。

町長は、「元気センターの建設について疑問の声を多数聞いた」と。「町長選挙期間中に疑問の声を多数聞いた」ということですが、早く造ってほしい」という声もたくさんあったはずだと思います。偏っていますよね。都合の良い主張に聞こえる。この辺りどういうふうにお考えになりますか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） この件につきましては、当初より双方の意見があり、議会においても意見が分かれ、さらに建設反対の陳情もあった経過があることはご承知のとおりであるかと思えます。

さらに賛成も反対も意見を聞いてきた中で、公約として検証チームを立ち上げて再検証を行ったということでございます。

それらの行為が当町の地域課題に直結しているものかなど、経緯、現状、建設費など様々な要素を客観的に見て、判断をさせていただいたところであります。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） このような手法には、町民の皆さんもしっかり見ておられます。

不満の声も多く聞くわけですが、説明ということについてはいかがお考えでしょうかね。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 今まで何度も述べさせてきていただいておりますけれども、使えないと伝えた旧老人福祉センターが使用できることなど、町から提供してきた情報に誤りがあったこと、ハローミヤ跡地ありきで計画を進めてきてしまったこと、こういったことにつきましても、説明をさせてきていただいていると考えております。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） 私は、全然説明が足りていないと、説明不足だというふうに思えますね。

町民の皆さんが非常にいろいろな不満の声を持っておられるということは、説明がされてないということです。そこら辺は、またそういう声があるということをもとに、考えていただきたいとそんなふうに思いますね。

次の疑問ですけれども、地域福祉協議会を交えての検討委員会、それから議会も何年もかかって検討してきた課題でありました。そして合意形成を得てきたという、そういう経過があるわけですね。決してこの間違っただけを論じてきたとは思えないです。今までの経緯を無駄にするということになりますけれども、行政の継続性ということは重要ではないかというふうに思いますが、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） このことにつきましては、先ほども少し述べさせていただきましたけれども、まずハローミヤ跡地ありきで進めてきたことに対しましてはお詫びを申し上げます。

いと思いますけれども、将来に向けた議論としては、決して無駄ではないと思っております。

また、今、私がしなければいけないのはここにある課題を一つずつ解決して、その先へまずは進めるということかと思っております。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） 別に謝っていただく必要はないと思いますね。深津町長のときに土地を取得し、宮下町長のときに建設に向けて一丸となって進めてきたわけですから、謝るべきはこういった方向転換をするということが謝るべきことでありますよ。今まで進めてきたことについて何ら特に間違ったことをしてきたわけではないですので、これは大きな町政のロスを生じたということになります。この間の時間、そして多くの人の関わり、そして金銭的なもの、町政の大きなロスを生じさせた上に、さらにまた誤った施策を進めようとしているという、そのことについて謝るのなら分かりますけれども、将来に大きな禍根を残すとそんなふうに思います。

さて次ですが、建設委員会へ何の相談もなく、変更案決定後に説明会を開いているわけですね。建設委員会は、令和5年の2月20日に第11回、ここで「さあ、次は建設だ」というところで終わって、そして変更案の説明会が令和5年の9月19日、第12回、その間、何も建設委員会の意向を聞いたわけでもない。そして、また地域福祉協議会のメンバーであります、事業の委託先である社協だとか親愛の里、これも決定後に説明会を開いておるわけです。

なぜ、その前に意向を聞くとか、意見を聞くとか、考えを聞くとか、考えを聞くって言っても、もうこの方たちも当然ハローミヤ跡地への建設に向けて合意をしてきたわけですから、考えを聞いてもということではないんです。やはり、当然計画は変更ということであれば、どうして意見は聞かなかったのか、会合を持たなかったのか、その点お願いします。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） まず、建設委員会ですけれども、何の相談もなくということではございませんけれども、建設の是非を決定するまず委員会ではないということがあるかと思えます。

早期実現の要望もございましたけれども、先ほども言いましたけれども、そもそも意見は長い間言われておりまして、建設反対の皆様からの陳情もあった中でございます。その賛否のある中で6年をかけて議論をしてまいりました。

その中で就任後、最終的な判断を8月まで、まずこの就任後4カ月で行わなければならなかった。この中で取り止めにするか、継続するかの決断に対して、検証プロジェクトを立ち上げ、客観的な視点で経緯、現状、建設費など要素を正確に積み上げて総合的に判断する、この4カ月の中で最善を尽くしてきたものであると考えております。その中でできる限りの説明であったり、その後の説明をしてきていると考えております。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） 誠に強引な手法だということで、呆れるばかりでございますね。法を駆使し、そして手順を重んじる行政のやり方としては、考えられないようなやり方だというふうに思います。これでは、地域や事業者、町民の理解は得られないというふうに自覚すべきだというふうに私は思います。

それでは次の質問をしたいと思いますのですが、7月14日、松川町の町長宛てに知的障がい者の親の会「手をつなぐ育成会」が、「ハローミヤ跡地が最適であるので、一刻も早い建設を」との要望書を出しました。それから委託事業者説明会では、「人が集まりやすい場所によってつながりが生まれやすくなる」、「障がい者の方は声を出しづらい」、「時間がかかっても良いので、今までどおりハローミヤ跡地への建設を望む」と言っておられます。

このような当事者の声や委託事業者の声は無視をされて、先ほど「反対者の請願があった」と何度も言われていますけれども、そちらを優先させるのか、そちらだけが民意なのか、民意はいろいろあるわけですよね。民意を反映させるのは行政の役割だと思いますが、反対者の意見だけを留意をしておるとそういうことですか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 7月14日にお越しいただき、お話もお聞きしました。

要望書でのご意見も十分に理解はしております。お気持ちも十分分かっております。その中で今回の決断に至ったわけでございます。

今後につきましては、ハード整備に頼る地域共生社会ではなくて、人と人のつながりをコーディネートすることで、地域共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。そのための検討体制を整備していく今は段階にあるのかなと考えております。ですので、議員おっしゃられるとおり、無視をしているとかそういうことではないと私は思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） 弱い人、声を出しづらい人の声なき声を聞いてこそが、血の通った政

治だというふうに思いますが、そういったことは望むべくもないということがよく分かりました。

はい、次の質問ですが、今回からの報告書によると「元気センター計画案では、総工費約7億円、そのうち補助金や交付税で4億円が賄えるので、既に土地の所得や解体費などを使っている1億3,000万円を引けば、今後、町が実質負担する金額は1億7,000万円だ」とのことでした。1億7,000円は必要な投資であって決して高いとは思えません。福祉にお金を使いたくないという、そういうことなんでしょうか。それとも、建てる寸前の元気センター、ハローミヤ跡地の元気センターについて白紙にしなければならない特別な理由でもあるのか。

先ほど、法的に何とかかんとかっていうふうな答弁がございましたけれども、何かほかに特別な理由でもあるのですか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） この点につきましては、今までも何度もご説明をさせていただいていると思っております。

理由につきましては、お示しさせていただいているとおり、客観的に総合的に判断して結論を導き出したと考えております。ですので、その中で特別な理由ということはございません。そしてこのことに関しては、まずは代替の施設としてしっかり今、不満それから不安、心配等がある中のことを早急に解決してまいりたいと思っております。

建設費のこと等々に関しましては、当初の計画と大きな金額の差ができております。このことにつきましては、やはり客観的な判断をして、今回まずは代替の施設で動かしていこうという決断に至ったものでございます。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） 何か新しいものを建てるということには、お金が要るのは当然でありまして、そうしますとあれですか、町長の考え方は建設費にどうもこだわっておられるようですけれども、この障がい者施設だとか高齢者施設に対しては、安いほどいいと。建設費が高かったってどの程度が高いのかちょっと理解ができませんが、言っておられるのは1億7,000万円を使いたくないと。5～6,000万円であげたいと。そういうことで、1円でも安いほうがいいと、そういうことですか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） そのことに関しても、もう幾度もお話をさせてきていただいております

けれども、金額のことではなくて、そもそも跡地の建物を使って利用するはずだったものが、方針が転換し、新築とこういうことにつながり、そして、当初の金額から大きなずれが生じてきたという客観的な数字の下で判断をしたものであって、福祉施設にお金を使わないとかそういう思いでこの判断をしたわけではありません。

福祉施設に必要なものであれば、当然ながらお金もかかることは、行政としてまいますし、その点についてはご理解いただくしかないと思っております。

○町長（北沢秀公） 松井議員。

○13番（松井悦子） そうしますと、当初、旧ハローミヤの店舗を改修するということであったのが新築にしたのが気に入らないと、そういうことなんですか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 気に入るとか気に入らないとかそういうことではなくて、このことについて、その点で町民の皆さんに理解をいただくのは非常に難しいということを判断をさせていただいたところであります。

○議長（中平文夫） 松井議員

○13番（松井悦子） 先ほども言いましたけど、町民の皆さんに理解をしていただくということはどういうことですか。町民の皆さんは「建設賛成だ」と言っておられる方がたくさんあるわけですよ。早く建ってほしいという。今の「ハローミヤの跡地がいい」とそういうふうに言っておられる方もおるので、町民の皆さんの理解ということがよく分かりません。どういった町民の皆さんの理解を得るということですか。反対をされる町民の皆さんの理解を得たいと、そういうことですか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） それぞれのお考えがあるものと思っております。

そもそも賛否両論ございました件でありますし、なので、一方だけの意見というものではそもそもがなかった。だから6年もかかってしまったと判断しておりますので、その中で、私としても判断をしてきた経過でございます。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） 老人福祉センターが法的に改修が問題ないとか、そういったことが分かったというのが理由だという一つもありましたけれども、法的にどうだろうとあの場所が福祉施設に最適だということが決まったわけではないんですよね。

そもそもあの老人福祉センターは、50年以上前に保養施設として利用する、お風呂などを備えた人里離れたいわゆる山の家的なものだったということです。それをコミュカ

フェを開設するにあたって、ちょうど空いていた老人センターを間に合わせに使ったというだけで、そもそも福祉施設としては不向きな場所なんですよ。

建設予定だった元気センターの建物の広さに比べても半分ほどしかないですよ。狭いです。古く、狭い、へんぴな場所と、悪条件ばかりですけれども、お年寄りや障がい者をこういった劣悪な場所に押し込めようというお考えでしょうか。先ほども言いましたけど、高齢者や障がい者を軽く扱っているのかと、そんな気持ちになりますがいかがですか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 決して軽視をしているわけではございません。

旧老人福祉センターは現在、仮で行っている事業の代替施設として位置づけておりますし、利用者の皆様に現在トイレ、階段など不便をおかけをしているために、1日も早く改善・改修を行い、事業を開始したいと考えているからであります。

この城山公園につきまして議員おっしゃられますけれども、ここにつきましては名子区民の皆さんが長年にわたり整備し、大切に守っている地元ゆかりの環境の良い公園であると私は考えております。旧老人福祉センターは、その城山公園に隣接した場所にあります。よって、悪いところというなどという考えはありませんし、さらに軽視するなどと全くもってございません。改めてその点をお伝えさせていただきたいと思っております。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） 誰もが障がい者になる可能性もあり、また誰もが高齢者になるわけですね。それをしっかりと思い合った町政としていただきたいと、そんなふうに切に思うところであります。

さて、ここに来て、障害者総合支援法で自治体の必須事業である地域活動支援センター、今、北名子保育園で開設をされております、地域活動支援センターの運営を受託をしておられた親愛の里さんが、令和6年3月末をもって手を引くということを表明をされました。

今までは随契でということでありましたけど、実際にはほかに松川町町内にないわけですね。そういった受託していただくような事業所はないと思います。この間の町の手法に大きな不信感を抱いて、とてもついていけないと、そういうことで嘆かれて決断をされたようです。

これは利用者にとっては大きな打撃となります。これからどうするおつもりでしょう

か。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 地域活動支援センターの業務につきましては、今、議員おっしゃられるとおりでございます。1年契約の委託業務でございまして、この委託事業者につきましては、通常の入札の手続きと同様に、今後、公募をしてまいりたいと思っております。

このことにつきましては、町としても責任持ってやっていくつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） ちょっと考えても町内に受託できる事業所があるとは思えないですね。

そうしますと、町外の事業者ということも想定をされておられるのか、その点お願いします。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） この件に関しましては、公募をしてまいりますので、その中で決定をしてみたいと考えております。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） 便宜上は、やはり町内の事業所が一番いいわけですよ。事情を知らない町外の事業者さんでないほうがいいというふうに私は思います。実情をよく知っている町内の事業者が好ましいわけですが、ここまで来て親愛の里さんが手を引いたということでは望むべくもありませんので、どうか今後は利用者が戸惑うことがないように、利用者にはきちんとした説明をしていただいて、そして信用のできる事業者さんを選定をしていただきたいと、そういうふうに願うところでありますが、その辺り利用者さんの説明についてどうですか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 説明についてということでございます。

説明につきましては、可能な限りしてまいる必要があるなと考えております。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） 元に戻りますけど、老人福祉センターを改修したら向こう20年間は使う、利用するというような、この間、委員会でも説明がございました。

あのような劣悪な場所に、高齢者や障がい者を20年先まで追い払うというようなことに大変憤りを感じるわけです。お年寄りの皆さんは「姨捨山だ」と言っておられるんですね。どうですか心が痛まないですか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 説明の中で「20年使える」と「使用可能」という説明をさせていただきましたけれども、これにつきましては施設を耐震補強、それから改修工事をするによって、あの施設が20年使用可能だということでございます。

老人福祉センターにつきましては、どちらにしてもあそこの部分を今後どう活用していくかということの中で、どちらにしても改修しなければならない施設でございます。ですので、あそこに今、議員おっしゃられるようなそういう思いですのではなくて、今はとにかく目の前にある課題、トイレ、階段等、不便をおかけしている点について改修をし、少しでも快適に事業にお越しいただけるような体制を整えるために、老人福祉センターの改修をするものでございますので、議員おっしゃるようなところは一切考えておりませんので、どうかよろしくお願いします。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） 今、町長が言われましたけど、それにしてもエレベーターも付けない、コミュカフェの皆さんは、1階部分を使うというようなお話でしたけれども、2階部分に仮にもし地域活動支援センターを設置するとしたら、車椅子の方やいろいろおられるわけですよ、大丈夫ですか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） その点については、今後も検討する一つでもあるとは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） しっかり検討していただいて、いくら間に合わせだか20年使うかそのところは分かりませんが、せっかく改修するんですからしっかりしたものにしていただいて、例え1年でも2年でも使うとしたら、利用者の不便を生じないような改修の方法をしていただきたいとそういうふうに思います。

「因果応報」という言葉があります。必ず行いは自分に返ってくるということを覚悟したほうが良いと、そんなふうに思いますね。

それではちょっと時間がなくなりました。次に障がい者の福祉給付費事業について提言をいたします。

現在、松川町の障がい者への医療費の給付は身体が1級から3級まで、それから知的がA1からB1までというふうになっております。それから精神は1級から2級までが対象です。これをそれぞれ身体4級まで、それから知的はBの2まで、それから精神は

3級までに拡大してほしいというふうに要望するわけです。

長野県を見ると、身体では岡谷市や泰阜村では6級まで、そして知的では約半分の自治体がB2まで、精神も約半分の自治体が3級までで、入院についてもさらに精神の方は入院をする場合がありますので、支給している自治体もかなりあるということです。

松川町をいわば最低の線で支給をしておるという、飯田下伊那の多くがその中に含まれているわけですが、ぜひ来年からは地域共生のまちづくりの観点から、まず障がい者の経済的安定を図るように、支給基準の引上げをお願いしたいとそんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中平文夫） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 福祉医療についてのご質問をいただきました。

福祉医療費につきましては、各自治体の条例で規定されておまして、松川町の障がい者の支給者は身体、療育、精神障害の各障害手帳の取得者のうち長野県からの補助金が支給される対象者までとしております。

今、松井議員がおっしゃったように、長野県内の自治体の中には身体障害者の手帳の6級までの支給を行っている自治体もあり、自治体の独自の考え方が反映できるものでございます。自治体の独自で拡大した部分については、県の補助がなく、一般財源を使用することになっております。

障がい者に対する福祉医療費は、その障害により著しく社会生活に支障が出て、所得に影響があるという方を対象にするという考え方があるのだというふうに思っております。一般財源を使用する拡大については、慎重に進めたいというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） この独自で拡大するというのが重要なんですよ。独自で拡大しないから最低の線でやっているということですよね。町長は常々「飯田下伊那の先陣を切る」だとか「見本になる」とか言っておりますので、こういう部分こそ見本になるべきではないですか。ぜひ目指すところだけでなく、こういったところに手当てをしていただきたいとそういうふうに思いますが、町長いかがですか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） この点につきましては、町としても議論を進める中で検討してまいりたいと思っております。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） 町長、そもそも地方自治体の最大の使命はなんですか知っていますか、ご存じですか、伺います。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 町民の幸せかと思っております。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） 町民の幸せは当然ですけど、住民福祉の向上ということですよ、これはもういろんなところに書いてありますから知っておられると思いますけどね。「住民福祉の向上こそが自治体の最大の使命だ」というふうに言われています。

ぜひそういった観点からも、しっかりとそういったことを念頭に置いて進めていきたいと。ぜひ、この障がい者のそれから福祉医療の拡大についてはお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（中平文夫） 松井悦子議員の質問が終わりました。

◇ 星 野 光 洋 ◇

○議長（中平文夫） 続きまして、議員番号1番、星野光洋議員。

○1番（星野光洋） では、一般質問をさせていただきます。

生東グラウンドにある体育館リズム室のこれからについて質問させていただきたいと思います。

私、自分、松川町出身ではないんですけれども、生東のほうに行きましたらグラウンドございまして、その隣に大きい体育館がある。結構奥まったところにこんな立派な体育館があるんだなというふうなことを思いました。それで、ここが最近使われてないということで、これ何で使われてないんだろうなというふうに思っていました。

議員になってこのことを調べましたところ、皆さんにいろいろお話とか伺ったところ、町のホームページにも載っておりますが、令和4年度に解体の方向で入札が行われた。それ以前には、平成30年に松川町の社会福祉施設のあり方についてという文書の中に、平成29年度町政懇談会において生東地区よりの住民の皆さん、「屋内スポーツや地区の行事には欠かせない施設であり、加えて避難所としての存続を要望するとの声があった」ということが明記されております。

現在の状況、町がどういうふうにこのリズム室を活用していくのか、または解体していくのかというようなこと、それについて質問させていただきたいと思います。

先日、現在、保健福祉課のほうで管理がされているということで、鍵をお借りして、ちょっと現在の状況をちょっと写真を撮ってまいりましたので、ちょっとモニターを御覧になっていただきながら話を進めていこうかなと思っております。今の現在の状況についてですね。

こちらの生東会館から見たリズム室でございます。ここにグラウンド側の入口が2つありますけれども、あと反対側にもう1つ入口ありますけれども、ここ錆びてて開かない状態でした。どこが開くんだろうと思ってぐるぐる回っておりましたら、こちら今、砂利になってますけれども、ここは以前保育園があったんですね。それでそちら側の戸が南京錠で閉められていまして、そこを開けて入ることができました。ここの砂利はもうすごく整備されて、駐車場としてもすごくいいような場所になっております。

これがその保育園を壊した後ですかね。何かこの舗装されたところが結構むき出しになっておりますけれども、この水道なんかも、まだ全然使えるような感じでございます。

これがリズム室のそこの旧保育園側の入口ですね。ここは簡単にグッと開けるようになってます。

さあ中に入ってみますと、バスケットコートが一面使えるような感じですね。それで横にはバドミントンコート、バレーボールコートが2面くらい取れるんですかね。

それで私、中に入ってみたんですけれども、私もこういった体系ですので、乗ると「ミシミシ」っていったんですけれども、これ久しぶりに誰か人が乗ったからこういう音がするのかなというふうに思ったんですけれども、なかなか体育館の構造ってどういうふうにつくられているのか私、詳しくないですけれども、こういう丈夫な床の施設っていうのはなかなかないと思うので、もし解体というふうになるとすごいもったいないなというふうに私は思っております。

そこで避難所というようなお話もありましたけれども、こういうように物を置く場所が多数あります。

こちらは倉庫ですけれども、ここにも十分すぎるぐらい物が置けるようなスペースがあると思います。

さあ、こちらステージのほうから反対側を見たんですけれども、本当に広い施設です。そして暗幕が引かれておりますので、劣化も少ないような状態ですかね。ステージ、生田にはほかに福与にも体育館ございますけれども、ステージが確かなかったんじゃないかなと思います。そういった意味では、ここのリズム室ステージございますので、いろんな催しにも使えると思います。

ステージ上にはこういう何かいいテーブルがありまして、もったいないなと思って、いろいろ使えるなというふうに。

お話聞きましたら、この文化祭ですかね。コロナ前には行われていたというような話を伺いました。

こんな感じでございます。

このリズム室、本当に私も拝見して十分使える立派な施設だということを認識しました。その上で町のほうではどのようなお考えがあるのか。まず、最初にリズム室が解体というようにことがうたわれておりました。この決定に至るまでの過程について、その理由も加えて教えていただきたいと思います。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 星野光洋議員の質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、今、議員おっしゃられるとおり、平成 29 年度の町政懇談会におきまして存続を要望するということでございましたが、経過があったことによりまして、解体ということで、区会とも話がついてきた中でのことでございます。

その中ではありますけれども、多くの生東区の皆様からこの平成 29 年度の要望するという同様のご意見が多数寄せられていることも確かでございますので、一旦、立ち止まって活用方法はないのか、避難所としての利用は可能なのかということを検討していきたいと考えております。

この経過・経緯につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） それでは、経過についてご説明をいたします。

根底にありますのは、松川町公共施設等の総合管理計画になります。この計画は、将来の少子高齢社会に人口減少により人口が減少していく自治体が、人口の多いときと同様に公共施設等を維持することは、財政面・人材面から見て負担となるため、更新にかかる経費を適正な水準に抑えることを目的に、管理する公共施設等を更新・統合・廃止していく計画でございます。

社会福祉施設については、令和 4 年度当初の時点で 15 施設 7,418 平米を保有しておりました。

生東保育園が統合された後、園舎、もう既に壊してしまった園舎ですけれども、それは地域活動支援センターとして、リズム室については地域の芸能祭やサークル活動の場

として活用してきました。

平成 29 年に、地域活動支援センターが元大島に移転した辺りから、解体の提案を地区懇談会等の機会を通じてお伝えしてきておりました。何回かの説明会等で、区会の皆様と話し合いを重ね、令和になった頃「解体やむなし」との区の役員の結論をいただいたところでございます。

町民体育館の改修工事をした令和元年は、利用者が伸びておりましたが、コロナ禍で定期利用団体は 0 になりまして、また令和 5 年度の生東区の自治会の再編の過程で、地区公民館の組織がなくなりまして、町民運動会などの地区のレクリエーション行事がなくなった経緯があります。

現在は、使用の問合せも利用者も全くない状態になっております。

令和 4 年度、解体の予算を計上し園舎を解体しました。リズム室については、鉄骨であるということから、設計が必要と判断しまして、令和 4 年度の予算で設計を行い、今年度令和 5 年度に解体の予定でございました。

令和 4 年 12 月に地元自治会と区会の役員会に赴きまして、再度、解体についての説明を行った際には、「無駄な経費のものは必要ない」、「解体して構わない」との同意をいただいております。

先ほど町長も申しましたが、町長就任以降については解体について予算計上しない方針の下、現在に至っております。

よろしく願いいたします。

○議長（中平文夫） 星野議員。

○1 番（星野光洋） お答えいただきました。

ということは、今のところまだ解体ということが止まっているっていうような状態っていうふうに考えてもよろしいでしょうか。ということは何かこの後、利用されるというような思いがあるのかなというふうに考えます。

そこで今おっしゃいました解体にかかる費用、または存続にかかる費用等、明らかになっているようでしたら教えていただきたいと思います。

存続という場合、どういう費用がかかるのかということも含めまして、ちょっとお教えていただきたいと思います。

○議長（中平文夫） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） すみません、お待たせいたしました。

解体については設計が終わっておりますので、今年度の価格で 1,800 万円でございます。

す。

継続にかかる費用については確認しましたところ、耐震診断、設計、耐震工事、老朽化している部分のリニューアル工事から、トイレがございませんのでトイレの新設工事などが想定されております。全体で6,000万円ほどかかるかなというふうにお聞きしております。

建てますと今度は継続していかなきゃいけませんけれども、ランニングコストについてはまだ計算をしておりません。

よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） 星野議員。

○1番（星野光洋） はい、お答えいただきました。

確かにトイレないですね。近くに生東会館ございますけれども、生東会館のトイレもそんなにいいものではないというのがあります。

今、お伺いして継続して使う場合はそれなりの金額がかかるということを理解いたしました。

ちょっと、生東地区の皆様の声の中に、「避難所としての存在を」というような声がございました。生東会館が避難所に当たるかなというふうにも思うんですけども、中いろいろ場所的にも生東地区の皆さんがそこに避難するにはちょっと小さい施設かなというふうにも考えております。今、費用の面でも大変そういう金額がかかるというふうにも伺いましたけれども、「避難所として利用したい」というお声もあるということについて、その費用の面等を考えて、避難所として利用するというようなお考えは今後あるかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 今、避難所というような利用の考え方でございますけれども、現在、生東会館が避難所として指定避難所として指定してございまして、こちらの生東リズム室については指定はしていないという状況であります。

生東の地区には、東小学校もございますので、そういったところを活用していただくということでございまして、全町で見えていきますと全員の方が収容できる施設っていうのはないわけでございますので、今ある施設を活用しながら避難所としては活用いただけるかなというふうに思っております。

○議長（中平文夫） 星野議員。

○1番（星野光洋） 今、避難所としての考えはないということをお伺いしました。

いろんなものを備蓄する場所としてもリズム室を利用するっていうのも一つあるかと思います。生東会館、物を置くにはちょっと小さい場所かなというふうにも思っております。

その上で、今、存続というようなことを考えているというような旨のお話をいただいて、現時点で、何か利用するような方向性、何かお考えがあるかというようなことを伺いしたいと思います。

今、ちょっと解体はなくしていくというようなことを伺いましたので、その先のこと、何かお考えがあるか。本当ちょっとしたアイデアでもいいので、ございましたらちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 今後の利用の仕方ということですが、このリズム室といいますか、この体育館を活用していくということになりますと、先ほど申し上げたとおり、財政的な面も非常に出てまいります。としますと、財源を確保するためにどのような形で改修、耐震補強をしていくのかということを考えていかなければいけないかなと思っております。

その先に、どのような活用ができるかということですが、今、総務課長申しましたけれども、そういった中で言いますと、財源の確保、それから利用の方法等々考えると、避難所というのは一つあるのかなと思っております。

そして、それ以外の部分につきましては、議員おっしゃられるとおりでございますけれども、生東の皆様とも相談をすることも必要でありますし、町としてもどのような方向で利用が可能なのかということを検討していかないといけないかなと思っております。

現在、福祉施設ということであの体育館があるわけでありまして、そういったことになってまいりますと、福祉施設ではなくて町の普通財産として考え、そしてまちづくり的に考えていく必要が今後出てくるのかなと思っております。

具体的な部分につきましてはまだ言えませんけれども、今後検討していく大きな課題かなと思っております。

○議長（中平文夫） 星野議員。

○1番（星野光洋） お答えいただきました。

今、利用者が全くないというような話を伺いましたけれども、今現在って使うことはできるのでしたっけ。そのことをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中平文夫） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） リスクを考えますと、耐震工事が行われてないという建物という事で、保健福祉課として耐震工事を行ってないところから抜けていきたいと思いますという事で、旧老人センターも使わないようにしてきた経過を考えると、耐震工事が終わってないと使うことは避けてまいりたいというふうには考えております。

実際は、電気がないのと水道も通していない、止めてあるということもありますので、その再開がないと本当に使えない状態だと思っております。

○議長（中平文夫） 星野議員。

○1 番（星野光洋） はい、お答えいただきました。

このまま放置して立派な建物をしておくのはもったいないなというふうに思っております。ここの場所を拠点に、いろんなことも考えられると思います。生東地区支援員の方も配置されまして、こちらの活性化ということが町の課題にもなっていると思います。

この場所の利用の仕方っていろいろあると思うんですよね。例えばイベント的なことをやっても構わないと思いますし、ここの施設、耐震工事をしなきゃいけないということもあるんでしょうけれども、何かいろんなこの町を、生東地区、この建物を中心に、何か賑わいをつくったり、いろんなことをするような施設になる可能性があると思っております。

ぜひ、町の生東地区の皆さんのお声であるとか、またはもう本当に新しい、それこそ民間の方にアイデアを託すようなこともあっていいと思います。

このまま生東地区、何も手をつけないままにいるといけないような気がしております。東小も含めまして、そのような思いがあります。ぜひここと東小もです。それも含めまして、生東地区が賑わいであるとか、いろんな人が集まるような場所になるようなものの一つとして、このリズム室を活用していただきたいなというふうに思っております。

環境的にも素晴らしいところです。夜になるとすごく星も綺麗ですしね。ぜひ、ここを賑わいの創出するような、生東地区の中心になるようなところになっていけたらなというふうに思っておりますので、町のほうとしてもそのような点で後押ししていただけたら良いかなというふうに思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中平文夫） 星野光洋議員の質問が終わりました。

時間的にあと 5、6 分ですけど、ここから休憩をとりたいと思いますけど、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（中平文夫） それでは午後 1 時を再開いたします。暫時休憩いたします。よろしくをお願いします。

休 憩 午前 1 時 5 5 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○議長（中平文夫） それでは時間になりましたので、会議を再開したいと思います。
午前に引き続いて、一般質問を再開したいと思います。

◇ 米 山 郁 子 ◇

○議長（中平文夫） それでは、議員番号 5 番、米山郁子議員。

○5 番（米山郁子） それでは通告に従いまして、本日は入札業務の標準化と改革は進んでいるかについて質問をいたします。

入札から契約にかけての業務は、町が支出行為を行うに当たって非常に重要な業務でございます。平成 13 年 4 月から施行された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の制定によりまして、透明性の確保、公正な行政の促進、正当な施工の確保、不正行為の排除の徹底など 4 項目を基本原則として対応されていると思います。全体的な入札における現状の課題はないのか、改革はされているのかをお尋ねいたします。

では、具体的な質問に入らせていただきます。

平成 30 年、冷房設備対応臨時特別交付金事業の松川小中学校のエアコン設置工事における入札について、町側に問題があるとして訴訟があり、本年、北沢町政になりまして、和解となり終結されました。

和解の条件として 3 件の要望がありましたが、町として全て受入れる姿勢を示されたので、3 件について具体的にどのようにしていかれるのかお伺いしたいと思います。

まず、1 番目、「本工事に関して公正取引委員会の調査を積極的に促し、同調査に積極的に協力する」という相手方の要望に対して、町の対応としまして「内容を受入れる」とされています。公正取引委員会の調査の現状はどうなっているのかをご説明ください。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 米山郁子議員のご質問にお答えいたします。

令和 2 年 6 月 26 日に、関係書類を添えまして、調査権限を持つ公正取引委員会に通報しており、依頼があれば積極的に協力することに変わりはございません。

現在までにいたっては、連絡がないというところでございます。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○5番（米山郁子） そうしますと確認したいんですけれども、和解をしたことにより本事案の調査も終結したと理解してよろしいのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） はい、本件につきましては、一旦の終結という形にはなろうかと思えます。

ただ、公正取引委員会のほうへ通報をしてございますので、相手方の状況もございまして、現段階ではそういった調査等、聞き取り等を行われてないという状況ではございますけれども、これをいつまでも引きずっていくという案件ではないというふうには考えておりますので、全くこれが動きがないということであれば、時期を見て適切に対応してまいりたいと思っております。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○5番（米山郁子） 動きがないということでございますが、やはりこのように、和解として町側が承諾したわけでございますから、やはり相手方としてのご理解も必要かと思いますが、その点きちんとされているのかどうかお聞きいたします。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 和解に至る中で、このことにつきましては協議をし、両方で確認をしたところであります。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○5番（米山郁子） それでは2番目ですが、「本和解成立後、公共工事の入札事務において、設計委託業者の見積書と町の設計金額及び予定価格が同額となる取扱いを行わない」との相手方の要望に対しまして、町の対応は「内容を受入れ、今後においても継続して徹底する」としております。

徹底だけでは問題の解決方法に至らないと思いますが、どのような対策と改善を進められていくのかお聞きいたします。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 建築工事設計額の設定につきましては、町独自で基準を設けさせていただきまして、設計業者が積算した金額を基に、一定のルールによって設計額を設定しています。

具体的には、直接工事費と共通費、工種により、それぞれのルールを設けて運用をし

ているところですが、その運用方法については設計額の漏えいにつながる恐れがありますので、答弁は控えさせていただきたいと思いますが、町としてのしっかりしたルールを決めまして、現在対応をしているところであります。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○5 番（米山郁子） この件につきましては後ほど質問をしたいと思いますので、次に移ります。

3 番目でございますけど、町長は「松川町財務規則第 109 条を厳守し、入札情報が事前に外部に漏えいしないように適切に管理する」との相手方の要望に対して、町の対応は「松川町財務規則を遵守する」とのことでございますが、遵守するだけでなく、規則の見直しやチェック機能は働いているのかということでございます。先ほど「町の基準は一定のルールに沿って行っている」ということでございますが、規則の見直しの時期やチェックするメンバー等、お答えしていただければと思います。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 入札情報が事前に外部に漏えいしないようにどう管理するかということだと思いますけれども、まず財務規則 109 条については厳守をしておりますので、この条項につきましては見直しの予定はございません。

規則に定められているように、設計価格や最低制限価格などの漏えいを防ぐため、事業者・閲覧用データについては、データ格納者と別の担当者の 2 名以上で必ず確認を行い、適正に処理されていることを確認するため、新たに起工伺いにチェック欄を設けました。また、予定価格調書は、予算執行者が封をし、糊付けをしまして、入札時までキャビネットへ施錠の上、保管。改札時までには開封できないようになっており、適正に管理できていると考えております。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○5 番（米山郁子） 厳しく管理されているような今ご説明があったわけでございますけれども、やはりそのルール、一定のルールというものを設けてということでございますので、ある程度見直しも必要かと思いますが、今、基準については見直さないということではございましたけれど、ルールや運営についてはどのように考えられているでしょうか。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 私どもといたしますと、この財務規則 109 条、これに基づいて適正に運用するというのが大原則でございます。

そうした中でチェック体制というのは、先ほど町長のほうからも話がございましたよ

うに、こういった件を契機にチェック体制の確保に努めておりますので、運用の中で今後も必要に応じて対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○5番（米山郁子） ぜひとも、和解に至った経緯もいろいろございますけれども、きちんと町側が非を認めたというわけではございませんけれども、全て受入れたわけでございますから、入札についてはきちんとしていただくべきことだと思います。

次に入らせていただきます。次は予定価格と落札率についてでございます。

指名競争入札の中で予定価格に対する落札率が低いのがございまして、本年度、令和5年度の中には59.5%、それから69.7%の事例があります。

このように低い落札率っていうのは、予定予算よりも少なく済んだことは済んだんではございますが、やはり予定価格の設定するときの仕方がまずいのではないかというふうに思いますので、予定価格はどのように算定して決めているのか教えてください。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 予定価格の決定でございますけれども、設計額を参考にいたしまして、予算執行者でございます町長が行っているところであります。

この基となる設計額でございますけれども、職員による設計をする場合には、長野県、あるいは松川町で基準としている設計単価を参考に積算をしたもの。設計を業務委託している場合は、先ほど答弁をいたしました一定のルールに基づいて算定した設計額としているところでございます。

また、工種や設計額によっては品質を確保する、あるいはダンピング防止というように、最低制限価格を設けている場合がございますけれども、この最低制限価格を設けていない案件につきましては、ご指摘のように70%を下回る落札率がございますけれども、こちらについては問題ないというふうに考えているところでございます。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○5番（米山郁子） もう1件あるのは、今、70%下回っていても問題がないということでございますけれども、そもそもきちんと仕様書等が作られて、それで一応ある程度各社から見積もりを取って、それで予算を決めていくわけですね。大体、入札価格も決めていくにもかかわらず、こういう事態が起きるっていうのは、その時点でどういう過程でこうなったかっていうのはどういうことでしょうかね。それをちょっと教えてください。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 単なる見積もりということで、ここまでの乖離が生じるということ

は少ないかというふうに思います。

通常ですと先ほど申し上げましたように、県や町の設計単価などを使いまして設計した場合には、乖離が生じる場合があるかというふうに考えております。

後ほど 100%で落札というようなご質問もございますけれども、地域の実情だとか品質などの市場調査が不足していたということも原因にはあろうかというふうには考えられます。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○5番（米山郁子） そうですね。きちんと市場調査されてないっていうのは、私はそう思います。されてないからこういう結果になってしまうというのが実情かと思います。

それと直近でございますけれども、指名競争入札の辞退や見積もりを繰り返している。それでようやく落札する事例があるんですね。最近このようなことをお見受けいたします。価格が低すぎて失格とされてしまうようでございますが、無理に価格を引き下げているわけではなく、その値段でできるというふうに入札されていると思うんですね。それにもかかわらず、最低制限価格、それより低いのは失格。一部、工事費内訳書の不備という判断で落とされてしまう。それでせつかく入札に集まっていたいている方々が、それぞれ辞退されるという現象が起きているわけですが、これについてやはりこういうことが起こること自体が私はおかしいというふうに思っております。

適正なきちんとした見積もり・市場調査ができていれば、こういうことは起こらないはずなんです。なのに、こういう事態が起こることについてどうお考えになっているのかをお聞かせください。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） まず入札自体に関してですけれども、様々な要因で入札辞退の申し出をいただくことがございます。

例えば一番多いケースといたしますと、こちらが発注した対象工事の期間中に公共工事に限らないんですけれども、別の工事を受注しているので今は辞退をさせていただきたいというような申し出をいただく場合がございます。

また、もう1点のその見積もりを繰り返しての落札ということにつきましては、不調にならない限りは問題はないのではないかというふうに考えております。これはそもそも競争を促しているということもございますので、業者さんの努力ですとか金額の駆け引きの範囲内であるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○5番（米山郁子） それでは先ほどお話がありました、落札率100%の案件でございます。

令和4年度は5件、令和5年度に入りましては3件ございました。精度が上がって道路工事や修繕等は100%になり得るというふうに私どもも認識はしております。

しかしながら、このような結果が出た場合の検証、なぜ100%になったのか。きちんと不正と言っては失礼ですけれども、疑い持たれやすいですね。ですので、そういった再検証をどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 実際のところ、入札会を行うに当たりましては、私ども事務担当者が原則3人で開札事務を行っております。書類のチェックもその都度その場で行っているわけなんですけども、不正な行為が行われていない限りは、特にそういった100%だからといって検証は行っていないところが現状でございます。

議員ご指摘をされるように、令和4年度については5件ということで全体の入札の中で考えれば204件ございましたので、全体の2.5%。それから本年度につきましては、先ほど3件ということでございましたけれども、10月31日現在では5件ございまして、142件の発注の中で5件ということになりますと3.5%ということでございます。

これが職員が自重でその設計をしているということであれば、むしろ先ほどの答弁の中で申し上げましたとおり、地域の実情ですとか品質を勘案しての設計が市場調査ができていうふうに考えているところでございます。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○5番（米山郁子） 3人で入札に立ち会ってるとかいうお話でございますけど、それ以前の問題で、金額の漏えいがあり得るということはあるんですよ。そういう情報を流すということもあるので、そういったところはどういうふうにされているのか。

また、100%になってしまって、これはどういうわけだということの検証はされないのかどうかお聞きします。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 金額の漏えいということに関しましては、やはり冒頭にその訴訟の関係があったのを契機に、業者選定委員会をはじめといたしまして、入札に関するその手続きに関しては、相当な運用の中で改革をいたしまして、外部に情報が漏れないような形をとっております。ですので、私どもとしては今、取り得る限りの手段を使ってそういった情報漏えいといったことは防いでおりますので、これはそういった市場調査ができていうことによる100%ということやはり当然ありますので、そういう範疇だと

思っているところでございます。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○5番（米山郁子） それでは次に、随意見積もり入札について伺いたします。

随意見積もり入札での契約の場合は、ほかもそうですが、ガイドラインに沿って進めているとのことございまして、先ほどの財務規則 119 条では、予算執行者は随意契約に付するときは2人以上の者から見積書を調査聴取して、目的または性質により契約の相手方が特性されるときは、1人でもいいとされています。

事業の目的または性質に沿った場合であるとの判断で、1社ないしは1名ということでございますが、これも業者選定委員会で諮られるとのことでありますけれども、この1社1人の事業認定に当たって、その業者選定委員会でどのような議論をされているのか、伺いしたいと思います。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） まず、随意契約による契約というのは、今お話ございましたように、平成 25 年 12 月に町の随意契約ガイドラインというのを作成いたしまして、その内容に基づいてその理由書を作成し、起案決裁により町長がまず認めます。その上で業者選定委員会において、その業者選定が適切であるのか、また随意契約による発注が妥当であるのかというような判定を受けているところでございます。

なお、見積書の聴取につきましては、起案の段階で各担当課におきまして財務規則に沿った運用をしておりますので、この確認につきましては決裁権者、あるいは会計管理者が行っているところでございます。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○5番（米山郁子） 随意契約の調書は、競争入札に比べまして、手続きが簡略化でき、かつ競争入札によってその全てを満たすことのできないような資力、信用、技術、経験、実績等の能力を熟知した上で契約の相手への選定ができるという点ではございますが、反面競争の方法によらないために、価格の高止まりや特定の業者に偏りがちになってしまうんですね。そういう弊害が生みやすいというのが随意見積もり入札でございます。

例えば事例で言います。松川町健全化推進事業、被害木伐倒駆除や林道刈払い等の入札でございます。これ随意になっているんですね、松川町は。でも他市町村では指名競争入札を行っているんですよ。これって公平性が保たれないと思うんですが、慣れでこのままやっていこうということなのかなあと思っているんですが、その点いかがでございますか。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） まず、大前提といたしまして私どもが工事を発注する際に、地方公共団体、競争入札によらなければならないということが大原則でございます。ですので、随意契約というのは特殊な例でございます、それによって例えば工期が短縮できるですとか、金額が安価にできるっていうようなことがあれば、随意契約できるという形になってまいります。

今、事例を出していただきました松林の健全化推進事業、被害木伐倒駆除の関係でございますけれども、松川町の場合、飯伊森林組合以外の事業者がこの町の森林状況ですとか所有者の意向を把握していない。また、森林経営計画を町で立てていないという実態がございます。過去には、この飯伊森林組合以外にも、事業者を増やす計画を県とも協議を行ったわけですが、やはり適切な駆除・伐期ですとか、マツタケ山の保全、それから長期的な森林管理が当町においては、飯伊組合以外の事業者による施業は極めて難しいということで、当時判断したところでございます。

また、林道の刈払いっていうのは当初では委託してないわけですが、林内の下草刈り、これについては発注しております。これも経営計画に基づきまして、森林組合からの提案書を受けて施業したいとしているところでございまして、ほかの町村とは事情が異なることはご理解いただければというふうに思っております。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○5番（米山郁子） 今、森林計画を立ててないということでございますけれども、それ事自体が遅いと思っております。その件についてはぜひお願いしたいし、またコンサルにおきましてもアールさんお願いしているわけですが、こういったことが本当に偏りにおける弊害になっていないかどうかは私は疑問でございます。

次に移らせていただきます。

電子契約サービスの導入についてご質問いたします。

導入メリットとしてコスト削減、または契約締結のスピードアップ、契約書のクラウド管理による紛失リスクの軽減等が電子契約サービスを導入することによりまして図れるというふうに考えております。

他市町村では、電子契約サービスの導入が今、進みつつございます。町として導入のお考えはあるのかどうかをお聞きいたします。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） まず、今の電子契約サービスのお答えに入る前に、森林経営計画の

関係ですけども、町も森林経営計画は策定してございます。ただ、近隣の市町村、町とか市のようにほかの事業所がこういった計画を立てている場合もございますので、そういう場合には指名競争入札なりが適当かと思えますけれども、町はこの森林経営計画を飯伊森林組合のほうにお願いをしている関係で、そこで随意契約をしているということです、そのようにお願いしたいと思えます。

それで電子契約サービスの導入についてでございますけれども、当町といたしましては令和6年度中の導入を目標に事務を進めてございます。具体的には、長野県自治振興組合が主導いたします共同調達に合わせて導入をしたいというふうに考えております。

令和6年4月以降にデモ使用を開始いたしまして、令和6年10月には電子入札、それから電子審査システムの運用ができるように今、準備を進めているところでございます。またあわせて、業者さんに対しても説明会の実施を考えているところであります。

ただ、電子契約サービスっていうのは業者さんにも、ソフトの導入等一定のご負担をお願いしなければならないということもございますので、当面は紙媒体と並行して進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○5番（米山郁子） この電子契約におきましては、本当に導入にステップ、どのように進めていくかっていうのはステップが大事かというふうに思っております。

それぞれいろんな問題がありますけど、ぜひとも解決して進めていただきたいと思いますし、また先日の定期監査の結果報告書を見させていただきましたら、監査のほうから「行政の説明はなるべく早く、遅くとも来年1月までには行ってください」という要望をいただいておりますが、その点について可能でしょうか。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 監査講評の折に発言すれば良かったんですけども、2月というのはまだ県のほうから説明が下りてきてない段階ですので、ちょっと年度内は難しいかなというふうには考えております。県からそういった詳しい運用等説明が出てきた際は、なるべく早く年度変わって早々になるかと思えますけれども、説明会のほうは開催していきたいというふうに、丁寧な導入に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○5番（米山郁子） ぜひとも事業所さん、相手方に理解していただくことが大事ですので、説明も1回ではなく数回されまして、理解をしていただくようお願いしたいものでございます。

次に、受注希望型指名競争入札についてですが、当町はこの形をとっておりません。受注希望型指名競争入札というのは、一定の実績があり、登録された業者の中から公開で希望を取り、受注する意志のある業者だけ競争させるので、より公正な入札が行われているとされています。

導入のお考えはありますでしょうか。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） この受注希望型入札でありますけれども、公募後に技術審査を行うということでございまして、審査に要する時間、それから職員の専門知識といったようなところで、まだ職員配置というのはできていないことから、採用には至っていないということでございます。

今までの経過から推測いたしますと、手間と時間がかかる割にはメリットも少ないというようなことも考えられるところでありますけれども、今後、内容が複雑化してくる工事そういった制度を整備していくことは、検討の余地があるかというふうに思っております。

これも先ほどの繰り返しになります。訴訟を契機に現在行っております4,000万円以上につきましては、一般競争入札を採用しております。これの枠組みの拡大というような形で、検討が併せてできればというふうに考えているところであります。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○5番（米山郁子） 高額な金額を対象とされているようでございますけれども、以前、町の業者でございまして、そんなに高額ではありませんでしたけれども、「随意見積もり入札にもお声がかからなかった」と、非常に不満の声をいただいております。

行政側がこの規模の事業はできないだろうと勝手に判断されて、随意選定されて入札に参加するように要請されていらっしゃるんですけども、できる事業者さんも実際はあるわけで、なぜそのような慣習が生まれ、外されてしまったのかという実態をどう考えているのか、お聞かせください。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 議員ご指摘のような行政側の判断でお馴染みの業者だけに指名するという慣習はございません。

例えば、どなたがそういった声を上げられたかちょっと分かりませんが、例えば土木工事のような場合ですと、地域性など様々な事情を考慮いたしまして、町内に事業所を有する指名業者を業者選定委員会で選定をしております。

一方で、事業所で例えば3年ごとに更新いたします入札参加資格申請っていうのがございますけれども、その中で工種が更新されていない場合も考えられます。こうしたことにつきましては、現在、町の運用上、入札参加者名簿っていうのを公開してございまして、次回、令和7年度の資格更新の際には、この工種を更新ごとに名簿を公開いたしまして、参加資格が確認できるような方法について、必要な要綱整備について検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○5番（米山郁子） 先日も町の事業所から、「ぜひ町の事業所を使ってほしい」というような要望をいただいております。

1社でもできなくても、2社3社と共同体をつくってできるという方法もあるかと思っていますので、この町の事業者を使うことについて、どのようにお考えになっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） この一般競争入札、4,000万以上の一般競争入札を導入する際にも、やはりその金額についていろいろ議論した経過がございます。

近隣では、例えば800万以上だとか2,000万以上といったような設定がある中で、やはり地元業者さんを大事にしていってという意味では、この4,000万円という、大きな規模に限定をさせていただいて、それ以上のものについては一般競争入札でというようなことで決定をしてきた経過がございます。

あるいはまた大きな工事につきましても、JVですとか、あるいは分割発注といったような方法もございますので、そういった方法をとることによって、なるべく町内の業者さんに発注ができるような、そんな形も我々としては努力していく必要があるというふうに考えております。

○議長（中平文夫） 米山議員。

○5番（米山郁子） ぜひとも入札に関しましては、透明性を求められるようにしていただくのが良いかというふうに思います。まして落札率にこれだけの隔たりがあるということは、いささか問題があって、職員レベルのルール化の徹底ができないんじゃないかというふうに考えられますので、ぜひとも見積もり段階からきちんとしたやり方、方法、標準化を進めていただきまして、また電子契約サービスなどの改革をしていただきたいと思いますし、ぜひとも偏りのないやり方、随意なんか特に偏りがあって非常に困るんでございますが、きちんとその事業目的に沿った選定をされているとは思いますが、

いささかちょっと疑問な点もございますので、随意契約についてはきちんと事業内容及びその行政に対して検証をきちんとされまして、入札していただくように要望して、私の質問は終わりとさせていただきます。

○議長（中平文夫） 米山郁子議員の質問が終わりました。

◇ 塩 沢 貴 浩 ◇

○議長（中平文夫） 続きまして、議員ナンバー２番、塩沢貴浩議員。

○２番（塩沢貴浩） それでは通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

議員の皆さんのお手元には、参考資料１枚、Ａ４の両面で配らせていただいております。参考までにご一読いただければと思います。よろしくお願いをいたします。

現在、岸田内閣では、デジタル田園都市国家構想を政策の一つとして掲げております。これらを具現化して地方創生を推進するためには、総合的な戦略が非常に大切になってくると思われます。

この田園都市国家構想でありますけれども、最初に提出されたのは１９７９年、「田園に都市の活力を」とのテーマで、過密集中を是正し、バランスの取れた分散型システムへの移行を目指したのが最初とありました。今回は、これにデジタルを加え、デジタルを使つての地方創生を推進するという構想であります。

現在はコロナ禍を経て、様々な交付金が使えるようになっております。地方創生に関わる交付金や補助金は数多くありますが、現在の地方自治体での活用にはばらつきがあると調査が出ております。新型コロナが収束し、経済や社会活動が元に戻りつつある現在、この地方創生関係の交付金の形も今後変わってくることが予想されます。現在が地域の特性を生かし、地方創生関係交付金の活用で地域を活性化していくことができるチャンスと思われます。

先ほど、川瀬議員も質問をされておりましたけれど、企業誘致に関しまして質問をいたします。この企業の誘致というものには、町として大きな活性化が期待されますが、現在の町としての取組を伺いたいと思います。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 塩沢貴浩議員の質問にお答えしたいと思います。

現在、地方は、人口減少や少子高齢化、過疎化、産業の空洞化など、様々な社会課題に直面しております。国のデジタル田園都市国家構想は、デジタルの力で地方の個性を生かしながら、社会課題の解決と魅力の向上を図り、地方に都市の利便性を、都市に地

方の豊かさを実現して、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指している
ものであります。

当町でも、今年度、デジ田交付金の採択を受け進める事業に、新井商店街を拠点とする
新井商店街空き店舗を活用した企業誘致。2つ目として、新井商店街のリノベーション
検討。3つ目として、空き店舗を活用したサテライトオフィス検討の3つのソフト事
業を展開しております。

大規模な企業誘致は当然ながら、土地の少ない当町におきまして、小さなベンチャー
等に来てもらうことも必要と考えております。町内の業種の多様化を図り、I J Uター
ン等につなげていくものと考えております。空き店舗の状況、貸出しの可否、所有者の
意向等の調査を行い、サテライトオフィスとして利用可能な空き店舗の選定と、その中
身についても企画造成をしてみたいです。また、企業と空き店舗のマッチングをして、
まずは新たなチャレンジショップの実施場所を選定し、そこで事業開始できる事業者を
探していきたいと考えております。

企業団地につきましては、先ほど川瀬議員の質問等にもお答えさせていただきました
けれども、このことについては庁舎内におきましてプロジェクトチームを立ち上げ、ど
のように進めていくか、現在検討をしている最中でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） 塩沢議員。

○2番（塩沢貴浩） ご答弁をいただきました。

そういったオフィスの誘致等には、こういった資料でお配りをしましたけれど、地方
拠点の強化税制ということで、俗にオフィス減税ですとか、雇用促進税制等ありますの
で、ぜひまた有効に使っていただいて、いい会社が来ていただけるようお願いをしたい
と思います。

また、先ほど田中課長が詳細述べていただきましたので、自分からもう1点だけお聞
きしたいと思います。これまで町に対して、企業などからの移転の問合せ等があったか
どうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中平文夫） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） ただいま塩沢議員のほうから、これまでに企業誘致、企業が進
出したいというような問合せがあったかどうかということでございます。

最近につきましては、年に2、3件の問合せはあります。ただ現状そのような用地が
ないということがありまして、なかなかその条件にマッチングするところはないという

ことで、そのようなことが実現というわけには至っていないような状況でございます。

○議長（中平文夫） 塩沢議員。

○2番（塩沢貴浩） ご答弁いただきました。

長野県の青木村ですけれども、この村は青木峠のトンネル開通に伴いまして青木村の事業立地が好転して、村を挙げて企業誘致をして、現在は県内の上場企業の工場が誘致をされておるとお聞きをしております。

今後はリニアの開通を見据え、この下伊那地域全体の立地が良くなることが予想されますので、ぜひその点も見据えて企業の誘致等お願いをしたいと思います。

また、飯田下伊那地域の町村の差別化を図るという意味でも、この松川町の特徴ですとか、強みがどこにあるか、行政としての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中平文夫） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） 今、町の強み、魅力についてのご質問がございました。

まず、この地域の魅力としましては、日本のほぼ真ん中に位置しておりまして、やはり大都市圏への高速道路ですとか鉄道でアクセスができるということです。特に三遠南信自動車道と2027年のリニアの開通がありますので、東京・名古屋・大阪の巨大都市圏の中に含まれていくということでもありますので、本社機能の移転先としましては、好適地になっていくのではないかなと考えられます。

またさらに、当町には精密加工ですとか、電子航空技術を持つ製造業が集積をしております。そんな関係から関連企業の誘致には強みとなっていくのかなと思われま。

それから豊かな自然環境から、空気の綺麗さですとか、水の豊富さ、また果物の美味しさ、そしてアルプスの田園風景等がありますので、そんな面もあります。

あと、暮らしやすさということから考えますと、長野県は移住したい県、15年全国1位ということでもあります。

また、当町の子育ての環境の中でも、「やまほいく」が人気でありますし、また豊かな自然を感じるという面では、「およりての森」の森林セラピーもやっております。それから清流苑での温泉保養というようなこともありますので、非常に恵まれた環境も整っておりますので、それらをPRしてまた進んでいきたいと思っています。

○議長（中平文夫） 塩沢議員。

○2番（塩沢貴浩） ご答弁をいただきました。

ぜひこの町の魅力を外向けにというか、観光も含めてPRをしていていただきたいですし、そういった全てを総合的にプロデュースできる企業が来ていただければ、大変

にありがたいなと思っております。

また、冒頭に紹介しております、地方創生関係の交付金でありますけれども、これに関しましては、従来の縦割り事業だけでは対応しきれない課題に対して使える交付金ということで、分かりやすくというか、使いやすいというか、柔軟に対応できる交付金という話を聞いております。

事例集をちょっと調べたんですけれども、訪日外国人インバウンドの旅行者の獲得ですとか、文化芸術方面の交付金ですとか、新規就農者の育成、農山村の振興交付金、ちょっとこれは県のレベルになりますけど、自然環境の整備ということで国立公園や国定公園の整備にも使える交付金がございます。

こうした現状で現在、この地方創生関係の交付金を利用して取り組んでいる事例をお聞きしたいと思います。

○議長（中平文夫） 下井まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（下井昭二） ご質問いただきました、地方創生関係、特にデジタル田園都市国家構想の交付金の窓口、当課になっておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

松川町、現在取り組んでおります、デジタル田園都市国家構想の交付金を活用しまして、本年度3つの事業を行っております。詳細につきましては、予算説明等で担当課のほうから説明があらうかと思いますが、概略のほうだけかいつまんで説明をさせていただきます。

1つ目でございますが、先ほど町長お答えをしました、リニア時代を見据えた商店街を中心とする地方創生事業ということで、企業マッチングによる商店街の企業誘致や個人商店向けのマーケティング及びリブランディング支援による新たな販売促進、空き店舗活用の滞在拠点を検討して展開をしていくものでございます。

2つ目でございますが、リニア開通後の観光交流と若者移住定住増を促進する地方創生事業ということで、旧青年の家と清流苑エリアについて、知識資源を生かした体験型観光コンテンツの増強や、滞在施設のリノベーションにより関係人口の創出を加速させて、移住定住につなげるものになっております。

3つ目でございますが、オンラインで結ぶ地域と学校のつながりということで、GIGAスクール構想実現に向けて、児童生徒に配布しましたタブレット端末やデジタル教材を用いてデジタル化の取組を強化し、一人一人に個別最適化された学習機会の提供や学力の向上を図るという事業を行っております。

よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） 塩沢議員。

○2番（塩沢貴浩） 大変有効な、また将来を見据えた上での利用をされておると感じました。
大変にありがたいと思います。

また、先ほどの事例集もう少し細かく見ますと、商店街の活性化として地域通貨の導入ですとか、住民の健康増進ですとか、町内の交流活性化でコミュニティづくりですとか、小さな拠点づくりということで、これは豊丘村の「とよおかマルシェ」が紹介されておりましたけれども、あとは働き方改革の一環でカフェの経営など、全国の好事例は様々ございました。松川町でも柔軟に対応していただいておりますし、ありがたいと思いますし、また現場の声といたしまして、DMOでもインバウンドの獲得に向けて考えておりますし、また、「まつかわ・すたいる」さん、「グリーンみらい・まつかわ」さん等、様々現場の声がありますので、ぜひアイデアを集めていただきまして、今後も有効に使っていただければいいかなと思います。

また、先ほどのオフィス減税ですとか、雇用促進税制は、多分外から活力を呼び込んでくる感じになると思いますし、この地方創生関係の交付金は町内の暮らしやすさですとか、町内の活力を上げていく交付金になるかと思います。今後は2つ同時にできれば多分一番いいかと思うんですけど、バランスというかどちらを優先順位つけてやっていくかをお聞きしたいと思います。

○議長（中平文夫） 下井まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（下井昭二） どちらかっていう選択もあろうかと思いますが、それぞれ関係課、各課、またそれぞれ目的に合った事業をなるべく多くの課に連携しながら、こういったデジタル田園都市国家構想の交付金を使っていくというのが、調整する私どもの役割かなと思っております。

そんな向きでどんな場合になるか、まだちょっと正直、分かりませんが、そういった考えを持ってなるべく広く活用できるような方法で進めてまいりたいと思っております。

○議長（中平文夫） 塩沢議員。

○2番（塩沢貴浩） ご答弁をいただきました。

課長からも「町民の暮らしやすさ」との言葉をお聞きできましたので、ぜひまた、お願いをしたいと思います。

また、元気センターの問題ですとか、前回は病児保育の件を質問させていただきましたし

たけれど、町にとっても課題はまだたくさんあると思いますけれども、ぜひ一つ一つ解決をして、暮らしやすい町になっていただければと思います。

また、新しいことをゼロから一つの事業としてするのはすごい熱量がいるなというのもお聞きして、十分感じておりますので、ぜひまたお互いにアイデアを出し合いながらより良い町になるよう進めていきたいと思います。

よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中平文夫） 塩沢貴浩議員の一般質問を終わります。

◇ 間 瀬 重 男 ◇

○議長（中平文夫） 続きまして、議員番号 12 番、間瀬重男議員。

○12 番（間瀬重男） 通告によりまして一般質問をさせていただきます。

私ごとではございますが、平成 20 年以来、15 年間、今日まで議員を務めさせていただいております。12 月に入りまして 16 年目ということになります。

この間、様々な町政の局面に対して、是々非々の立場で議会の皆様とともに臨んでまいりました。一般質問も様々してまいりましたが、今回、「町長の政治姿勢を問う」というテーマでございまして、私にとってはちょっと大それたテーマということでございます。

前宮下町政においては、旧青年の家の解体方針の政治姿勢にまず 1 つ目の衝撃を受けたわけでございます。しかしながら、みんなで話し合い、議論を尽くした上で利活用転換により、現在、改修工事が終わり、利活用に向けて進んでおるということで、安堵をしたわけでございます。

今回 2 つ目の衝撃は、突然の北沢町長、（仮称）元気センター建設の撤回ということでございます。前段、松井議員が質問されましたが、これはやはり放っておけない大きな問題でありまして、あえて元気センター撤回の政治姿勢について質問をさせていただきます。

9 月定例会では、大きな衝撃を受けた元気センター建設の撤回です。北沢新町長はハローミヤ店舗跡地に建設を計画していた、福祉拠点施設（仮称）元気センターの建設を撤回し、町老人福祉センターを改修し利用する方針を示しました。

このことについては、私ばかりではありません。町民の多くの方々が方針転換に政治姿勢のあり方に驚き、むなしさ、失望、そして、悲しささえ感じております。

深津町長は、2017 年度に行った、老人福祉センター耐震診断や活断層上にあることなどから継続活用できないと判断を示し、ハローミヤ跡地活用を示しました。以来、様々な検討がなされ、改修活用から新築に方針が変わり、解体費や発掘造成費など新築に関する事業費は増えたと思います。しかし、議会や検討委員の皆様が、約6年間という長い時間をかけ多くの知恵を絞り、より良い福祉施設の建設に賛成し、目前まで来た建設計画の撤回はどう考えても驚きであり不信であります。大きな期待をしていた町民の皆さんはもとより、一番は利用者、事業者の心情を察するところでございます。

福祉政策は、現代社会において永遠のテーマです。現在では、福祉政策と子育て政策の善し悪しが住みたくなるまちづくりのバロメーターです。

それではこれより質問に入ります。

松井議員も質問されたところに重複するところはたくさんあると思いますが、それぞれ答弁をお願いしたいと思います。

福祉行政は継続が原則です。なぜ、元気センター建設を方針転換・方針変更したのか、いま一度きちんと説明をいただきたいと思います。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 間瀬重男議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほどもこの件につきましてはご質問ございましたので、重複になるかもしれませんが、よろしくをお願いしたいと思います。

まず、この件に関しましては先ほども述べましたが、当初よりそれぞれのご意見があったものと理解しております。その中で私も、この立場になるに当たりまして、検証をしてまいるということを公約の一つとしてまいりました。その中で8月中にはこの結論を出さなければいけない中、庁舎内におきまして、客観的に、そして総合的に見てどの判断が正しいのかということについて検討をしてまいりました。

その中で8月・9月の全協議会等におきまして説明もしてまいりましたが、まずは町がハローミヤ跡地を利用して建設してきたことに、「町独自のリスク判断等により現在の場所が使えない等々の理由をしてきた」、また「地域共生社会を目指しているにも関わらず、その部分については検討がされてこなかった」等々、多くの疑問点が沸いてまいりましたので、その点について検討してまいりました。

建設費も含めまして総合的に判断して、旧ハローミヤの跡地には現在の段階では建設しないという判断をしたところであります。

先ほども述べさせていただきましたけれども、現在の状況は、上片桐の公民館を活用

させていただいておりますし、利用者の皆様からもトイレであったりとか階段であったりとかの不便を感じていらっしゃいますし、その点についてもご意見を頂戴しておりますので、まずはその点について旧老人福祉センターを耐震補強、それから改修をして、次の段階に進んでいきたいというところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（中平文夫） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） 答弁はいただきました。

しかしながら、ただいまの理由については「総合的見地から」とかそういう答弁では本当にしっかりした反対理由というふうには私どもには受け止められません。

拠点施設ということで、4つ5つの事業所が入る中で、本当に素晴らしい夢を持った施設が建設されることになっていた目前でございます。非常にどう考えてもこれは理解ができないわけです。

次の質問です。まず、長年にわたり進めてきた元気センター建設を撤回し、町老人福祉センターを改修し活用するという方針を多くの町民、事業者、利用者が困惑し、私は理解はしていないと思いますけれども、この点について町長は、理解をしていると思うのかまずその点をお伺いします。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 事業者、利用者、町民の皆さんが理解していないというご質問かと思いますが、このことにつきましてはどちらの意見もあると思っております。

○議長（中平文夫） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） ということは、町民、事業者、利用者、また議会の声を聞くことがなかったからそういうことではないかと思います。

そういう町民、事業者、利用者、議会の声を聞く場面をどうしてつくれなかったのか、この点について伺います。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） この点については何度も申しますが、この計画が立ち上がった当初から、これは町主導で進めてきた話であったのかなと思っております。もうその時点から、利用者の皆さん、それから町民の皆さんの意見を反映したものではないという中で進めてきたのが一番通しであったと思います。

そのスタート地点があったからこそ、今この6年間かけて着地点がここまで伸びてしまっているんだと思っております。ですので、この中で私就任してから4カ月ですけれ

ども、この期間の中で最大限できることを積み上げて、説明できるところは説明をさせていただき、意見を聞くところは聞かせていただきましたし、判断をするところを判断をさせていただいたというところでもあります。

議員の皆様の意見を聞かなかった、利用者・町民の皆さんの意見を聞かなかったということでもありますけれども、町としましてはできることは尽くしてきたと思っております。その中で今回の判断をさせてきていただいたというところでございます。

○議長（中平文夫） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） どう見ても議会で、撤回についてのしっかりした議論はされてはいないと思います。

それと「元気センター計画において白紙から始まった」と言いますが、もちろん白紙からは始まっております。しかしながら、事業者、利用者、議会の声は聞いてここまで進んできたと思うわけであります。

次に、ハローミヤ跡地は、社会的弱者にとって大変都合の良い場所であります。これがどうして駄目なのか、何か使う目的があつてそうなったのか。先ほどの「総合的な考えで撤回した」という答弁では分からないわけであります。その点についてお願いします。

○議長（中平文夫） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 間瀬議員がおっしゃるとおり、名子のこの場所は駅からも商業地も近く、利便性の点でいい場所であるという見方もございます。

反面、旧老人福祉センターは「自然環境がいい」というご意見も頂戴しております。

今回の決定に当たって、場所の善し悪しという理由で建設しないという結論ではありません。先ほどから町長が申し上げているように、総合的な判断ということで決断してまいりました。

○議長（中平文夫） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） 今、お聞きした、何か使う目的があるのかという点についてはいかがですか。ハローミヤ跡地。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） あの土地につきましては、現在、利用目的はございません。今後、利用の目的について検討していくという段階でございます。

○議長（中平文夫） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） 総合的な見解からという中で、使う目的もない場所ということはちょ

っとやはり理解ができませんし、非常に都合の良い場所が葬り去られたということは非常に残念であります。

次に、建設費が高いということでございますが、元気センターの建設費について、いくらなら良かったのか、そこら辺お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中平文夫） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 限られた財源の中で、本当に必要なものであれば町としても事業費は投入すべきというふうに考えております。

しかし、今回の元気センターのことについては、事業の進め方が間違ってきたというふうに考えておりまして、本来、直せば使用できる施設を使用できないと明言・説明してきたという経緯がございます。

よって、直せば使用できる施設があるのに違う場所へ多額の費用をかけて建設するということはできないという判断でございます。

○議長（中平文夫） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） ちょっと今、最初の答弁が非常に残念なことをっております。

必要でない建物とか何とか、そういう答弁であったかと思えますけれども、これは重大問題であって、必要であるから6年もかけて研究をしてきたんじゃないですか。

次の質問に移ります。

町長になる以前、北沢町長は14年間ひたすら清流苑の運営に頑張っておられました。清流苑を今4億円かけて改修を始めました。将来に向けてインバウンド、またお客様の集客に向けた大改修で大賛成であります。

元気センター建設も未来に向けた福祉政策7億円がどうなのか。高いか安いのか、改修と新築のやはりものの考え方を持った場合、物価高騰も考慮する中で、建設費について本当にこの前、示された検証は検証という中の検証ではなかったと思います。もう一度きちんと再検証して、町民に説明をすべきだと思います。この点について再検証すべきことについてお伺いをします。

○議長（中平文夫） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 塩倉保健福祉課長。

まず、福祉事業と観光事業を比較対象とすることはあまりそぐわないとは考えております。

現段階といたしましては、検証結果として今まで考えていたような拠点施設をつくるよりも、地域共生社会の考え方を町民全体の方に理解していただく方が先であるという

ふうに考えております。今まで議論してきた施設は関係者以外の町民理解の点で不十分だというふうに考えております。

町民への説明については、旧店舗跡地建設に至るまでの説明が不足していたという反省を基に、建設費の検討案をいくつか上げて結論に導いた過程をチャンネル・ユーを通した全員協議会でお出ししたり、それからチャンネル・ユーでの別の放送、それからホームページ等でも説明してきた。また、新聞等にも載せていただいて、様々なメディアを使って説明してきたというふうに思っております。

○議長（中平文夫） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） 様々な方法で説明をしてきたと言いますが、やはり議会という場でこの辺の説明はきちんとなかったと思いますし、報道等の説明においても町民がしっかり理解できるものであったかどうかはちょっと不明であると思います。

また、改修にしても新築についても、お金の価値というものは同じでありまして、やはり福祉政策にお金をかけるというのは、しっかりやっぱり当たり前であって、福祉に本当にお金を使うのが無駄だという考えはちょっとこの町の行く末が心配されます。

次に、老人福祉センター改修活用について、これも事業者や利用者や関係者の声がしっかり届いているとは思いません。この辺、しっかり関係者の声を聞いて始めたのか、そこら辺、やはり議会にとってもそういう問いかけはなかったと思うわけでありまして。そこら辺を、答弁いただきたい。

○議長（中平文夫） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 事業者の方々には、決定前にも何回もヒアリングを行いまして最終決定の前に説明会もしております。また、建設委員も同じようでございます。

それから議会についても、最終決定を9月の最終日でございましたので、事前に先ほど申し上げたように、検討の過程の金額も示しながら、こういう検討をした結果、結論的にはこちらに持っていきたいというような、今回の老人センターの改修というような形で結論に至るまでの経過を示してきたつもりでございます。

9月の議会定例会での正式な表明の後、利用者の方々、関係者の方々にも町の方針を説明させていただいて理解をしていただくように、事業者の方々と考え方を伺う交渉を重ねて持っております。

利用者の説明会については、11月から今月12月にかけて行っておりまして、利用者の方々からは、おおむね良好なご理解をいただいております。

○議長（中平文夫） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男）　ちょっと今の答弁には疑問が持たれます。「利用者の方々が理解をしていただいた後に」と言うのはちょっと疑問があるわけでございます。

それについては、今朝もコミカフェ利用者から電話がありまして、「あんなところは姨捨山に捨てられる思いだ。何とかしてくれへんか」、また先日の産業懇談会でも同じような話題が載っております。利用者の方々があそこを、老人福祉センターの場所について、「はい、分かりました」という考えはちょっとずれておると思います。

次に、老人福祉センターの場所が未来永劫に続く福祉施設として適当なのか疑問であります。あの老人福祉センターの活用方法は、もし活用するとすればほかにもあり、例えば、今、手狭になっている資料館、資料がいっぱいになったり、またああいう複合施設の中で資料館というのは、もしか何かあった場合には、大切な資料がなくなってしまうことがございます。

そんなことで、無理して老人福祉センターを福祉施設として活用するのは、適当なのか大変疑問でございます。ほかの活用方法を検討する思いというか、そういうことがあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（中平文夫）　塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文）　まず先ほどおっしゃった利用者の説明会のことについてなんですけれども、11月については老人デイに伺いまして、週2回、計8回のそれぞれの班に伺ってお話をしております。おおむねご理解をいただきました。「ずっと待っとった」というご意見も確かに頂戴しておりますけれども、「町がそういうふう考えたんなら理解しましょう」というおおむねのご意見でした。

それから12月に行いましたコミュニティカフェの説明会にも30人近くの皆さんがご出席いただきまして、お話をさせていただいております。その方々の中には強く「元気センターを待っていたのに」というなじられるお声もございましたけれども、声の中のお一人には反対に「じゃあ、老人センターに造るんだったらこういう私たちはリクエストがあるので、こんなことをちゃんとやってね」というご要望まで頂戴したところでございます。やはり町長も出席させていただきながらの説明会でしたので、そういったこちらが強く意思を示すことによって、多くの住民の方、そういう利用者の方にもご理解いただけたものというふうに考えております。

今のご質問である、「未来永劫に続く福祉施設なのか」という疑問についてなんですけれども、説明をしてまいりましたとおり、旧老人福祉センターについては、元気センターに求めているような拠点施設という役割を持たせてはおりません。あくまでも、現在

仮住まいとして使わせていただいているコミュニティカフェや北名子保育園の代替施設の位置づけというふうにお考えください。

よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） 利用者の方々が理解をしたということではありますが、それはいずれにしろ、もう行政がもはやの「もう元気センターは造りません。こちらでお願いします」というそれよりお答えようがないと思います。非常にその点については、利用者の心中を察するところでございます。

それと老人福祉センターが代替施設ということであれば、将来はもうそこは使わないというほかへまた移すという何か手立てをするという考えでよろしいのか、そこら辺をお聞きします。

○議長（中平文夫） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 地域共生社会の実現に向けた体制を整備するということも併せて説明しておりますけれども、この地域共生社会の検討体制で検討していく中で、やはり拠点の施設、建物が必要だということになったら造っていく可能性もあるということで、以前より説明しております。

今は考えているのは、それぞれ町に散らばっているそれぞれの施設がございますので、そこをつなげる仕組みづくりで、地域共生社会の実現を目指していきたいというふうを考えております。

実際に拠点施設を造るよりもよほど困難なことが待ち受けているとは思っておりますけれども、ハードに頼ることなくソフト面でのつながりづくりということを目指して、重層的支援体制の整備というところにも着手しておりますので、そのような方向で進んでまいりたいと考えております。

よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） ハードに頼るということは進めないというか、そういう答弁だったかと思います。

やはりハード面を充実することによってその利用者、それから行政という意味がしつかり尽くされることが大事だと思います。行政の考え方はそうかもしれません。

次に、この問題が政治姿勢として議論がないままに、何となく崩しに進められようとしているしか思えないわけであります。

また、きちんとした元気センター撤回に対する老人福祉センターの改修的なことしか対案も示されておりません。

利用者、事業者、町民、議会、関係者の声をきちんと聞いて議論をし、町民が望まない事業の推進は疑問であり、直ちに再検討すべきであると考えます。

議会での議論も尽くされていない中で、再検討を行う気があるのか、どうしても推し進めるのなら一度住民投票をしたらどうかと考えます。この点についてお答えをいただきたい。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） この議論につきまして、なし崩し的に進められているということとは思っておりませんし、しっかり議論を尽くさないといけないと私も思っております。

またこのことにつきましては、今までのことがあって現在にいるわけですが、だからこそ今、一番不便を強いられている利用者の皆さんの施設の部分を代替施設として早く改修して、そして一日も早く新しい場所で事業を進めていってもらうということがとにかく一番大切なことではないかと思っております。

その先に、共生社会で今まで検討してきた内容について、それぞれの施設等々を結び合うこれからやろうとしている共生社会のまちづくりが進んでいくと思いますし、そしてその先に、ようやくやはり集合的な部分で必要だということになってくれば、そのときには新たなことを検討していかなければいけないのではないかと思っております。

よって、この件について再度話を戻すというようなことは考えておりませんし、住民投票を行うということも、私の中では現在の中では考えておりません。

○議長（中平文夫） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） 答弁としては、私どもの質問に対して、理解が示されてはいないというふうに受け止めました。

誠に残念でありますけれども、最後に政治姿勢を問うということでございますので、給食費無償化については町長の目玉施策といたしまして実現されました。これも議会との両輪がかみ合って実現されたと思っております。

しかしながら、元気センター問題をはじめ、不信感を持たれるような提案がちょっとこのところ続いていると感じられます。今後は、議会との関係をどう修復というか進めていくか、町長の姿勢を伺います。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 先ほど、川瀬議員の質問の中でもお答えさせていただきましたけれども、

私はとにかくこの町を良くしたいという思いでありますし、その思いを多くの皆さんに言われてこの立場になってきておりますので、その目的・目標に向かってただひたすら走りたいと思っております。

その中で、やはり私一人が頑張ったところで根ができるわけではございませんので、議員の皆さんと協力しながら、多くの課題を解決していくしかないと思っております。

ここ上げてきた議題、上程してきたものに対して不信感を持たれているということでございますけれども、この元気センターのことにつきましては、もう6年間、議論に議論をして、それでも決着がつかない議論でございます。その中でやはり当然、逆の意見もあれば賛成の意見もあるわけでありまして、そのことについてここで議論することはないと思っておりますけれども、私としましては、それも議員の皆さんとしっかり議論する中の一つの経過であると思っております。

今後につきましても、議員おっしゃられるように、議員との協議が足りないのではないかという点については、そう思われているということでありますので、私としましては、今後はさらに協議ができるような形を議員の皆さんとも話をする中で、進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） 答弁をいただきました。

ぜひとも、議会との関係はしっかり両輪を動かす方向で進めていただきたいと思います。

本日この元気センターについて主に質問をしてまいりましたがけれども、目前にまできた計画がやはりドカーンとなしになってしまうということは本当に残念でありますので、まだまだ時間もあります。そこら辺を議会・行政ともに考えて素晴らしい福祉政策を押し進めていっていただきたいと思います。

以上、一般質問を終わります。

○議長（中平文夫） 間瀬議員の一般質問が終わりました。

ここで次の質問者に入りますと途中で休憩をとるような形になりますので、一旦ここで休憩をとりたいと思っておりますけど、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（中平文夫） それでは2時50分まで休憩といたします。

休 憩 午後 2 時 3 4 分

再 開 午後 2 時 5 0 分

○議長（中平文夫） それでは時間になりましたので、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

◇ 加賀田 亮 ◇

○議長（中平文夫） 議員番号 4 番、加賀田 亮議員。

○4 番（加賀田 亮） それでは、通告に従いましてお聞かせいただきます。

自治会問題、非常にもうこの 10 年単位から続いている問題ですけども、昨今、非常に各自治会から「もう限界だ」という声をよく聞きます。いろんなところからの声を私なりにまとめてみますと、いくつか問題があるかなと思っています。総論的な話をすると時間がいくらあっても足りませんので、ちょっとピンポイントでいくつかお聞きしたいと思っています。

まず、通告書の 1 番にありますように、町が自治会と役と非常に密接の深い業務の関係ですね、これについて町の見解をお聞きしたいと思っています。

まず 1 番目です。除雪や草刈りといった道路整備、それから河川清掃みたいなもの、要は町のインフラを維持する作業を自治会や区に頼っていると思います。これらはやはり公的な業務かなと思っています。例えば労務者に賃金を支払うとか、いろんな方法があると思いますけども、まずこれについて町の見解をお聞かせください。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 加賀田 亮議員のご質問にお答えいたします。

道路整備や河川清掃などのインフラの維持作業について、公的な業務であるかということに関してですけれども、この件に関しましては、まず自治会に対しましては、住みよい地域社会活動交付金をお支払いしております。報酬として考えますと、到底足りない金額であるかなと思っています。

質問の部分で言いますと、この部分が公的な業務かどうかというところになるわけがありますけれども、町がお願いしている部分につきましては、当然公的な部分になるのかなと考えております。

一方で自治会の問題、自治の問題につきましては、元々の部分で言いますと「自らの地域を自らが」という考えの下、今までできておりました。特に人口が増えていく中での

経過の中で、この自治会、区会等々がされてきて、そして「自分たちのところは自分たちで何とかしようよ」ということできたと思います。

コロナが明けてきて、一気にこのことが明確化になってまいり、そして自治会で高齢化が進む中で、若い人たちがばかりではない状況を踏まえると、「自分たちのところを自分たちでやれと言っても、到底できないよ」というのが現状であるかなという認識であります。ですので、その点について町は早急に結論、または道筋を示していかないといけないなと考えております。

質問、以上のところかもしれませんけれども、公的な業務とかということに関しましては、依頼するものについては公的な業務であると思っております。

○議長（中平文夫） 加賀田議員。

○４番（加賀田 亮） それでは続けて、先に通告の質問をお答えいただきたいと思います。

２番目に、いわゆるその人選ですね。町のいろんな審議会とかそれから委員会など、こういったものに「自治会から出てください」、「区長さん出てください」とか、あとは「何とか委員さんにお一人出してください」そういったことあると思いますね。こういうものっていうのは、要は行政が人選すべきことなんですけども、実際は自治会に依頼してる人が多いというふうに思っております。

これも非常に自治会には重荷になっているということをよく聞きますが、これについての考え方、それから３番もついでに聞きましょう。文書回覧、いわゆる回覧業務も非常に負担だという話も聞きますが、これについてもやはり公的な仕事なのかなというふうに思っております。これについて行政がどのように負担していくのか、今のところの考えがありましたら、２番・３番についてもお聞かせください。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） このことに関しましては、区の懇談会等々でも全ての区から同様のご意見を頂戴しております。

現在、自治会や区へ人選も含め依頼をしている各審議会や委員会については、社協から依頼される福祉推進委員、町から依頼している環境衛生委員があります。自治会への負担軽減を考え、令和３年度にこの２つ以外は廃止としましたが、それでも人選や人員について負担となっているのが現状かと思われます。

人選につきましては、地域ごと様々な経過もございますし、人のつながりもありますので、人選については地域で選んでいただきたいと考え、引き続きお願いしたいと考えております。しかしながら、交通安全協会であつたり、日赤奉仕団区会、区会、区関係

組織等々、様々な部分で自治会から動員しなければいけない部分、出てまいっております。こういったことに関しまして、自治会にとっては非常に大きな負担となっていると考えておりますので、できるだけ出席の要請等のないような形をどのようにしていくか検討していきたいと思っております。

また、文書の配達につきましても、このことにつきましても同様に懇談会でも出てきております。今、「D X」という言葉がございますけれども、まさにそういったデジタルの部分を活用しながら等々含めて、自治会の皆さんの負担軽減につながるような形を早急に整える必要があると考えております。

○議長（中平文夫） 加賀田議員。

○4番（加賀田 亮） 質問の大きな1番につきましては、大体お答えいただきました。

まず、いわゆるその公的な仕事の労務に対する報酬という考え方ですね。こちらは行政が支払うか自治会が支払うかというふうな問題もあるかもしれませんが、どちらにしろ町長ご指摘のとおりですね、もう1世帯につき1人労務者を出すという状況ではもうございません。一人暮らし世帯も多いですし、高齢者世帯もたくさんあります。抜本的な見直しが必要だと思います。

それから人選に関しましては、地区からバランスよくという考えは分かります。ただ、これは私からの提案ですが、ぜひ公募をもっと充実させてほしいというふうに思っています。地区割公募と申しまして、例えば名子から何人、生田から何人とか、そういうふうな形の枠で公募して、それが埋まらなければ全体公募でからの人を採るというふうな形でいいんじゃないかというふうに思っています。地域で使命感を持って、例えば名子の代表者として私が出たいって思う人がいれば公募してくるでしょうし、いなきゃそれまでなんで、全体公募の中からどんどん順位を繰り上げて埋めればいいだけの話だと思います。

とにかく人選というのは非常に生活していてセンシティブな話でありますので、ちょっとやっぱ地域住民にお願いするというものも、大変な負担になっております。そういったところも、ぜひ地区割公募を考えていただければというふうに思いますが、お考えをお聞かせください。

それからD Xに関しましてはお聞きしました。ぜひ進めてほしいと思います。ただ、D Xに対応できないやはり高齢者の方とか、事情があってスマホやパソコンがない方とかっていう方もいらっしゃると思います。それについての配慮はどうされるのかということもちょっとお聞きしたい。

以上2点お願いします。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） どちらの件に関しましても、もう待ったなしの状況に今、来ていると思っておりますので、今この時点でこの方法でやっていくということをお示しできませんけれども、今、言われたとおり、公募ということも一つあるかと思いますし、区の単位で枠数を決めて参加いただけるということも可能であろうかと思います。そういったことも含めまして、早急に検討してまいりたいと思います。

自治会によっては、もう来年度の運営さえも無理だよという自治会も実際出てきておりますので、早急と言いますか、もう喫緊の課題として、大至急やってまいりたいと考えております。

また、DXの関係につきましては、確に対応できる方たちばかりではありませんので、どのような形が良いかと考えますけれども、一つは私が思う中では、チャンネル・ユーの意義ということで考えますと、やはり全世帯の皆さんがチャンネル・ユーを見ていただくような形が必要かなと思いますし、この放送の中で例えば広報であったりとか、町の事業であったりとかっていうのはお示しすることが可能なんじゃないかなということも考えておりますし、実際まちづくりのほうにもそのようなことができるかどうか、指示を出しているところでもあります。

どちらにしましても、早急に対応する必要がある事項だと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中平文夫） 加賀田議員。

○4番（加賀田 亮） 今、方針を示していただけるという話でした。

この問題は、自治会や区のほうから町のあれを示してほしいと。町のほうの答弁としては、わかりかし今までは地域の民営団体、任意団体のことなので、なかなか町から「こうしてくれ」、「ああしてくれ」とは言いづらいというのが今までの流れというか、主な回答だったんじゃないかなというふうに思っておりますが、今の答弁によりますと、何らかの形で「こういう形であってほしい」とか、「町はこういうことまでする準備があるよ」ということを喫緊に各地域住民に示していくというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 具体的なところで言いますと、例えば安協であったりとか日赤奉仕団であったりとか、そういったところも自治会ごとに出していただいている経過がございま

すけれども、これについても、全ての自治会ではなくて、先ほど申されたようなもしかしたら公募という形もありかもしれませんし、そういった中で負担の軽減を一つでも多く図っていくことを示してまいりたいと考えております。

○議長（中平文夫） 加賀田議員。

○4番（加賀田 亮） その方針を示すということに関しては、しっかりとやっていただけるように越したことはないなというふうに思っております。

逆に、自治会のほうから自治会はどこまでならできるのか、どこまではこれから上はできないのかというふうなこともきちんと聴取する必要があるんじゃないかなと思います。自治会がここまでならできる、これ以上はできないっていうことを、それは各自治体によって事情は違うと思うんで、そういったことをきちっと把握した上で、各自治会それぞれに、町はこんなことがやれるというふうな提案をしていくのがいいのかなと思います。十把一絡げだとなかなかまとまらないかなというふうに思っております。

それからもう1点ですが、DXに関してですけれども、やはり私は紙を希望している人には紙がいいかなというふうに思っております。紙購読希望者は、いわゆる「ペーパーズクラブ」みたいなものをつくって登録していただきまして、町が委託した配達員の方に配達してもらおうとか、その委託する人は各地区から町が委託するのも、公募をかけて選ぶのもいいのかなというふうに思っております。

逆に、DXを使っていただく方には、その分のコストがなくなるわけです。先日、常任委員会でも広報の報告を受けましたが、1回70円ですから、年間800円ぐらいのコストがかかっているわけですね。あれがDXによってデジタルでいいってことあればまるまる浮くということになりますので、例えばデジタル閲覧を選択した町民の方には、毎年500円ぐらいのマーくんカードをサンクスキャンペーンということでお渡しするとか、そういうインセンティブも必要かなと思っています。

この2つの考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 先ほども申しましたけれども、コロナになりコロナが明けて、この自治会、区会の自治の問題については本当に明確化になってきたと。そしてコロナの間はやらなくても済んできた生活がある中で、明けた途端に以前の活動を同じようにやっていくのは非常に難しいと。スタートダッシュできないよという状況が今かと思っております。

その中で、各自治会によって人数も世帯数も様々ですので、それぞれの考え方がある

うかと思います。自分たちの自治会は今までどおりやっていくんだという自治体もあれば、もう無理だよという自治体もあるかと思いますが、現在、担当職員も配置しておりますし、今年から区に対しましても担当課長が付くような形をとってまいります。その中で調整をさせていただきたいと思いますが、逆に町としてもここまではできるけれどもここから先は頼みますというお願いをすることも出てくるかもしれません。そういった中で、各自治会ごと、区会ごと調整をさせていただきたいなと思っております。

また、DXの関係ですけれども、紙媒体でということに関しまして、このことについても今後、当然考えていかないといけないなと思っております。自治会によっては今、議員がおっしゃられたような紙での媒体を希望する人たちと分けて考えたらどうだということで、既に検討をされている自治会もあると聞いております。町としてもそういったことを参考にしながら進めてまいりたいと思いますが、どういった手間がかかって、どのぐらいの配布に至るにロスなくできるのかなという点もありますので、ぜひまた検討しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） 加賀田議員。

○4番（加賀田 亮） 先ほども申し上げましたけれども、デジタルか紙かと言えば、変化を好まない人はデジタル見れるスマホで見れるんだけど、紙で今までどおりでいいよっていう方も結構いらっしゃると思います。だから今、言ったようにインセンティブをつけて、デジタル選択した方はそれだけで広報の印刷代が月 70 円浮くわけですから、そこまでは至りませんが、毎年 500 円分のマーくんカードを進呈しますというようなインセンティブをつけると、スムーズかなと思います。それでもやっぱりデジタル弱者とかがいっぱいいますんで、そういう人たちにはきちっと配達するシステムをつくるということが肝要かというふうに思います。

チャンネル・ユーも結構ですけども、加入者の問題もありますんで、やはり行政としてベーシックな仕事もおろそかにしないという姿勢が必要なんじゃないかと思っています。

それからもう 1 点ですけども、やはり自治会に関しては、町のほうからやはり先にアクションを起こしていただきたいなと思っています。町のほうが今、言ったように、ここまでならできるとかいうことじゃなくてもいいです。町のほうから、「自治会の皆さんここまでできるというところを示してください。それに対応します」というアクションでもいいと思うんですよね。町からじゃんけん出すんじゃなくて、「じゃんけんする準備ができてますんで、ちょっと自治会の皆さんからまず言ってください」というふう

なのもありだと思います。

どちらにしろ、自治会っていうのは、昭和15年の部落会・町内会の整備要綱だったかな。要は戦時中に国の上意下達のシステムとして始まったものでありますので、やはりその体系が染みついている方にとっては、やはりその方法が最後は行政が始めたことなんだから、戦前ですけど、行政がけじめをとるとというのが私は筋かなというふうに思っております。今の段階になって、「民間団体なんだから」、「任意団体だったから」っていうのはなかなか昔の感覚が残っている方にとっては難しいと思うんですね。ぜひその辺ご検討をお願いします。

では2点目のトピックに行きたいと思います。

災害時の自治、これも自治会の区や問題ですけども、災害時の対応で各自治会がいわゆる自主防災組織をつくったりとか、自治会の中で共助とは何だろうなんていうことを、もうこれもかなり前から議論してたりとか、その組織をつくったりとか、実際に訓練をしているとかいうところもたくさんあると思います。備品を備蓄したりとか。

ただ、ちょっと分からない、私にとって純粋な疑問なんですけども、この多くの自治体が各住民に期待している共助って何だろうって思うときあるんですね。どこまでが共助なんだろうって思うときがあります。

もしその明確な具体的なイメージがありましたら、「こんなことをするのが共助だよ」っていうのがあったら教えていただきたい。

前提として、「町は、自治住民に対して共助を求めているのか」の部分についてもお答えいただければというふうに思います。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 災害のときによく言われます、自助・共助・公助をでございますけれども、よく言われますのは、自助は、自分のことを自分で自分を助けるということです。共助は、隣近所であつたりとか地域で助け合って行っていく。そして公助は、行政によるサポートが出てくるというところだと思います。

災害時におきましては、最終的に大きな災害になればなるほど、公助が薄れていって、即対応できるのは自助であり、共助であると言われております。パーセントに言いましても、大災害においては公助というのは即対応できる場合のことを考えますと、10%ほどまで落ちてしまうと言われております。

その中で隣近所で助け合っていただく、その部分が共助ではないかなと考えております。

○議長（中平文夫） 加賀田議員。

○４番（加賀田 亮） 松川町が共助を必要としているということは間違いないですか。そこはいいですか。

はい。

それじゃあ、それを前提に。

共助ということで今、助け合いつていうふうな話がありました。私、否定するつもりはないんですけど、非常に抽象的なイメージだなと思っています。「具体的に何」って思うんですね。

では、がれきに埋まった隣の人を助けることが共助なのかという話もあります。実際にそれで救った命も、神戸の震災でも東北の震災でもあったそうです。ただ、それを自治会住民全員にやるのかっていったら、それは無理な話ですよ。それを仕組み化することだって無理ですよ。がれきの分量によっては自分も危なかったりとか、下手に動かしたら埋まっている人が、かえって重篤な状態になっちゃうってこともありますもんね。ですから、私は共助というのは仕組みとしては成立は無理だと思っています。正直なところ。あくまで善意であると、あくまで善意の行動であると。もし、自分が災害に遭ったらどうなるだろう。まずは自分の命です。私だったら。次に家族の命です。そこまで確保できたら、多分、私なら自分の財産保全に走ります、まずは。自分の持っている財産は大丈夫だろうかということをチェックすると思います。そこで何事もなかったらようやく「隣の人はどうかな」とかっていうところに気が回るのかなと思っています。

それを「自分の財産を放ったからして、隣の人を助けに行くのが美德だ」みたいな話は、非常に私は危険だと思いますし、それに頼るっていう姿勢もどうかなというふうに思っております。

これもそうなんですけど、町のほうとして共助っていうのは何かっていうのをきちっとした定義をイメージできるものを伝えないと、各自治会もどうやっていいか分かんないってところがあると思うんですね。それについて、どのようにこれからお考えになって検討していったら、自治会と詰めていくおつもりでしょうか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） この点については、自治会においても区においても非常に重要な課題であると思っております。防災の会議におきましても、各自治会長さん、それから区長さんからも一番声が届く部分であると思っております。

その中で町としまして、この 11 月から県にはまだ数人しか設置できていませんけれども、防災マネージャーを配置して現在おります。その中で、町としてどのような計画をつくっていくのか。そして行政は地域防災計画をつくってはおりますけれども、行政と地域団体、自治会や区会と連携しての地区の防災計画というのはできておりません。この地区の防災計画をつくる中で、自治会であつたり区会の皆さんと、その点について協議をし計画を立ててまいりたいと思っております。

議員おっしゃられるとおり、いざその場が来たときに共助ができるのかということになりますけれども、それは全てにおいてできるわけではないと。まずは自分だというのが当然だと思いますし、この傾向につきましても、自助が 70%と言われております。そのとおりだと思います。共助 20%、公助 10%という中の話でございますので、まずは自分が生きるというところをまずはしなければいけないと思いますし、今、言われたとおり、自分の財産であつたりとかそういったものを守ることが一番だと思います。

なので、この共助については、この地区防災計画をつくる中で、しっかりと町としても共助の部分について定義をして、そして住民の皆さんにお示しできるような形を整えてまいりたいと考えております。

○議長（中平文夫） 加賀田議員。

○4 番（加賀田 亮） 非常に難しい問題だということは、町長もご理解いただいていると思います。しっかりと研究・議論を詰めていきながら、そうは言いながらも、私はこの防災問題も自治会の足かせになっていると思っています。正直なところ。自治会単位でどうしていいかわからないっていう感じが私は感じるんですね。自治会によってはそれぞれ意見がバラバラで、ちょっと迷走しちゃっているっていう自治会もあるんじゃないかなというふうに思います。

さっき言ったように、がれきから人を救ったっていう美談に、「うちもやろう」っていう熱い人もいます、中にはね。逆に「そんなの無茶だ」っていう人もいますしね。それから「じゃあ、歩行が困難なお年寄りをみんなで避難所に連れていこう」って言ったら、「自分の子どもも見つからないのに、よその年寄りのそっちに行かされるのか」という人もいます。

ですので、その共助っていうのはそのときになつてみなきや分かんないし、そのときの住民同士の付き合いの濃さで決まるものだなというふうに思っております。ですので、町としては、一里塚で簡単なところから始めていって、「ここまでは町ができます。悪いけどここは心配だから自治会でも備蓄しておいてください」みたいなものがあるといい

です。例えば水ですね。水はやっぱ一番困ると思うんですよ。生命にも危機があります。食い物なくなつて何とかあります。2、3日。でも水がないと相当まずかったりします。ですので、水が断水しちゃって、その地域まで水を届ける給水車もなかなか道が崩れちゃ行けないって言った場合に、悪いけど2、3日だけはどこの自治会でも水だけは備蓄しておいてくれとか、例えばそういうところから始める。そうすると各自治会でだんだんとそこをベースにして考え方が生まれてくると思うんですよ。「うちは水源地があそこにあるから、逆にそこをみんなで手入れして、災害のときでも水源を守るようにしようか。そしたら、2、3日は水を取れるよね」っていう地域もあるでしょう。そういうところじゃないところは、「もう毎月毎月2リットルのペットボトルを買っちゃ、住民に古いのを渡して、ぐるぐる回しながらキープしようね」ってところもあるでしょう。

そういうふうな形で何か具体的な一里塚を1個、今、水っていうのを例に出しましたけど、例えばそういうものをして、各地域の特色に合った自主防に発展させていくというふうにしないと、本当にどこから手をつけていいか分かんないし、災害に対する思いはみんなバラバラですので、その辺は町のほうである程度、ガイドラインというものですかね、こういったものを示していただきたいなと思ってるんですがいかがでしょうか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 今年も6月に豪雨がありまして避難所を開設しましたがけれども、このときにやはりこの避難所開設だけでも、地域の皆さんにとっては非常に大変なご苦勞をいただいた経過があります。

その中で、やはり行政としましては、地元の皆さん頼みというところがあからさまに分かった部分でもあります。職員を配置してというところもありますけれども、絶対的な人数が避難所に配置できるわけではないので、そのときに私としても、これはある程度のマニュアルといいますかガイドラインを作らないと、地域の皆さんたちは混乱してしまうなというのを実感をしていました。

その中で、例えの話として水のお話もいただきましたけれども、そういった部分で全てのことを一遍にできるわけではありませぬので、一つずつその点について、各自治会の皆さんと話をしてみたいと思いますし、先ほども申したとおり、今、役場の中でこの話をしてサッサッと回答ができるものというのはなかなかありません。その中でやはり防災マネージャーが来ていただいたことに、配置したことによって、今、町の中でも行政の中でも、その回答が明白に出るような形になってきておりますので、一つずつ

簡単なことからかもしれませんが、お示しできるような形を整えてまいりたいと思っております。

○議長（中平文夫） 加賀田議員。

○4番（加賀田 亮） 前向きなご検討をされるということで大いに期待しております。

くどいようですが、この自治会問題、私もかつて生東の峠に暮らして、やはりかなり逼迫した状態を経験しておりますし、こちらの名子のほうに移ってきても似たような状況が続いて、また議員として議会と語る会などでも各地区から同じようなお話をいただいております。

何かやはり自分なりに共通しているものは何だろうなっていうことをやっぱり考えていきますと、やはりなんか抽象的なんです、言っていることが。とにかく。何か空中戦。全然、具体感がないんですよね。綺麗な言葉は言うんですけども、「じゃあ、どうすんの」っていうときに誰もアイデアが言えない空気っていうのかな。なかなかちょっと難しいところもありますよね。「いろんな人の意見があるから」っていうのがお互い遠慮しちゃっているのもあると思うんですよ。

そこでやはり行政が一応、一本本筋の通ったガイドラインを、いやこの通りにしなくてもいいですけど、これをたたき台にしてください的なものをちゃんと示せていると全然違うと思うんですよ。本当にそう思います。

先ほどの、例えば人選の話もそうですし、いわゆる労務者を募って直接報酬を出すっていうところもあれば、地域で十分、各世帯から1人ぐらいは標準的な労働ができる人が出せる。だから、いわゆる公平感が担保できる地区もあるでしょう。そういうふうなことで、こういう地域には行政はこういうふうなバックアップをしますよというふうな形で、一つやはり具体性ですよね。具体性で、それは小さなものでいいと思うんです。完璧なフレームをつくらなくてもいいと思うんですよ。完璧に構築された「自治会とはこうあるべき」みたいなマップじゃなくて、ほんの小さな、ここはやりましょう、道路整備はこういう事情なら金を出しますとか、回覧がしんどいだったらDXやりますとか、そういうポンポンポンとした具体案でいいんですよ。そういったものを投げかけてみるっていうことが大事だと思います。

全体が出来上がるまで、そのアドバイザーの意見もいいですけども、それよりもそういうボールを投げていったほうが自治会でも議論が活発になると思います。町はそういうこと言ってるぞと、じゃあ、うちの地域ではこれが対応できるとか、うちの地域じゃ合わないとか、そういうふうないろんな選択肢がとれます。とにかく具体的なアク

ションが欲しいと思っています。

それとあと2点目、共助についても同じです。

私、本当に共助についてはものすごく心配しているんですね。さっきも言ったように、私は人間的には非常にわがままな人間ですので、さっきも言ったように、町会議員という立場でもいざ自分の命が危ないような災害に遭ったら、やっぱり私も人間なんですから自分の命を守りたい、次は家族を見たいってやっぱり思っちゃいます。家族を放ったらかして他人を助けるかっていったら、私はそんなにできた人間じゃないです。でも、「そうすべきだ」、「それが美談だ」という意見もあります。だけどそれが怖いんですよ。そっちに流れていくのが。

ですので、共助というものをキーワードにいろんな文献やネットを検索していると、人によって言っていることが全員バラバラです。「ここをやったほうがいい」、「ここをやったほうがいい」、「いや、ここだ」本当にバラバラです。

だからさっきも言ったように、体系だったものをつくろうとしないほうがいいと思うんですね。そうじゃなくて今、言ったように小さなボールでいいんで、すみませんけど、3日分だけ水をお願いしますとかね、そんな程度のことでいいんですよ。最初の3日はちょっと行政、水道が切れたらすぐ届けられないかもしれないです。無駄になるかもしれないですけど、水3日分だけをお願いしますとかね。そういうことから、地域の議論が起き上がっていくし、具体的なものからやっぱり始めていけると思っております。

今、自治会問題で足りないのはそこかなと思ってます。抽象論過ぎて全てが空中戦。ですので、具体的なボールを投げるのは僕は町の役目だと思っています。ですので、その部分に関してぜひ、能動的な活動をお願いしたいと思っておりますが、この考えについてはいかがでしょうか。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） 具体的なアクション、また共助についてという部分でございますけれども、本当にこのことについては、今まで自治会にお願いしてきた中で、何とかつないできた部分であるかなと思っております。

今までの経過の中でのこの仕組みを変えて、新たな仕組みづくりをつくるっていうのは本当に大変な作業だなと思っております。

その中で、今いただいたご意見等については、すぐにできることがあるかもしれませんが、少し時間を置かないとできないこともあるかもしれません。水一つとっても、確かに自治会の皆さん2、3日の分は自治会で貯めますという話をするその中で、お互い

協力体制を整えばすぐもしかしたらできる話かもしれません。

そういったことを含めまして、先ほどから何回も言っておりますけれども、もう待ったなしの状態ですので、それぞれの自治会の皆さんと協議をしながら進めてまいりたいなと思っております。

○議長（中平文夫） 加賀田議員。

○４番（加賀田 亮） 非常に前向きで力強い答弁だったかなというふうに感じております。ぜひお願いしたいと思っています。

本当に自治会問題、喫緊の緊急の課題だと思っておりますし、「もう待ったなし」というふうな町長の表現ありました、そのとおりだと思っております。

ぜひ、いわゆる行政機関の無謬性ってやつですか、行政がやることには絶対間違いがない。行政はいつも完璧なシステムを用意してくれるっていうふうなことにぜひとらわれずに、失敗してもいいじゃんとか間違ってもいいじゃないかっていうぐらいのつもりで、具体的な案をポンポンポンポン出していかないと、話が地に足のついたものにならないと思います。ですので、そういう姿勢でスピード感を持って取り組んでいただければというふうに思います。

最後になりますが、町長の決意などありましたら、最後締めていただければと思います。

○議長（中平文夫） 北沢町長。

○町長（北沢秀公） この話になりますと、どちらかというと体系的な部分をしっかりとという話になってくることが多い中、そのような「具体的な部分でチャレンジ精神を持って取り組んでほしい」と言っていただけることは、非常に心強いと思っております。

このことに関しましても、議員の皆さんとも話をしながらともに進んでまいりたいと思います。

このことも何度も申しますけれども、本当、全てのことにおいて、やはり議員の皆さんと行政はしっかり議論しながら進んでいかないといけないし、このことについては特に住民の皆さんが一番、何かの折には必ず住民の皆さんが苦勞することになってしまいますので、行政としましてもチャレンジ精神を持って取り組んでまいりたいと思います。

またぜひ議員の皆さんのご協力をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中平文夫） 加賀田議員。

○４番（加賀田 亮） 答弁いただきました。

これからも注視していきたいと思いますので、期待しております。

以上で、私の一般質問を閉じさせていただきます。

○議長（中平文夫） 通告のありました一般質問は以上で終了いたしました。

散 会

○議長（中平文夫） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後 3 時 2 4 分 散 会

令和5年 松川町議会 第4回定例会
(第 20 日 目)

令和5年第4回松川町議会定例会会議録 (第 20 日 目)

令和5年12月20日（水曜日）

午後1時00分 開議

開議宣告

議事日程の報告

日 程

- 第 1 議案第 7 号 令和5年度松川町一般会計補正予算(第9回)について
- 第 2 議案第 8 号 令和5年度松川町国民健康事業保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第 3 議案第 9 号 令和5年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について
- 第 4 議案第10号 令和5年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について
- 第 5 議案第11号 令和5年度松川町水道事業会計補正予算（第4回）について
- 第 6 議案第12号 令和5年度松川町下水道事業会計補正予算（第4回）について
- 第 7 議案第13号 令和5年度松川町信州まつかわ温泉清流苑事業会計補正予算（第4回）について
- 第 8 議案第16号 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第17号 松川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第18号 令和5年度松川町一般会計補正予算（第10回）について
- 第11 議案第19号 松川町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 第12 議案第20号 南信州広域連合が処理する事務の変更及び南信州広域連合規約の変更について
- 第13 請願・陳情の審査
 - 陳 情 3 松川町再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインの改定を求める陳情

第 1 4 発議第 1 号 県施設の整理統合が続く中で、地域の振興に資する施設整備等を求める意見書の提出について

第 1 5 継続審査・調査について

第 1 6 町長あいさつ

閉会宣告

出席議員 1 2 名

(別表のとおり)

欠席議員 0 名

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のために会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

開議宣告

○議長（中平文夫） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和 5 年度第 4 回松川町議会定例会を再開いたします。

議事日程の報告

○議長（中平文夫） 議事日程の報告であります。本日の日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

本日の会議に説明者として理事者、各課長、局長、館長の出席を求めています。

株式会社チャンネル・ユーのケーブルテレビ生中継の許可をしてあります。

日 程

=== 日程第 1 議案審議 ===

- ◇ 議案第 7 号 令和 5 年度松川町一般会計補正予算（第 9 回）について
- ◇ 議案第 8 号 令和 5 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）について
- ◇ 議案第 9 号 令和 5 年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
- ◇ 議案第 10 号 令和 5 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）について
- ◇ 議案第 11 号 令和 5 年度松川町水道事業会計補正予算（第 4 回）について
- ◇ 議案第 12 号 令和 5 年度松川町下水道事業会計補正予算（第 4 回）について
- ◇ 議案第 13 号 令和 5 年度松川町信州まつかわ温泉清流苑事業会計補正予算（第 4 回）について

○議長（中平文夫） 日程第 1、議案第 7 号、令和 5 年度松川町一般会計補正予算（第 9 回）について、日程第 2、議案第 8 号、令和 5 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）について、日程第 3、議案第 9 号、令和 5 年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について、日程第 4、議案第 10 号、令和 5 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）について、日程第 5、議案第 11 号、令和 5 年度松川町水道事業会計補正予算（第 4 回）について、日程第 6、議案第 12 号、令和 5 年度松川町下水道事業会計補正予算（第 4 回）について、日程第 7、議案第 13 号、令和 5 年度松川町信州まつかわ温泉清流苑事業会計補正予算（第 4 回）についてを議題といたします。

議案第 7 号から議案第 13 号につきましては、審査を各常任委員会へ付託してありますので、その結果を順次報告をお願いします。

初めに、総務産業建設常任委員会の報告をお願いします。

大蔵委員長。

○総務産業建設常任委員長（大蔵 洋） 総務産業建設常任委員会の報告いたします。

本定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました、令和５年度松川町一般会計補正予算（第９回）、令和５年度松川町水道事業会計補正予算（第４回）、令和５年度松川町下水道会計補正予算（第４回）、令和５年度松川町信州まつかわ温泉清流苑事業会計補正予算（第４回）について、去る１２月４日に委員会を開催し、理事者、関係課長、係長の出席を求め、慎重に審議をいたしました。審査の結果と主な内容について報告いたします。

審査の結果、付託されました令和５年度松川町一般会計補正予算（第９回）、令和５年度松川町水道事業会計補正予算（第４回）、令和５年度松川町下水道事業会計補正予算（第４回）、令和５年度松川町信州まつかわ温泉清流苑事業会計補正予算（第４回）について採決したところ、全員賛成であり、当委員会としては、原案のとおり認めることが妥当と決しました。

主な質疑について。一般会計補正予算（第９回）について。

「企画費、定住対策費、若者定住住宅取得祝金増として１９件、５７０万円が計上されている。Ｉターン者を手厚くするのがこの制度の趣旨ではと考えるが、当初予算の活用状況と今回の増額の内訳は」。また、以前から指摘している補助額を含めた制度の見直しについて質疑があり、「当初予算で計上した１５件の内訳は、子育て世帯のみが３件、子育て世帯を含む町外からのＵＩターン者が１２件、また今回計上した１９件のうち、ＵＩターン者の申請分として１０件を想定している」、「制度の見直しについては、令和６年度の当初予算に向けて検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「農業振興費、鳥獣被害対策事業費、ツキノワグマ放銃費増として計上されているが何頭分なのか」、また「昨年に比べて目撃情報の件数が多く広報されているが、里山の出没場所等に変化が見られるのか」との質疑があり、「当初予算では３頭分を見込んでいたが、１０月末時点で子熊も含め、９頭と錯誤捕獲されたので９頭分を計上させていただいた」、「目撃場所については統計化されていないが、錯誤捕獲された場所が電気柵の脇とか、自宅付近とか、里山への出没が増えている」との答弁がありました。

次に、下水道事業会計補正予算（第４回）について。

「今回、資金ショートを起こし、一般会計より３億円を一時借入金として繰入れをしている。健全な経営を確認し合うには、以前から指摘しているように、水道事業、清流

苑事業を含め、企業会計については財務諸表を定期的に公開すべきでは」との質疑があり、「毎月の定期監査の折に監査委員の方に合計残高試算表を提示している。残高試算表であれば対応は可能」との答弁がありました。

信州まつかわ温泉清流苑事業会計補正予算（第４回）について。

「職員異動に伴う人件費が計上されているが増員の目的は」、「人件費については、一般会計からの繰入れではなく企業会計で見るべきでは」、また「人材確保という面で地域おこし協力隊制度を活用されては」との質疑があり、「コロナ禍による利用客の減少もあり、令和３年以降１名減の２名体制で対応してきたが、４月以降、職員の残業時間が毎月６０時間程度発生しており３名体制に戻した」、「役場からの正規職員の人件費については、従来どおり一般会計からの繰入れを考えている」、「地域おこし協力隊制度については、関係者を交えて検討していきたい」との答弁がありました。

現地調査といたしましては、今回、管渠布設を鋼矢板土留め工法からオープンシールド工法に変更した野岩川第一排水区雨水幹線改築工事現場の視察と、新井中心市街地の活性化事業に取り組む（一社）「まつかわ・すたいる」を表敬訪問いたしました。

報告は以上です。

○議長（中平文夫） 次に、社会文教常任委員会の報告をお願いします。

米山郁子委員長。

○社会文教常任委員長（米山郁子） それでは、社会文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会において、社会文教常任委員会に審査を付託されました、令和５年度松川町一般会計補正予算（第９回）、令和５年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２回）、令和５年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２回）、令和５年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第３回）について、去る１２月６日に委員会を開催し、理事者、関係課長、係長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の結果、一般会計１件、特別会計３件の補正予算については、全員賛成であり、当委員会としては原案のどおり認めることが妥当と決しましたので報告いたします。主な審査の内容を報告いたします。

初めに、一般会計補正予算（第９回）について。

「環境審議会委員３名分の報酬が増額となっているが、委員構成と審議内容は」との質問がありました。

「２年ごとの改選で、委員数は今回１４名で、そのうち公募の方が増えたことによる増額である。審査内容は、地球温暖化対策実行計画策定に向けてご意見をいただいている」

との答弁でした。

「小学校のタブレット修繕費は毎年計上されてくる。使い方による故障か本体に問題があるのか。毎年のデータ蓄積と分析も必要ではないか」との質問がありました。

「使い方の指導は、学校で適切に行っているが、落としたりぶついたりして修繕が必要となっている。データとしてまとめてはいないが、修繕状況について把握はしている。今後は分析もしていきたい」との答弁でした。

「部活動地域移行に向けた準備費用として、検討委員会会費やコーディネーター費が計上されているが、令和7年度に移行するに当たりロードマップはあるのか」との質問がありました。

「まずは地域の方、スポーツ・文化芸術関係者、保護者の方に入っていただき、協議会を立ち上げて、これからの松川町のスポーツ・文化芸術活動のあり方を一緒に考えていながら計画も立てていく」との答弁でした。

続いて、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）では、「保険給付費7,100万円の増額をこの時期にする背景と増額になる前にすべき対策はないのか」との質問がありました。

「社会保険から国民健康保険に移られ透析をされている方が複数いる。コロナウイルス感染症が5類になったことにより、外来の医療費と入院医療費が自己負担となったことが影響している。保健指導の早期介入が対策の一つで、今後、強化していきたい」との答弁でした。

介護保険事業特別会計補正予算（第3回）では、「ケアマネを募集したが、集まらなかったことで報酬費が減額になっている。現在、いる方のケアマネの仕事にしわ寄せが行っているのではないかと。今後の増員予定は」との質問がありました。

「現職員に負担がかかっていることは事実で、来年度の重層的支援体制の確立を形成する中で、1名ないし2名の増員を要求していく予定」との答弁がありました。

以上、社会文教常任委員会の報告といたします。

○議長（中平文夫） 各常任委員会の報告を終わります。

ただいまの報告について、質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 討論なしと認めます。

お諮らいたします。

議案第 7 号から議案第 13 号について一括して採決を行います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 異議なしと認めます。

議案第 7 号から議案第 13 号について、各委員会の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立 11 名）

○議長（中平文夫） 全員起立であります。全員賛成であります。

よって、議案第 7 号、令和 5 年度松川町一般会計補正予算（第 9 回）について、議案第 8 号、令和 5 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）について、議案第 9 号、令和 5 年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について、議案第 10 号、令和 5 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）について、議案第 11 号、令和 5 年度松川町水道事業会計補正予算（第 4 回）について、議案第 12 号、令和 5 年度松川町下水道事業会計補正予算（第 4 回）について、議案第 13 号、令和 5 年度松川町信州まつかわ温泉清流苑事業会計補正予算（第 4 回）については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 16 号 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中平文夫） 日程第 8、議案第 16 号、松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤住民税務課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） 議案第 16 号でございます。

＝ 議案第 16 号 朗読・説明 ＝

○議長（中平文夫） 説明が終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

松井議員。

○13 番（松井悦子） ちょっと前回の全協のときに聞き忘れましたのでお願いいたします。

少子化対策の一貫なのかと思います。国が決めてきたということですので、それは了解しましたけれども、問題はこの国民健康保険税が減収となるわけですね。国民健康保険税が減収となる。そうした場合に、その減収分を国が決めてきたので国が全額出してくれるのか、それともよく軽減分なんかでもあるように、国が2分の1、県と町で4分の1ずつというような、そういったことで国・県から交付されるのかどうなのか、その辺をすみませんね、お願いします。

○議長（中平文夫） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） はい、お答えいたします。

松井議員のおっしゃるとおり、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1というこの交付金で賄われます。

よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） はい、分かりました。

交付税で入ってくるとしても、金額があんまり大きくないということで正確にしてほしいというかそういうことをお願いするんですけど、法定内繰入れということで扱われるわけですか、国保会計には。

○議長（中平文夫） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 先ほどお認めいただきました、国民健康保険事業の特別会計の第2回補正予算の中にその金額が載っておりまして、歳入の県補助金7万1千円がそれに当たるものになります。

よろしくお願いします。

○議長（中平文夫） 松井議員。

○13番（松井悦子） はい、分かりました。

今回は補正予算で載ったということですがけれども、また当初予算にも載ってくるかと思えますけれども、金額があまり多額でないということで、忘れるということはないと思えますけれども、ぜひその辺りは正確にまた来年度以降よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（中平文夫） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） はい、すみません。私、今、数字を間違えてお伝えしまして、7,105万円のうちの一部がその金額ということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 16 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立 11 名）

○議長（中平文夫） 全員起立です。全員賛成であります。

よって、議案第 16 号、松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 17 号 松川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中平文夫） 日程第 9、議案第 17 号、松川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤住民税務課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） 議案第 17 号になります。

＝ 議案第 17 号 朗読・説明 ＝

○議長（中平文夫） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

米山義盛議員。

○3 番（米山義盛） ちょっと先ほど全協で質問できませんでした。その案を見ていて今、気がつきましたので 1 点お聞きしますが、この条例は最後に附則として令和 6 年 3 月 1 日から施行するということになっています。この改正の趣旨というかを住民に知らせる意味で、どういった点が一番変わってるのかという点を住民に分かりやすい形で、説明することについては、何か裁断というかお考えでありますでしょうか。

○議長（中平文夫） 伊藤住民税務課長。

○住民税務課長（伊藤孝光） 住民の方々への周知なんですけれども、この条例をお認めいた

だきまして年が明けましたら、随時、情報提供のほうを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 17 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立 11 名）

○議長（中平文夫） 全員起立であります。全員賛成であります。

よって、議案第 17 号、松川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 18 号 令和 5 年度松川町一般会計補正予算（第 10 回）について

○議長（中平文夫） 日程第 10、議案第 18 号、令和 5 年度松川町一般会計補正予算（第 10 回）についてを議題といたします。

説明を求めます。

黒澤副町長。

○副町長（黒澤哲郎） それでは、議案第 18 号をお願いいたします。

＝ 議案第 18 号 朗読・説明 ＝

○議長（中平文夫） 説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

米山郁子議員。

○5 番（米山郁子） 3 ページの歳入のところでございますけれども、地方創生臨時交付金 4,200 万円でございますが、これは物価高騰による重点支援地方交付税ということで、そのうちの推奨事業メニューの分野かというふうに思われます。コロナウイルスのときは大体、町にどのぐらいの金額が入ってきて、それをどういうふうに使ったかということで、一覧表でまとめていただいているんですけれども、今回、この事業も多分、給食

無償化や企業にお配りになったと一緒なのか、ちょっとコロナと一緒になのか分らないんですが、その辺を教えていただきたいのです。全体的にどのぐらいこの重点支援地方交付税が松川町に来るのか。

それから、今回は交付金1人3,000円の商品券を配っていただけのわけですが、今後、まだこういう事業を検討されているのか。

それから、今回1人3,000円という金額でございますけれども、以前コロナにおきましても、このぐらいの金額を配布されたので、そういった過去の事例から3,000円とお決めたと思うんですが、3,000円と決めた根拠がありましたら教えてください。

○議長（中平文夫） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） まず、私のほうからこの地方創生臨時交付金の関係について、お答えを申し上げます。

重点支援交付金として、今回4,200万円が交付されているわけですが、ちょうどこの定例会の初日のときにお認めいただきました、低所得世帯への1世帯当たり7万円の給付、こちら9,393万円でございますけれども、こちら重点支援交付金として交付をさせていただきます。

推奨事業メニューということで、今回については消費の下支えを通じた生活者支援ということで取組をしておりますということで、今回、補正予算をお願いしているものでございます。

なお、今後の動きでございますけれども、現在、通知が来ておりますのは、所得税の非課税世帯の所得割非課税世帯に対して、国から10万円の給付、それからそれに伴いまして、所得割と均等割が非課税の世帯、これが県から2万円の上乗せ給付というのが予定をされております。さらにその後に、子育て世帯を対象にした5万円の上乗せ給付というのが国から計画をされておりますので、そういったものが今後は交付をされてくるだろうというふうに考えているところでございます。

3,000円の内容につきましては、担当課より、答弁申し上げます。

○議長（中平文夫） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） ただいま3,000円とした根拠につきまして、ご質問をいただきました。

今回、町民1人当たり3,000円を生活応援という形で「あったか応援券」という形で配布を予定しております。

根拠につきましては、まず過去の事例、コロナ等で2回ほど行っておりますけれど、

そのときの事例に基づきまして決めたのと、それから交付金の額がこの額でございましたので、その点を理事者、財政とも相談する中でこのような形にいたしました。

以上です。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 18 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立 11 名）

○議長（中平文夫） 全員起立であります。全員賛成であります。

よって、議案第 18 号、令和 5 年度松川町一般会計補正予算（第 10 回）については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 19 号 松川町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（中平文夫） 日程第 11、議案第 19 号、松川町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

北沢町長。

○町長（北沢秀公） 議案第 19 号、松川町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございます。

地方税法第 423 条に規定する固定資産評価審査委員会の委員に、次の者を選任したいので、同条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所、松川町大島。

氏名、小木曾雅彦。

生年月日、昭和 37 年 1 月 3 日。

選任理由でございます。小木曾氏は、長年、松川町役場に勤務されており、様々な管理職を歴任されました。性格は温厚で豊富な経験と合わせ、委員として適任と考えております。

任期ですが、令和5年12月20日から令和8年12月19日までの3年間でございます。

令和5年12月20日提出。

松川町長。

よろしくお願いいたします。

○議長（中平文夫） 説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第19号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立11名）

○議長（中平文夫） 全員起立であります。全員賛成であります。

よって、議案第19号、松川町固定資産評価審査委員会の委員の選任については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第20号 南信州広域連合が処理する事務の変更及び南信州広域連合規約の変更について

○議長（中平文夫） 日程第12、議案第20号、南信州広域連合が処理する事務の変更及び南信州広域連合規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

下井まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（下井昭二） それでは、議案第20号をお願いします。

＝ 議案第20号 朗読・説明 ＝

○議長（中平文夫） 説明が終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(中平文夫) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 20 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立 11 名)

○議長(中平文夫) 全員起立であります。全員賛成であります。

よって、議案第 20 号、南信州広域連合が処理する事務の変更及び南信州広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

=== 日程第 13 請願・陳情の審査 ===

○議長(中平文夫) 日程第 13、請願・陳情の審査を議題といたします。

このことについては、社会文教常任委員会へ審査を付託してあります。

審査の結果について報告をお願いします。

陳情 4 について、米山郁子社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長(米山郁子) 令和 5 年第 4 回松川町議会定例会において、社会文教常任委員会に審査を付託されました、陳情 4、松川町再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインの改定を求める陳情について、12 月 6 日に開催された委員会において慎重に審査をいたしました。審査の経過と結果を報告いたします。

発電設備に関するガイドラインは、平成 30 年に策定され、松川町景観条例の施行に伴い、令和 3 年度に一部改正し今に至っています。

現在のガイドラインは、策定段階において十分な検討をされたとは言えません。現在、長野県でも地域と調和した太陽光発電事業の推進に取り組んでおり、「環境に配慮し、地域住民に不安を与えないようにするためにも見直すことは必要である」との意見がありました。

採決の結果、当委員会では賛成 4、その他 1 で採択すべきものとしましたので、報告いたします。

○議長(中平文夫) 陳情 4 についての報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(中平文夫) 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

米山義盛議員。

○3番（米山義盛） この陳情については賛成する立場なんですが、先だって県の条例で太陽光発電についての条例が施行されているというふうになんてお聞きしました。

松川町でその太陽光発電についての条例、ガイドラインもありますけれど、条例を考えるのか、今日の今回の陳情にあるようなガイドラインの改定と併せて条例化というのでも考えられるのではないかなというふうな思いもありますので、発言させていただきました。

以上です。

○議長（中平文夫） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 討論なしと認めます。

採決を行います。

陳情4、松川町再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインの改定を求める陳情について、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立11名）

○議長（中平文夫） 全員起立です。全員賛成であります。

よって、陳情4、松川町再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインの改定を求める陳情については、採択と決定いたしました。

◇ 発議第1号 県施設の整理統合が続く中で、地域の振興に資する施設整備等を求める意見書の提出について

○議長（中平文夫） 日程第14、発議第1号、県施設の整理統合が続く中で、地域の振興に資する施設整備等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

説明を求めます。

大蔵 洋議員。

○7番（大蔵 洋） 発議第1号、県施設の整理統合が続く中で、地域の振興に資する施設整備等を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、関係機関に提出するため、主題のことについて、別紙のとおり意見書の議決を求める。

令和5年12月20日提出。

提出者、松川町議会議員大蔵 洋、賛成者、松川町議会議員米山郁子、同間瀬重男。

1枚おめくりください。

朗読をもって説明をいたします。

県施設の整理統合が続く中で、地域の振興に資する施設整備等を求める意見書（案）。

少子高齢化と人口減少が急速に進む中、飯田下伊那地域での市町村では、厳しい財政状況のもと、いかに住民の生活を守る様々な取組を進めるか苦慮しております。こうした中、飯田下伊那地域の文化芸能活動の拠点となってきた飯田創造館を令和6年度末をもって閉館するとの意向が長野県から示されました。これは、「地域に密着した施設の運営管理は地域へ」との基本方針に加え、飯田警察署の建替え及び運転免許センターの併設を実現するため、苦渋の決断であったものと理解しています。

また、第3次長野県消費者生活基本計画の中では、市町村消費生活センターのカバー範囲拡大に推進する一方で、県内各地にある消費生活センターの集約化の方針が示されています。さらに平成29年の松川青年の家の移管に続き、阿南少年自然の家についても地元自治体への移管が検討されています。こうした施設の整理統合に加え、許認可に関する窓口の集約化なども検討されていると聞いております。

行政組織にあたって、業務の効率化をする追求することは当然でありますし、環境変化に対応して、政策施策のスクラップアンドビルドが行われていることは理解できます。しかしながら、県施設の整理統合が続く一方で、リニア時代における地域振興に向けた新たな政策展開が見えてこないように感じます。

飯田下伊那地域では、各市町村や広域連合が特色ある地域振興策に取り組んでおりますが、小規模自治体が多く、財政状況も非常に厳しいため、思い切った大型事業に慎重にならざるを得ません。人口減少の大きな要因は、若者が自らの未来を地元地域の中に描くことができないことにあると考えます。長野県においては、こうした状況をお汲み取りいただき、下記についてご検討をいただくことを強く求めます。

記。

1、リニア中央新幹線の開業を見据え、県土の均衡ある発展を実現し、若者がこの地域の未来に明るい希望を持てる文化・スポーツ施設の整備の検討を願いたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年12月。

松川町議会議長、中平文夫。

長野県知事、阿部守一様。

以上です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中平文夫） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第1号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立11名）

○議長（中平文夫） 全員起立であります。全員賛成であります。

よって、発議第1号、県施設の整理統合が続く中で、地域の振興に資する施設整備等を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

=== 日程第15 継続審査・調査について ===

○議長（中平文夫） 日程第15、継続審査・調査についてを議題といたします。

各常任委員長から目下委員会において、審査及び調査の件について、議会会議規則第74条の規定により、閉会中の審査・調査の申し出があります。

お諮らいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中も審査または調査を継続することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中も継続審査及び調査することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

これにて閉会することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（中平文夫） 異議なしと認めます。

=== 日程第 16 町長あいさつ ===

○議長（中平文夫） 日程第 16、町長あいさつであります。

北沢町長。

○町長（北沢秀公） 閉会に際しまして、お礼のごあいさつをさせていただきたいと思います。

20 日間にわたりまして大変多くのご審議をいただきまして、またさらに補正予算等々含めましてお認めいただきました議案に対しまして、大変にお礼を申し上げたいと思います。適切に事業執行に努めてまいりたいと思います。

寒暖差のある日が続きます。また、インフルエンザもまだまだ流行っております。新たな 2024 年を体等々気をつけていただきまして、お迎えいただければと思います。

結びになりますけれども、定例会のご審議に改めて感謝申し上げ、私からのあいさつといたします。

大変に、ありがとうございました。

閉 会

○議長（中平文夫） これにて、令和 5 年度第 4 回松川町議会定例会を閉会といたします。

閉 会 午後 1 時 5 8 分

議員・説明員・事務局出席表

I. 議 員 出 席 表

議 席 番 号	氏 名	第 1 日	第 1 3 日	第 2 0 日
		12 月 1 日	12 月 13 日	12 月 20 日
1	星 野 光 洋	○	○	○
2	塩 沢 貴 浩	○	○	○
3	米 山 義 盛	○	○	○
4	加賀田 亮	○	○	○
5	米 山 郁 子	○	○	○
6	川 瀬 八十治	○	○	○
7	大 蔵 洋	○	○	○
8	—	—	—	—
9	坂 本 勇 治	○	○	○
1 0	—	—	—	—
1 1	米 山 俊 孝	欠	○	○
1 2	間 瀬 重 男	○	○	○
1 3	松 井 悦 子	○	○	○
1 4	中 平 文 夫	○	○	○

Ⅱ. 地方自治法第 121 条の規定による出席者の職・氏名

職 名	氏 名	第 1 日	第 1 3 日	第 2 0 日
		12 月 1 日	12 月 13 日	12 月 20 日
町 長	北 沢 秀 公	○	○	○
副 町 長	黒 澤 哲 郎	○	○	○
教 育 長	小 平 順 一	○	○	○
総 務 課 長	米 山 政 則	○	○	○
まちづくり政策課長	下 井 昭 二	○	○	○
住 民 税 務 課 長	伊 藤 孝 光	○	○	○
会 計 管 理 者	伊 藤 孝 光	○	○	○
保 健 福 祉 課 長	塩 倉 智 文	○	○	○
産 業 観 光 課 長	田 中 学	○	○	○
建 設 水 道 課 長	原 高 広	○	○	○
リニア対策課長	小 沢 雅 和	○	○	○
こ ども 課 長	中 村 昌 彦	○	○	○
生 涯 学 習 課 長	高 根 竜 二	○	○	○
図 書 館 ・ 資 料 館 長	福 島 俊 美	○	○	○
議 会 事 務 局 長	佐々木 保	○	○	○

Ⅲ. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

職 名	氏 名	第 1 日	第 1 3 日	第 2 0 日
		12 月 1 日	12 月 13 日	12 月 20 日
議 会 事 務 局 長	佐々木 保	○	○	○
書 記	竹 村 一 希	欠	○	○

以上、会議の内容に相違なきことを認め、地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松川町議会議長 中 平 文 夫

署 名 議 員 加 賀 田 亮

署 名 議 員 米 山 郁 子